

第4次伊東市地域福祉計画

第4次伊東市地域福祉活動計画

誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

令和6年(2024年)3月

伊東市

伊東市社会福祉協議会

第4次伊東市地域福祉計画の策定に寄せて

本市では、平成31年3月に策定した第3次伊東市地域福祉計画に基づき、「みんなが暮らす やさしさと笑顔にあふれる健康なまち」の実現を目指して、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化の進行、一人暮らし世帯の増加など世帯構成や生活環境の変化による地域のつながりの希薄化などに加え、ひきこもりや8050問題、介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなど狭間の問題や複雑・複合化する課題を抱える世帯への支援が課題となっております。

こうした中、本市におきましても制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しております。

このたび、第3次計画が令和5年度をもって終了することから、新たに今後5年間を計画期間とする「第4次伊東市地域福祉計画」を策定いたしました。本計画は、「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」を基本理念として、皆さまに地域福祉への関心を深めてもらうための環境整備や福祉教育を推進するとともに、地域がつながり支え合う仕組みを理解してもらい、お互いを知り思いやる心を育むことで、福祉活動への参加、地域福祉の活性化につなげてまいります。また、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域、行政、関係機関等が連携した包括的な支援体制を整備するなど、様々な施策を展開してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました地域福祉計画策定市民懇話会委員の皆さまをはじめ、御意見・御協力いただきました福祉関係機関・団体、市民の皆さまに厚くお礼を申し上げます。



令和6年3月

伊東市長 小野 達也

第4次伊東市地域福祉活動計画の策定に寄せて

地域福祉を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、生活困窮、子育て環境、孤立する高齢者など生活上の悩みを抱える人が増加しており、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化しています。また、自然災害への備えや新たな感染症等への対策も地域の大きな課題となっています。



このような状況下、地域社会全体を支えるためには、市民一人一人が地域の担い手となり、相互に助け合う関係性を育みながら、生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現を目指す取組が求められます。

この取組は、長年、地域福祉を進めてきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあるもので、これまでの活動の更なる展開を図るため、行政と同じ理念や方向性の下で相互に連携し、地域福祉を進める必要があることから、伊東市と一体となって「伊東市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

策定に当たっては、さまざまな分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を設置するとともに、市民アンケート調査や地域の福祉団体、市民の皆さまのご意見をできるだけ反映することに努め、作業を進めてまいりました。

今後は、『誰もが健やかに暮らし活躍できるまち』の基本理念のもと、本計画で提言する三つの基本目標の達成のため、市民の皆さまと共に地域福祉活動を進めていきたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重なご意見をいただきました地域福祉活動計画策定委員会の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました多くの市民の皆さま、関係機関・団体の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

会長 鈴木 洋子

目次

第4次伊東市地域福祉計画	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画の趣旨	2
(2) 地域福祉とは	3
(3) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方	4
(4) 地域共生社会とは	5
(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備	6
2 計画の位置づけ	7
(1) 計画の位置づけ	7
(2) S D G s（持続可能な開発目標）	10
3 計画の期間	11
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	12
1 伊東市の現状	12
(1) 将来推計人口	12
(2) 高齢者人口の推移	14
(3) 要支援・要介護認定者数	15
(4) 出生数	15
(5) 障害者手帳所持者数	16
(6) 障がい者の就職件数及び登録者数	17
(7) 生活保護受給者数	18
(8) 生活保護費	19
第3章 計画の方向性	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
基本目標1 地域福祉に関心を持つための取組	20
基本目標2 地域がつながり支え合う仕組みづくり	20
基本目標3 安心して暮らせるための仕組みづくり	20
3 施策の体系	21

第4章 施策の取組..... 22

基本目標1 地域福祉に関心を持つための取組..... 22

基本方針1 地域福祉に関する理解の推進..... 22

基本方針2 地域福祉の担い手の育成..... 23

基本目標2 地域がつながり支え合う仕組みづくり 24

基本方針1 地域のつながりの強化 24

基本方針2 福祉団体等への活動支援..... 26

基本方針3 地域で見守り支える活動の推進 27

基本方針4 災害に備えた地域づくりの推進 29

基本目標3 安心して暮らせるための仕組みづくり 30

基本方針1 包括的支援体制の整備 30

基本方針2 自立に向けた支援体制の整備..... 31

基本方針3 安心安全な暮らし環境の整備..... 32

基本方針4 権利擁護のための支援体制の整備 33

基本方針5 更生に向けた地域の支援づくり 34

第5章 生活困窮者自立支援計画 35

1 計画の趣旨と現状..... 35

(1) 計画の趣旨..... 35

(2) 現状 35

2 生活困窮者自立支援施策の推進..... 35

(1) 取組体制..... 35

(2) 情報共有体制の整備..... 36

(3) 実施事業..... 36

第6章 第2次伊東市いのち支える自殺対策計画 38

1 計画の趣旨等 38

(1) 計画策定の趣旨 38

(2) 計画の位置づけ 38

(3) 計画の期間..... 40

2 計画の数値目標..... 41

3 伊東市の現状と特徴..... 41

(1)	自殺者数と自殺死亡率の推移	41
(2)	年代別自殺死亡率の状況（平成 29 年～令和 3 年平均）	42
(3)	職業別の特徴（平成 29 年～令和 3 年合計）	43
(4)	地域自殺実態プロファイル（2022）抜粋	43
4	自殺対策の基本的理念	46
5	自殺対策の基本認識	47
6	自殺対策の基本方針	47
7	基本施策と重点施策について	48
基本施策(1)	地域ネットワークの強化	49
基本施策(2)	自殺対策を支える人材育成の強化	51
基本施策(3)	市民への啓発・周知	54
基本施策(4)	生きることの促進要因への支援	56
基本施策(5)	児童・生徒の S O S の出し方に関する教育	61
重点施策(1)	高齢者への支援の強化	62
重点施策(2)	失業・無職・生活困窮者への支援の強化	64
重点施策(3)	勤務・経営対策支援の強化	65
第 7 章	成年後見制度利用促進基本計画	66
1	計画の策定にあたって	66
(1)	計画策定の背景	66
(2)	成年後見制度の種類	66
(3)	成年後見制度の理念	67
2	伊東市の現状	68
(1)	伊東市の現状	68
(2)	成年後見制度利用状況	68
(3)	成年後見制度に関する市民の意識調査結果	70
3	施策の概要	73
(1)	地域連携ネットワークと中核機関の整備	73
(2)	成年後見制度の普及啓発	74
(3)	成年後見制度の利用促進	74
4	伊東市における取組	75
(1)	権利擁護支援のための地域連携ネットワークと中核機関の整備	75

(2) 成年後見制度の普及啓発	76
(3) 成年後見制度の利用促進	77
第8章 計画の推進にあたって	78
1 計画推進に向けたそれぞれの役割	78
2 計画の進行管理	79
3 計画の評価	79
(1) 数値目標の設定	79
(2) 目標指標	79
(3) 前回計画からの数値の推移	79
第4次伊東市地域福祉活動計画	81
第1章 活動計画の内容	82
1 計画策定の趣旨	82
(1) 計画の趣旨	82
(2) 社会福祉協議会	83
(3) 地域福祉活動計画	83
(4) 計画の位置づけ	83
(5) 計画の期間	83
(6) 計画の進行管理と評価、公表	84
第2章 地域福祉の現状と課題	85
1 課題の整理	85
第3章 計画の方向性	89
1 基本理念	89
2 基本目標	89
基本目標1 地域を支える人を育む	89
基本目標2 連携・協働の気運を高める	89
基本目標3 心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり	89
3 施策の体系	90
第4章 施策の取組	91

基本目標 1	地域を支える人を育む	91
基本方針 1	福祉を知る機会の拡充	91
基本方針 2	福祉教育の推進と福祉人材の養成強化	92
基本目標 2	連携・協働の気運を高める	93
基本方針 1	地域連携の取組支援の強化、確立を図る	93
基本方針 2	福祉団体の基盤強化	94
基本方針 3	地域で支え合う活動の推進	95
基本方針 4	災害・緊急時を想定した取組の推進	96
基本目標 3	心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり	97
基本方針 1	総合的な相談援助体制の整備	97
基本方針 2	さまざまな自立支援の取組の強化	98
基本方針 3	不安のない暮らしへ向けた取組の推進	99
基本方針 4	権利を擁護する取組の推進	100
第 5 章	地域福祉活動計画推進のための社協職員行動原則	101
	『社協職員行動原則 - 私たちがめざす職員像』 全社協	101
資料		103
1	市民アンケート	104
2	高校生アンケート	116
3	市民満足度調査抜粋	121
4	策定経過	123
(1)	計画策定までの流れ	123
(2)	第 4 次伊東市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会 委員名簿	124
(3)	第 4 次伊東市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	125
(4)	その他	125

※「障がい」等の表記について

本計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」という言葉が、前後の文脈などから、人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、法令や例規内の名称や用語、他の機関・団体・行事などの固有名詞、医学用語などの専門用語、人や人の状態でないものについては、「障害」と漢字で表記をしています。

第4次伊東市 地域福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

人口減少、少子高齢化の進展、一人暮らし世帯の増加など世帯構成や生活環境の大きな変化により、地域のつながりの希薄化、支え合い機能の低下が危惧されます。また、8050世帯や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーなどの、一つの世帯に複数の課題が存在している状態や、ごみ屋敷のように世帯全体が孤立している状態など、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化する中で、従来の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難になっております。

そういった中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる仕組みを構築していくことが重要になります。

本市においても、平成31年3月に「第3次伊東市地域福祉計画・伊東市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、「みんなが暮らす やさしさと笑顔にあふれる健康なまち」を基本理念に地域福祉の推進を図ってまいりました。

このたび、令和6年度からの次期計画として、「第4次伊東市地域福祉計画・伊東市地域福祉活動計画」を策定するものです。

(2) 地域福祉とは

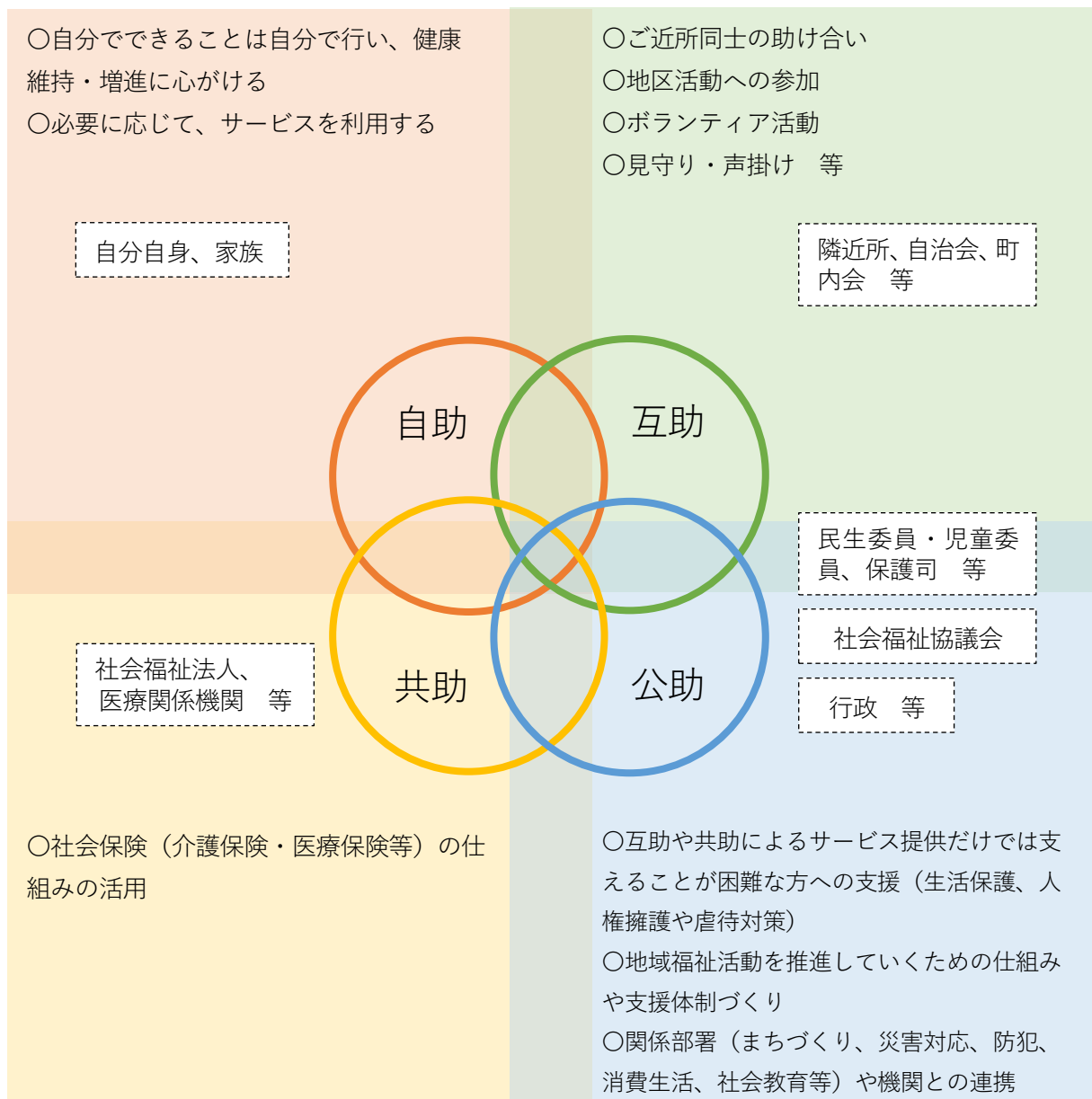
地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して日常生活を送れるように、地域住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、あらゆる人、団体が主体的に関わり合い、協力し、「つながり」・「支え合う」ことで、地域福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉の推進に向けて、市及び市社協では、福祉関係団体、その他計画推進に関連する団体と連携を図りながら施策を進めてきました。今後も、地域福祉の下支えとして、公助で担うべきサービスを提供しつつ、「自助」「互助」「共助」の活動を支援することで地域福祉を総合的に推進していきます。



(3) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、住民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのためには、「自助」「互助・共助」「公助」の4つの視点が重要になります。



(4) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）になります。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。



(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

既存の制度による解決が困難な課題

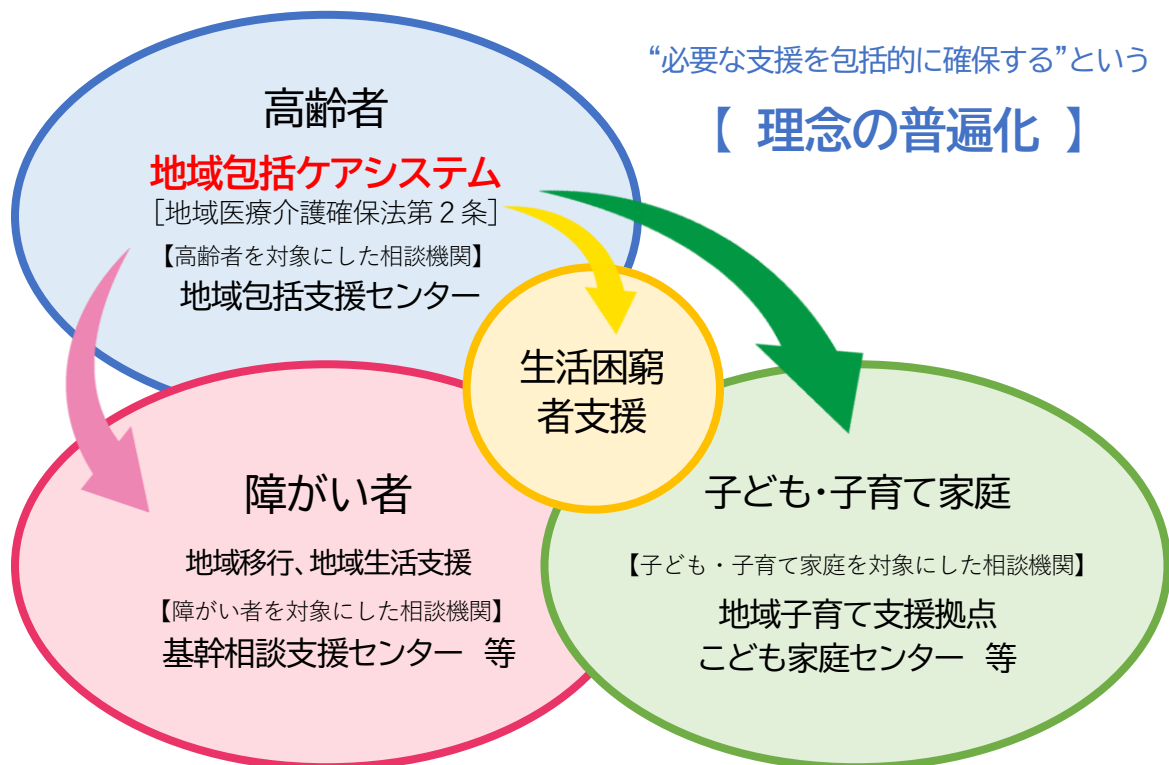
課題の複合化

- ・ 高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
- ・ 介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)
- ・ 家事や家族の世話などを日常的に行う子ども(ヤングケアラー) 等

制度の狭間

- ・ いわゆる「ごみ屋敷」
- ・ 障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否 等

➡ 各分野の関係機関の連携が必要



土台としての地域力の強化

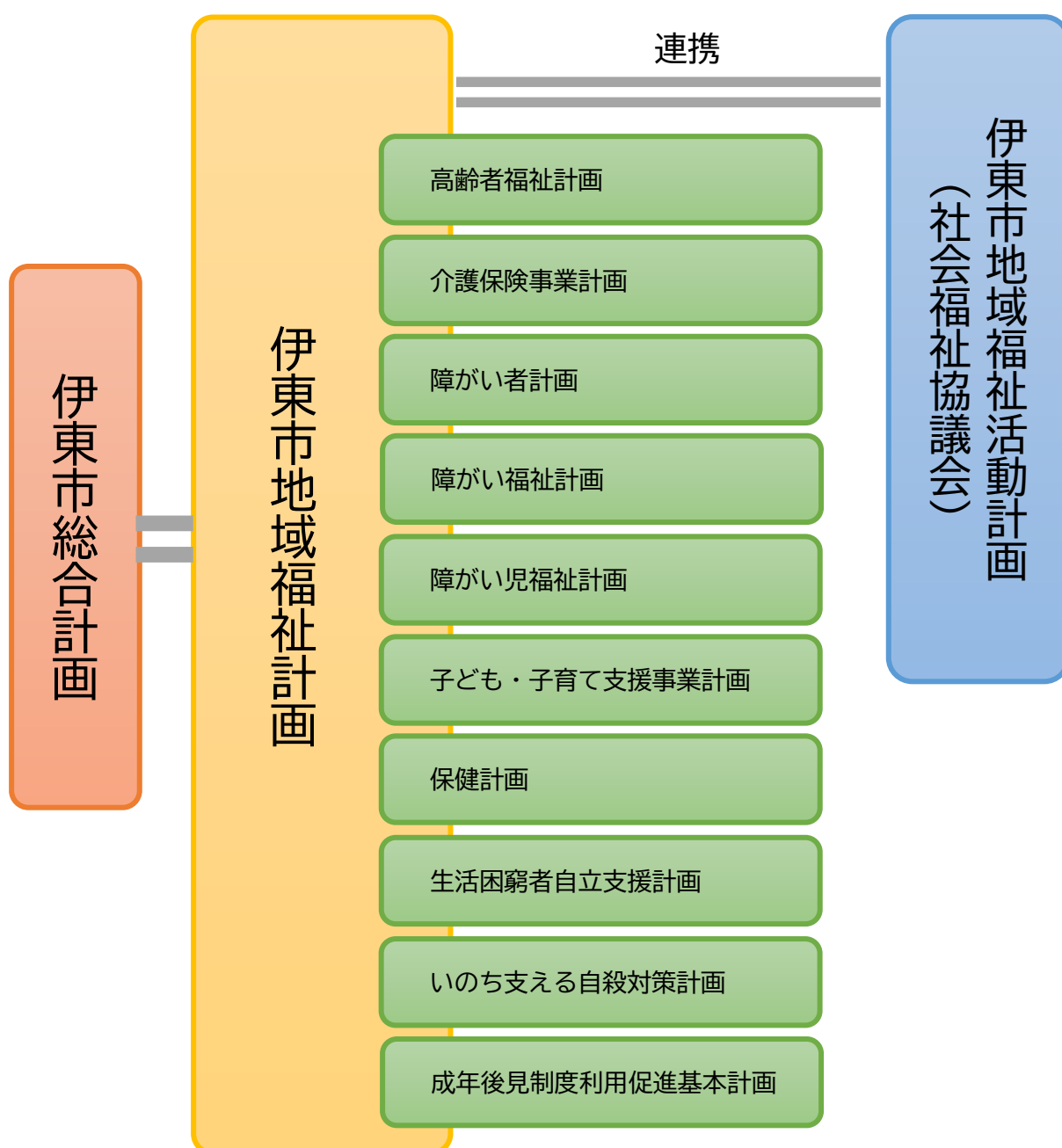
「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

「第4次伊東市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく計画であるとともに、「第五次伊東市総合計画」の基本構想、基本計画、実施計画を踏まえ、地域における福祉施策を総合的に推進するものです。

また、本市が策定している「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「保健計画」「生活困窮者自立支援計画」「いのち支える自殺対策計画」「成年後見制度利用促進基本計画」などの各対象別計画を内包する「上位計画」として位置付け、理念や仕組みの整合性を図っています。



【法令等による根拠】

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

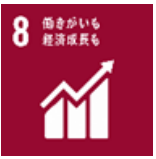
第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) S D G s (持続可能な開発目標)

S D G s (持続可能な開発目標)とはSustainable Development Goalsの略称で、2015年(平成27年)9月の国連サミットで、2030年(令和12年)に向けて持続可能な社会の実現を目指す「持続可能な開発のための2030アジェンダ※1」が加盟国の全会一致で採択されました。S D G sは、全ての国々に普遍的に適用される17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組むことを誓っています。

伊東市地域福祉計画の取組に該当するS D G sの開発目標

 1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク※3)を促進する
 2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する	 10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等※2を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※1 「2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な未来を追及する」としており、2030年までに達成すべき「17の目標」、活性化されたグローバルなパートナーシップも含めた「実施手段」、「レビューとフォローアップ」のための枠組みから構成されている。(国連広報センター)

※2 性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくこと。(内閣府男女共同参画局)

※3 「働きがいのある人間らしい仕事」を意味し、その概念は、1999年の第87回ILO総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILOの活動の主目標と位置付けられた。(厚生労働省)

3 計画の期間

第4次地域福祉計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて計画を改定する場合があります。

≪ 計画期間 ≫

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
地域福祉計画										

≪ 関連計画の期間 ≫

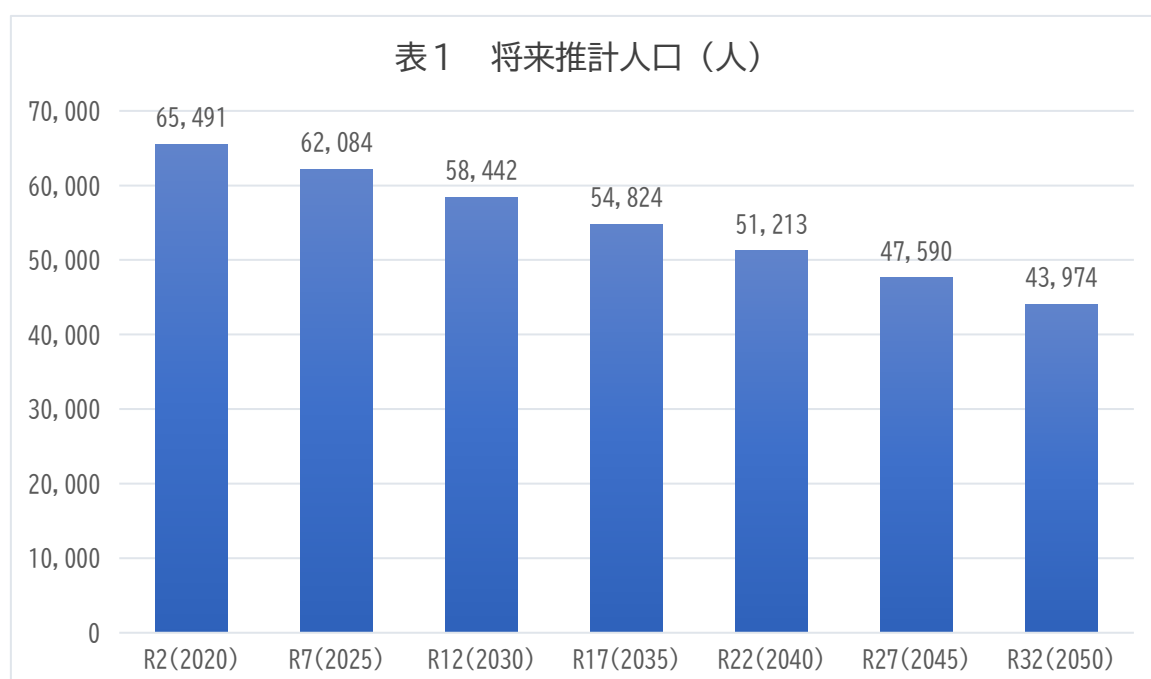
年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画										
高齢者福祉計画										
介護保険事業計画										
障がい者計画										
障がい福祉計画										
障がい児福祉計画										
子ども・子育て支援事業計画										
保健計画										
生活困窮者自立支援計画										
いのち支える自殺対策計画										
成年後見制度利用促進基本計画										
地域福祉活動計画 (伊東市社会福祉協議会)										

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

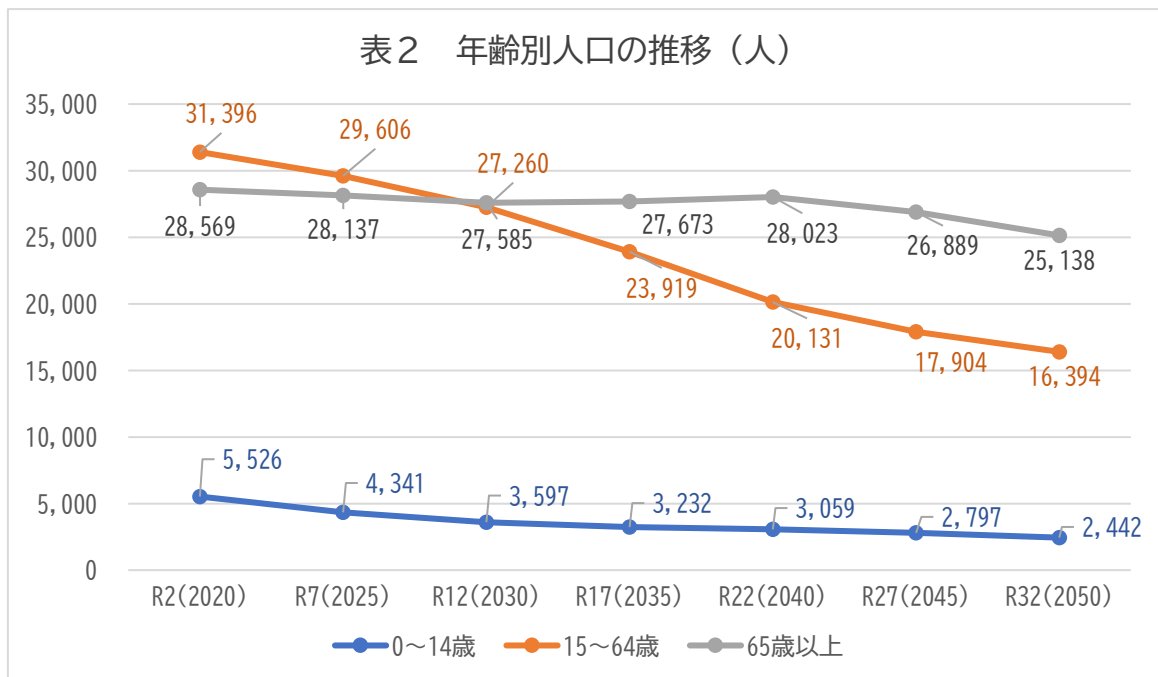
1 伊東市の現状

(1) 将来推計人口

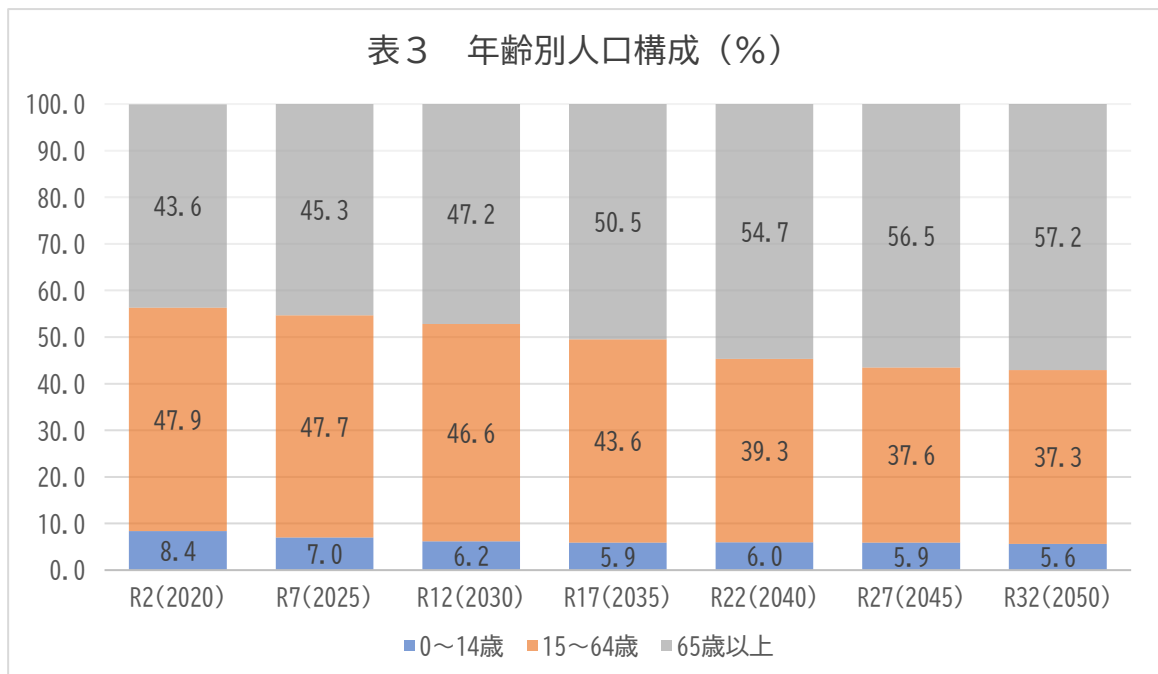
「第五次伊東市総合計画（2021－2030）」では、令和12年（2030年）における伊東市の人口として60,000人を目指しており、「第2期伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」においても目指すべき将来の方向として、移住促進を図ることにより、年齢構成のバランスを維持し、持続可能な地域の実現を展望し第五次総合計画の目標人口（令和12年60,000人）を達成するとともに、令和42年（2060年）に人口36,600人を確保するとしています。



※資料：国立社会保障・人口問題研究所データ



※資料：国立社会保障・人口問題研究所データ



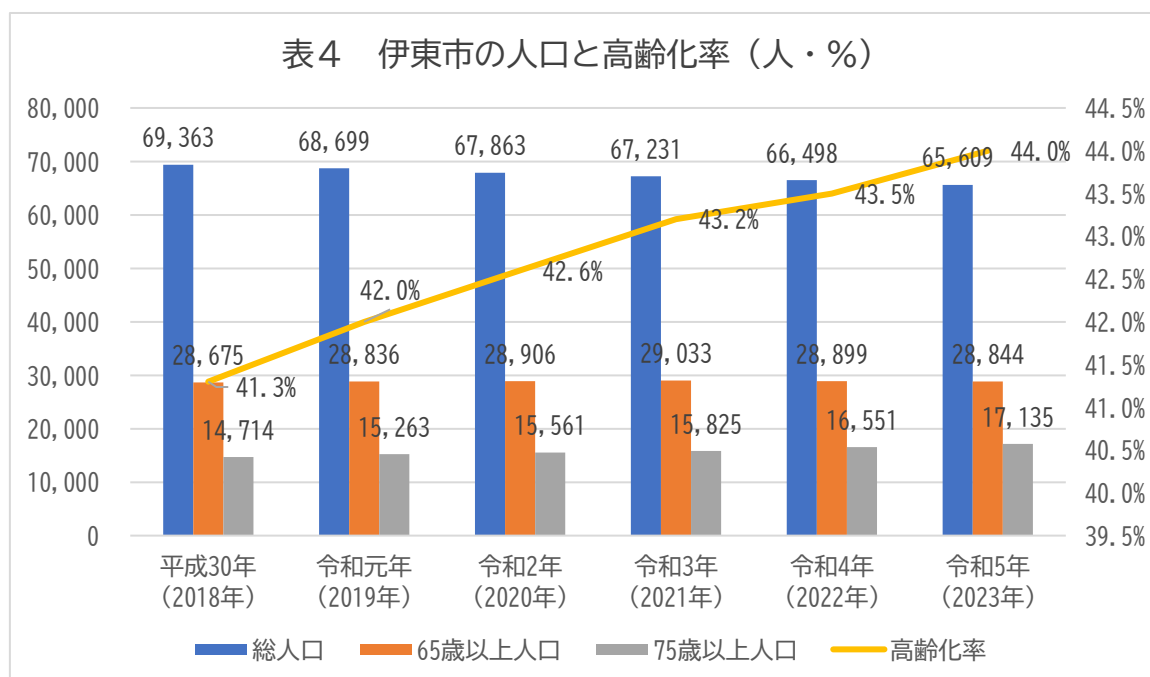
※資料：国立社会保障・人口問題研究所データ

※年齢別構成比率の値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

(2) 高齢者人口の推移

全国的に、人口が年々減少するという人口減少社会の中、本市においても、令和5年9月現在の人口は65,609人と、5年前の令和元年から3,000人の減少となっております。

一方、65歳以上の高齢者人口は令和3年を境に減少に転じましたが、高齢化率につきましては、依然として上昇傾向にあり、団塊の世代がすべて後期高齢者となる令和7年以降数年をピークとして、当面は介護サービスの需要は増加傾向が続くものと考えられるため、介護人材の確保が課題となっております。



※各年度とも9月末現在の数値である。

※資料：第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

表5 伊東市の人口と高齢化率（人・％）

年度		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口		69,363	68,699	67,863	67,231	66,498	65,609
高齢者人口	65歳以上	28,675	28,836	28,906	29,033	28,899	28,844
	75歳以上	14,714	15,263	15,561	15,825	16,551	17,135
高齢化率(%)		41.3%	42.0%	42.6%	43.2%	43.5%	44.0%

※各年度とも9月末現在の数値である。

※資料：第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(3) 要支援・要介護認定者数

表6 伊東市の要支援・要介護認定者の推移（人）

年度 区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援 1	710	683	593	627	593	583
要支援 2	614	627	670	689	706	747
要介護 1	902	903	928	1,001	984	969
要介護 2	665	704	767	830	880	871
要介護 3	530	555	597	671	683	700
要介護 4	587	593	611	627	658	675
要介護 5	461	445	465	424	450	463
計	4,469	4,510	4,631	4,869	4,954	5,008

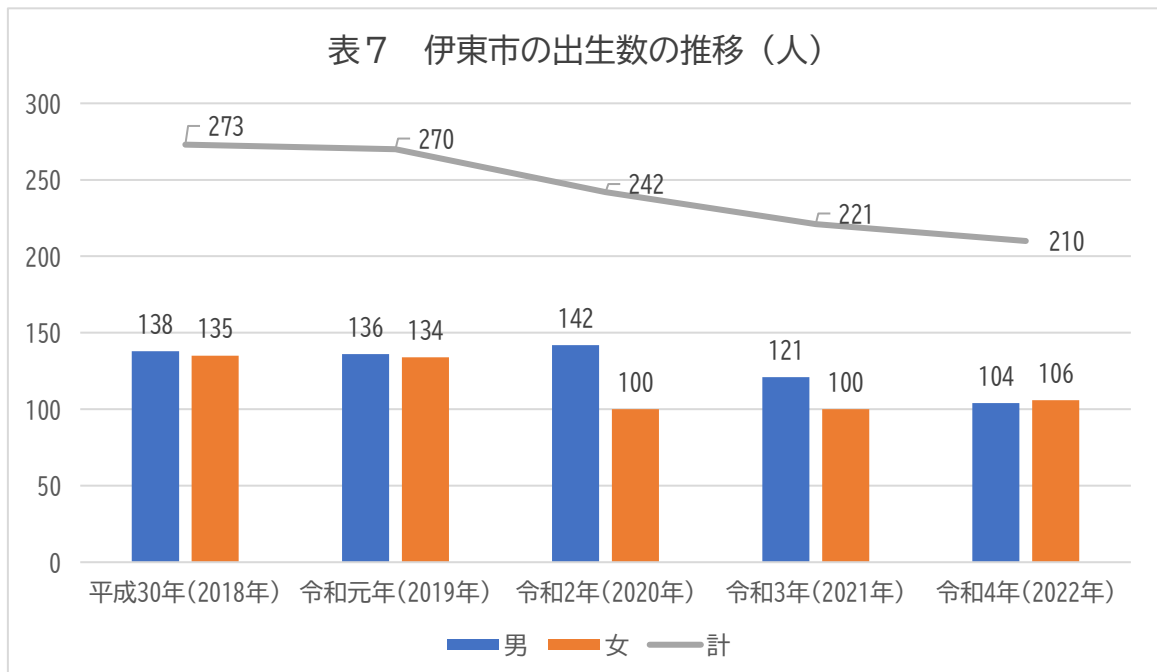
※第1号被保険者（65歳以上）の要介護認定者数の推移

※各年度とも7月末現在の数値である。

※資料：第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

(4) 出生数

表7 伊東市の出生数の推移（人）



※資料：伊東市統計書

(5) 障害者手帳所持者数

表8 身体障害者手帳所持者の推移(人)

年度 区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
視覚障害	167	167	159	151	151
聴覚・平衡機能障害	245	242	235	232	225
音声・言語・ そしゃく機能 障害	49	51	53	49	51
肢体不自由	1,370	1,332	1,307	1,259	1,205
内部障害	788	805	804	844	854
計	2,619	2,597	2,558	2,535	2,486

※各年度とも年度末現在の数値である。

表9 療育手帳所持者の推移(人)

年度 区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
療育手帳A	186	187	180	187	189
療育手帳B	428	446	473	487	502
計	614	633	653	674	691

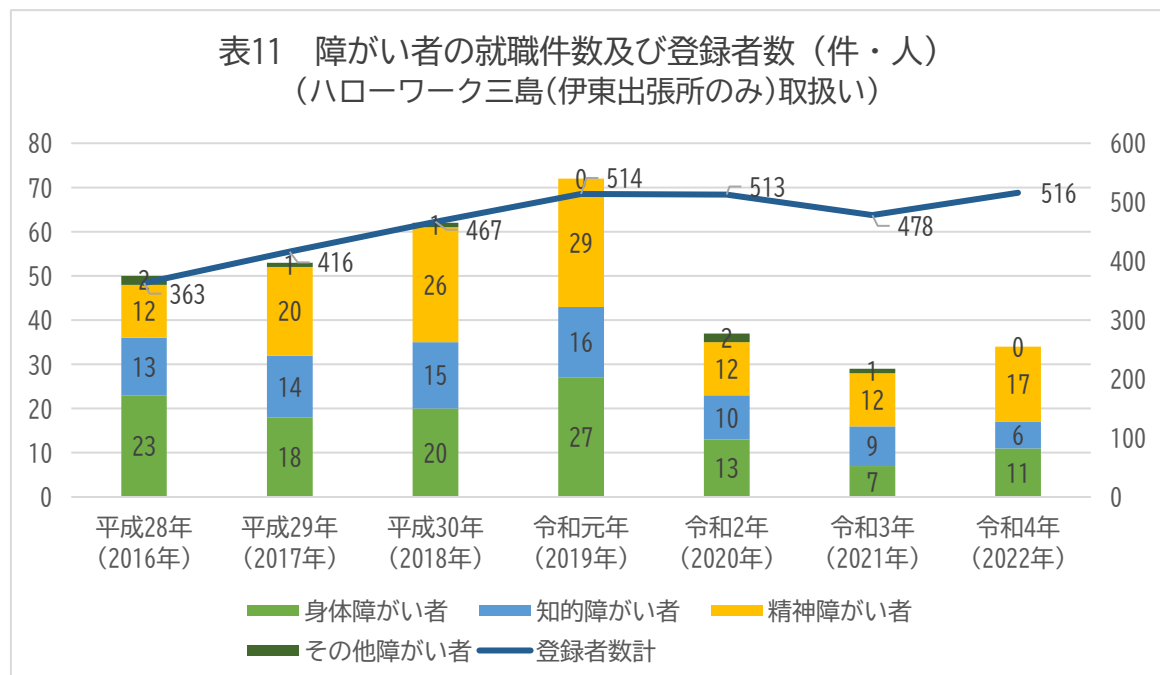
※各年度とも年度末現在の数値である。

表10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(人)

年度 等級	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
1級	30	31	33	32	36
2級	277	291	314	328	364
3級	72	75	77	82	80
計	379	397	424	442	480

※各年度とも年度末現在の数値である。

(6) 障がい者の就職件数及び登録者数



※資料：三島公共職職業安定所伊東出張所「障がい者の就職紹介等状況（伊東出張所のみ）」より引用

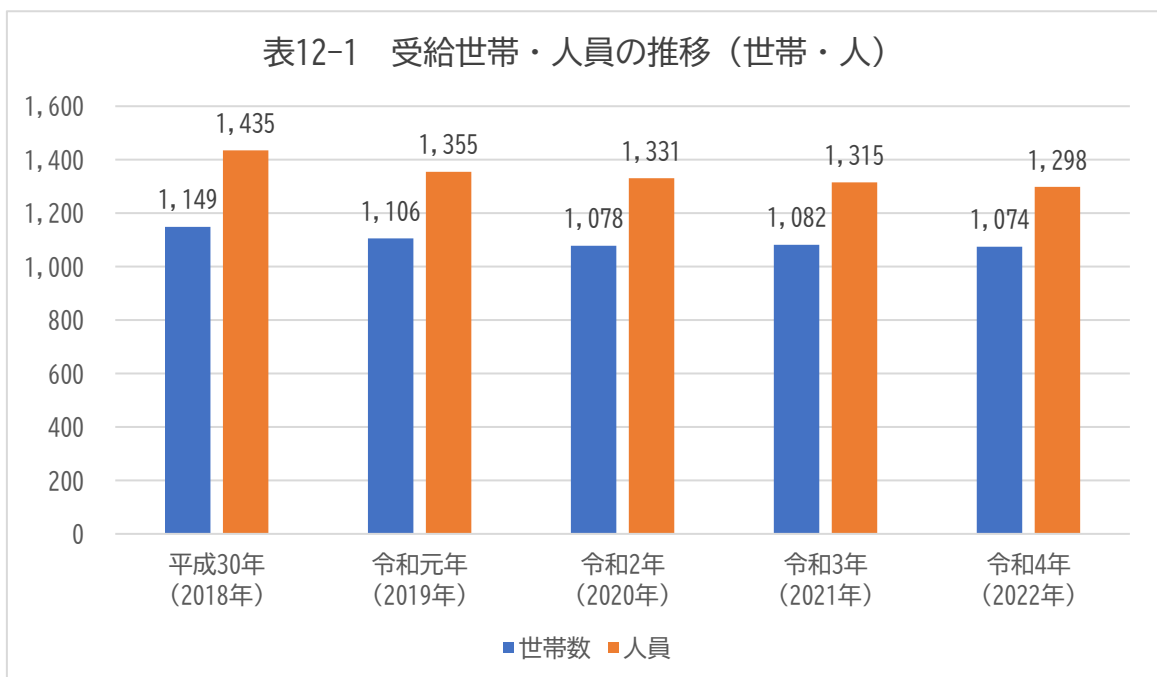
(7) 生活保護受給者数

表 12 伊東市の生活保護受給者世帯数・人員・保護率※の推移（世帯・人）

年度 区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
世帯数		1,149	1,106	1,078	1,082	1,074
人員		1,435	1,355	1,331	1,315	1,298
保護率 (%)	伊東市	2.17	2.07	2.06	2.03	2.04
	県下市部	0.86	0.87	0.89	0.90	0.92
	県計	0.85	0.86	0.89	0.90	0.92
	全国	1.66	1.64	1.63	1.63	1.63

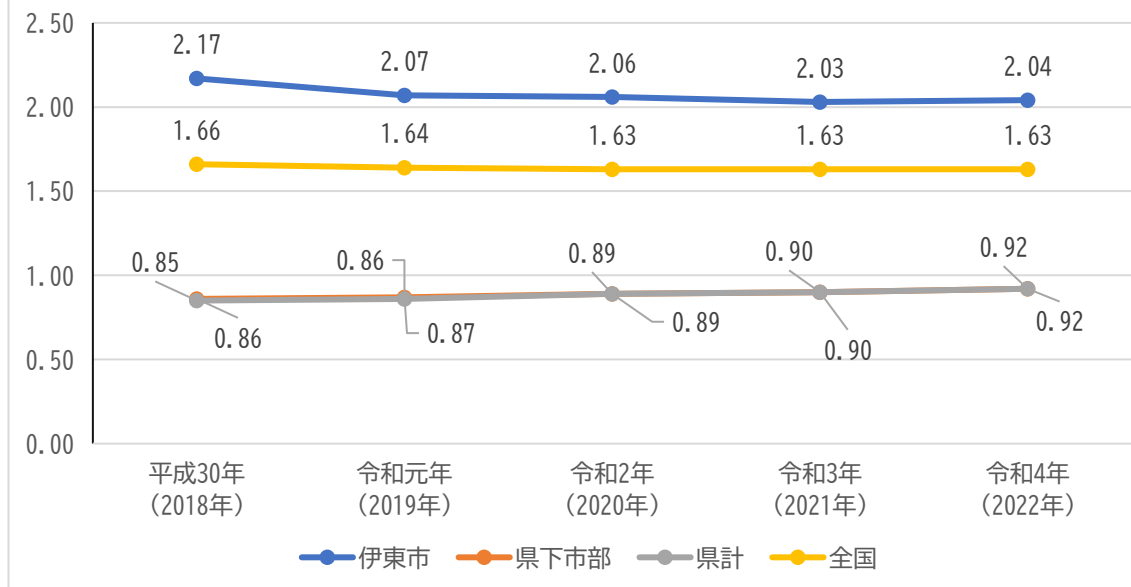
※各年度とも年度末現在の数値である。

※保護率＝被保護総人員÷算出人口×1,000



※各年度とも年度末現在の数値である。

表12-2 保護率※の推移（％）

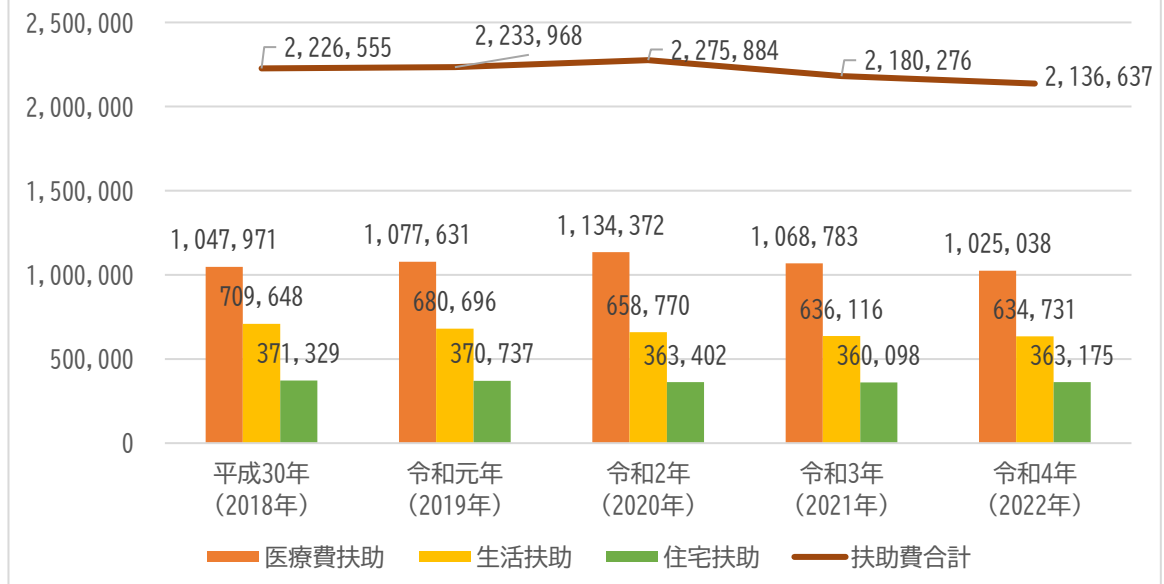


※各年度とも年度末現在の数値である。

※保護率＝被保護総人員÷算出入口×1,000

(8) 生活保護費

表13 生活保護費（扶助費）の推移（千円）



※各年度とも年度末現在の数値である。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

2 基本目標

基本目標1 地域福祉に関心を持つための取組



地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進していくためには、住民一人一人が地域や福祉、地域活動に関心を持ち、また互いを尊重し合うことが重要です。福祉に対する理解促進を図り環境を整えていくことで、地域福祉に参加しやすい街づくり、地域福祉の担い手育成に取り組みます。

基本目標2 地域がつながり支え合う仕組みづくり



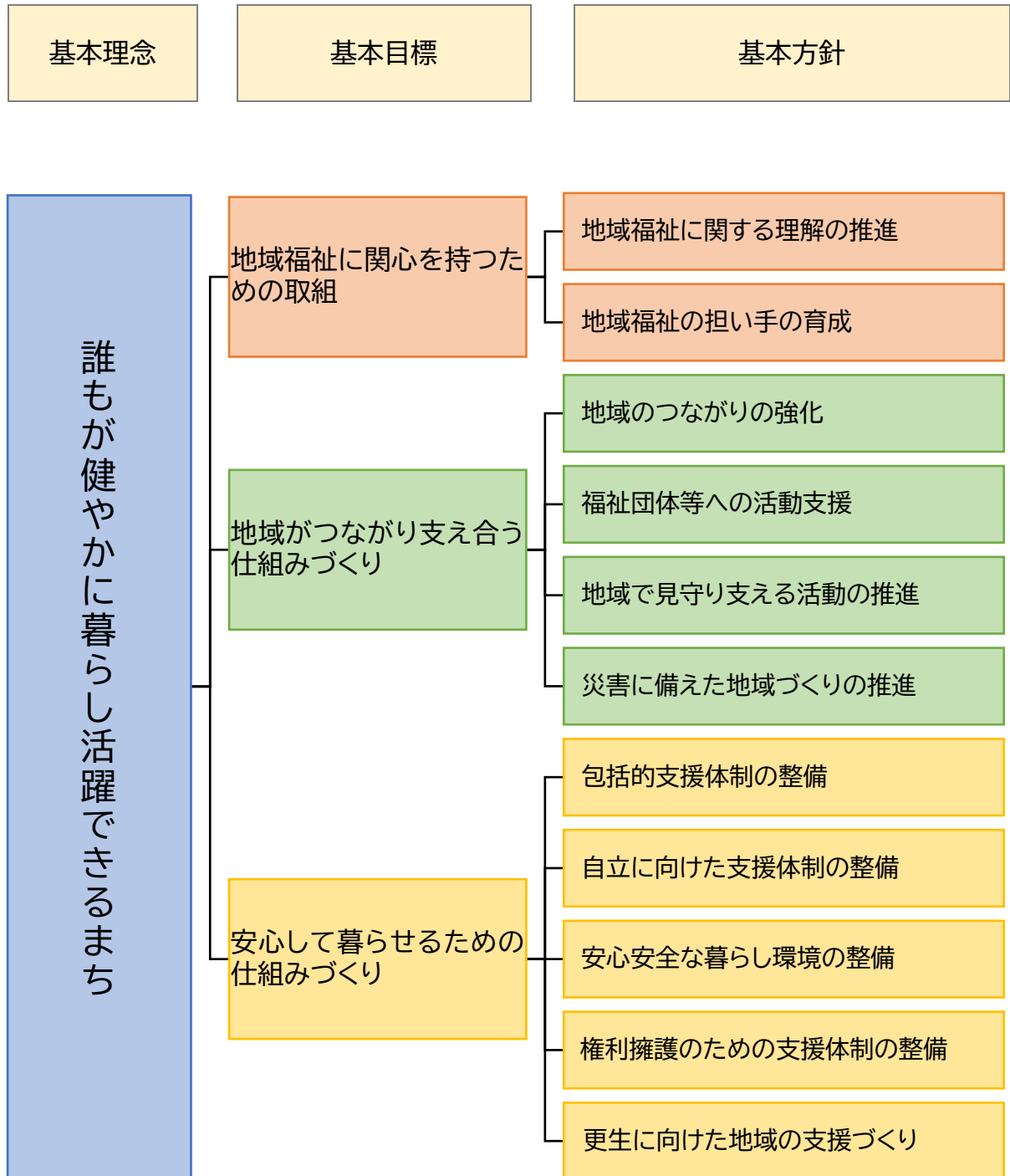
地域とのつながりを持ち交流を図ることで、お互いを知り思いやる心を育みます。地域とのつながりから福祉活動に興味を持ち、福祉団体の活動に参加していくことで、見守り支える地域づくりの活性化が図れることから、活動の場の提供や団体に対する活動支援に取り組みます。

基本目標3 安心して暮らせるための仕組みづくり



福祉の分野を超えた包括的な支援体制を構築することで、複雑複合化する相談や「制度の狭間」の問題について対応し、課題解決を目指します。また、判断能力が不十分な方について、安心して地域生活が送れるよう権利擁護に関する支援に取り組むほか、差別や偏見のない社会づくりに取り組みます。

3 施策の体系



第4章 施策の取組

基本目標1 地域福祉に関心を持つための取組

基本方針1 地域福祉に関する理解の推進

●施策の方向性

地域福祉を推進していくためには、住民一人一人が地域や福祉に関心を持つことが第一歩となります。様々な体験、交流、学習等を通じて、地域や福祉に対する理解を深め、共有し、生き方、考え方を認め合う多様性を認め合えるまちづくりに取り組みます。

●現状と課題

地域共生社会の実現には、人と人が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることが重要であり、住民が地域や福祉に興味を持ち、理解が深まるような取り組みが求められます。

住民一人一人の福祉への理解と関心が高まるよう、地域福祉団体と協力し、福祉に関する研修会や講演会を開催していくことで理解促進を図ります。また、福祉教育を推進し、体験、交流する機会を創出していくことで、福祉意識の醸成、多様性を認め合える社会づくりに努めます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・地域や福祉に関心を持ちましょう。
- ・差別や偏見を持たない、多様性を認め合えるための正しい知識を深めましょう。
- ・イベントや学習会に参加し、地域福祉に対する理解を深めましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

・福祉体験学習事業

次代を担う中高生を対象に、障がい者に対する理解を深め、ボランティアに対する心構え等を学ぶことを目的とした、社会福祉施設での体験研修を実施します。

・声の広報及び点字広報事業

視覚障がい者への広報及び日常生活情報の提供として、朗読録音奉仕者作成による「声の広報」「声のたより」「県議会だより」「県民だより」を提供します。

また、点訳奉仕者の協力を得て「点字広報いとう」を作成し、利用者に提供します。

・在宅医療と介護連携に関する理解普及活動

在宅医療と介護の連携における課題解決に必要な知識や技術の習得を目的とした研修会を開催します。

・介護保険事業所の自己評価・外部評価

市内の認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）等における自己評価・外部評価とその公表を推進することで、良質なサービス水準を確保するとともに、介護保険サービス事業所の運営状態への理解を深めます。

・親性準備教育事業

乳児とのふれあい体験等から母性、父性を育み、命の大切さを感じることを目的として、思春期相談員等が中高生を対象に事業を行います。

基本方針 2 地域福祉の担い手の育成

●施策の方向性

地域生活課題を解決していくためには、地域住民が課題を「我が事」として受け止め、課題を把握し、地域の担い手として課題解決に向けて主体的に関わることが重要です。

住民一人一人の地域に対する意識を高め、ボランティアに携わるための支援を進めるなど、地域福祉の担い手の育成に取り組みます。

●現状と課題

地域における多様な生活課題や福祉ニーズに対応する上で、地域住民や地域福祉団体等による地域活動、ボランティア活動が果たす役割は大きくなっています。一方で、少子高齢化や地域のつながりの希薄化により地域福祉の担い手不足が課題となっています。

誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるよう、地域福祉団体に関する活動内容の紹介やボランティア活動に興味を持つ人に向けた情報発信、交流機会づくりを進めていきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ・家族や友達と一緒にボランティアに参加してみましょう。
- ・地域の活動に参加することで、地域住民とのつながりを持ちましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

・手話奉仕員養成事業

聴覚及び音声・言語機能障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対して手話サークルから講師を招き、手話等の指導を行うことで、手話奉仕員を養成します。

・点字講習会事業

視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対して、点字サークルから講師を招き、点字等の指導を行うことにより、点訳奉仕者を養成します。

・地域介護予防活動支援事業

健康体操クラブなど高齢者の体力づくりを継続的に支援する健康体操リーダーを計画的に養成します。

・生活支援体制整備事業

生活支援サービスの担い手となる生活支援サポーターの養成、地域住民の助け合いによる移動支援の実施を目指し、運転ボランティア及び見守り支援ボランティアの養成研修等を行います。

・認知症サポーター等養成事業

認知症になっても安心して暮らせる社会の構築を目指し、認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを養成します。

基本目標2 地域がつながり支え合う仕組みづくり

基本方針1 地域のつながりの強化

●施策の方向性

誰もが地域社会とのつながりを持ち、身近な地域で多くの人が顔見知りになることで、お互いを知り、思いやることのできる、顔の見える関係づくりに取り組みます。

●現状と課題

核家族化や一人暮らし世帯の増加が進み、近所づきあいなどが希薄化する中、地域社会とのつながりを維持し、孤独・孤立を防いでいくためにも、隣近所や地域などの身近な助け合いが重要となります。これは、高齢者世帯に限らず、若者世代や若い子育て世代においても同様です。

それぞれが孤立することなく、人と人、地域との「つながり」を持てるような交流の場の提供や居場所づくりを進めていきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・居場所づくりに関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・日ごろから地域内であいさつを交わすなど、声をかけ合いましょう。
- ・隣近所や地域の方に声をかけ、居場所づくりなどに参加してみましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・ひきこもり支援（障がい福祉）

精神障がいや発達障がいのある人やその家族が、互いに交流を図り、一緒にくつろいだり、専門職に相談したりすることができる「がんばらない会」を開催します。

- ・地域介護予防活動支援事業

高齢者の心身の健康を支えるため、身近な地域で気軽に取り組める健康づくりを継続的に支援する健康体操クラブを市内全域で開催するとともに、地域における高齢者の交流や生きがいづくり等を目的とした居場所の運営を支援します。

- ・認知症カフェの開催

認知症の相談に応じることができる専門職が、認知症の人とその家族をはじめ、地域住民など誰もが集える認知症カフェを開催します。

- ・チームオレンジの整備

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを実践するためのステップアップ講座を受講した認知症サポーターがチームを組んで、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげる「チームオレンジ※」を整備します。

※チームオレンジとは、認知症サポーターがチームを組んで、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげる取組の総称

- ・ファミリーサポートセンター運営事業

仕事と子育ての両立等を支援するため、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人との、会員同士の相互援助活動による育児支援を行います。

- ・子どもの居場所づくり事業

子どもの孤食防止、大人とのつながりの確保、要保護児童の未然防止等、児童が心身ともに健やかに育成し、また、子どもの貧困対策という観点から、子どもが気軽に立ち寄れ、食事、遊び、学習支援等を提供する「子ども食堂」を設置します。

- ・乳幼児発達支援ピアサポート事業

発達等の障がい疑われる又は、認められた児とその保護者に対し、同じ問題や悩みを抱える人が集まる場を提供し、相互援助を図ることにより、育児の不安等を軽減することを目的とし、保護者の相談、保護者間の交流及び情報交換を行います。

- ・集団型子育て支援事業

育児等の悩みを持つ妊産婦を対象に、子育て経験者等が「話し相手」となる集団型相談支援を行います。

- ・多胎ピアサポート事業

多胎妊婦家族と多胎児の育児経験者家族との交流会等を実施し、情報交換等を行うことで、安心して出産・子育てができるよう支援します。

- ・地域子育て支援センター運営等事業

0歳～就園前の子どもとその保護者等を対象にした子育て支援センターを市内に設置し、気軽に利用できる遊びの場の提供やイベントの開催、育児相談などを行います。

基本方針 2 福祉団体等への活動支援

●施策の方向性

地域住民が地域の取り組みに主体的に関わることで、様々な地域福祉団体の活動が活性化し、さらに発展できるよう、活動の場の確保と参加しやすい環境整備に取り組みます。

●現状と課題

少子高齢化により地域福祉活動に取り組む地域福祉団体の担い手が減少しています。また、地域福祉活動に協力いただいていた事業所や店舗の減少に伴い、地域福祉活動に対する支援も減少しています。

地域生活課題の解決や地域社会とのつながりを構築していくためには、地域福祉団体の協力は不可欠なことから、様々な分野で活動を続ける地域福祉団体の支援に努めていきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・ 民生委員児童委員協議会をはじめとする地域福祉団体の取り組みを知りましょう。
- ・ 興味を持ったボランティア活動や地域活動に参加、協力をしてみましょう。
- ・ 地域福祉関係団体の一員として活動してみましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

・ 既存団体への支援

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉会、その他の地域活動に取り組んでいる団体への助成に取り組みます。

・ 地域で取り組まれている活動への支援

NPO、市民活動団体等の地域活動を推進し、地域の居場所やサロンなど、住民同士がつながり合える活動に対する支援に取り組みます。

・ 社会福祉法人連絡会の開催

社会福祉協議会が主体となり、市内社会福祉法人のネットワーク化による情報交換・共有と相互支援が行える関係づくりを構築し、地域の課題やニーズに対し、連携・協働による公益的な取り組みを進めます。

基本方針３ 地域で見守り支える活動の推進

●施策の方向性

地域住民や地域福祉団体等が協力し、支援が必要な人への声掛けや見守り活動を行うことで、安心・安全な地域づくりに取り組みます。

●現状と課題

一人暮らし世帯の増加など世帯構成や生活環境の変化により、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。困りごとや悩みごとを抱え込まない、気軽に会話や相談ができるような支援の整備が求められます。

民生委員・児童委員協議会をはじめとする地域福祉団体は、日ごろから地域においてひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など支援が必要な人を見守り、相談を受け、必要に応じて行政や関係機関につなぐといった、パイプ役としての機能を担っております。このことから、支援活動を行われる方達が、その活動に負担を感じることなく力を発揮できるような環境の充実を目指していきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・日ごろから地域内であいさつを交わすなど、声をかけ合いましょう。
- ・地域で支援が必要な人を見守り、必要に応じて関係機関へ連絡、相談をしましょう。
- ・地域福祉団体の活動に関心を持ち、理解を深めましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・民生委員・児童委員活動のための環境整備

民生委員・児童委員の活動は、高齢者や障がいをもつ方を見守るための訪問活動、地域の方々が抱える悩みや心配ごとの相談にのり、必要に応じ専門機関へつなぐことや児童の健全育成活動など多岐に渡ることから、適切な対応、迅速な支援につなげられるよう、研修等の充実が図られるよう支援をします。

- ・市民後見人養成講座の開催

地域に住む高齢者等の判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で可能な限りその人らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度において同じ住民の目線で支える市民後見人を養成し、後見活動を安定的に行うための支援を行います。

- ・手話通訳者派遣事業

手話をコミュニケーション手段とする聴覚障がい者等や健聴者が手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣することで、利用者の社会参加を支援します。

- ・要約筆記者派遣事業

中途失聴者や難聴者など手話の技能取得が困難な人に対し、意思疎通の手段となる要約筆記者を派遣することで、利用者の社会参加を支援します。

- ・高齢者あんしん見守りネットワーク事業

認知症等で行方が分からなくなる可能性がある方について、事前の登録により警察署と情報共有をすることで、地域全体で見守り、行方不明になった場合の早期発見につな

げます。

- ・心配ごと相談所の運営

市民が日常生活で抱える課題について、民生委員・児童委員が相談に応じ、市社会福祉協議会と協力して問題解決のための助言や関係機関への紹介をするなどの支援を行います。

基本方針4 災害に備えた地域づくりの推進

●施策の方向性

大規模災害の発生など緊急時に支援が必要な人への避難支援体制の整備と、地域団体と円滑な連携が図れるよう、体制整備に取り組みます。

●現状と課題

近年、全国各地で発生している地震や台風、大雨等の風水害による大規模災害の発生により、自ら避難することが困難な人について、日頃から地域で把握し、見守り活動等を通じて、いざというときに助け合えるための体制整備が求められます。

災害発生時において迅速な避難を可能とするために、一人一人が地域や近隣住民との関わり合いを持ち、防災訓練等の地域活動に積極的に参加し、地域の連携を深めていきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ・災害時における避難場所や避難経路を把握しておきましょう。
- ・災害時に支援を必要とする人を地域で把握しておきましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・避難行動要支援者名簿の提供

災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を実施するための基礎となる名簿である避難行動要支援者名簿を地域福祉団体に提供することで、平常時からの見守り支援体制の整備を進めます。

- ・個別避難計画の作成

避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に行うために、名簿登録者一人一人の個別避難計画を作成し、災害時における避難支援に活用することから、地域住民の協力により避難支援者を配置するなど、避難支援に関する整備を進めます。

- ・福祉施設との福祉避難所に関する協定の締結

災害時に避難行動要支援者の受け入れ可能な福祉避難所の拡充を図り、避難支援体制の整備を進めます。

- ・ボランティアセンター運営事業

災害発災時に設置される災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施することで、緊急時に迅速な対応ができるような体制づくりに努めるとともに、防災講座などを開催し、災害ボランティアネットワークの整備を進めます。

基本目標3 安心して暮らせるための仕組みづくり

基本方針1 包括的支援体制の整備

●施策の方向性

相談者からの困りごとに対して適切に対応するために、庁内における横断的な連携を図り、各相談機関や関係機関が相互に連携する包括的な支援を行う体制の整備を進めます。

●現状と課題

包括的な支援体制の推進については、「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、あらゆる生活上の困難を抱える住民への支援体制を包括的に行う「全世代・全対象型地域包括支援体制」の整備が求められます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・日ごろから相談機関、窓口について把握しておきましょう。
- ・不安や悩みを抱えていたら、頼れる人や各相談機関を利用するなど、誰かに相談することを心がけましょう。
- ・地域で支援が必要な人を見守り、必要に応じて関係機関へ連絡、相談をしましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に受け止める相談支援

地域住民のニーズや地域課題を解決すべく、相談体制の充実を図り社会的孤立を防ぐとともに、状況に応じて必要な支援につなげるべく、介護、障がい、子育て、生活困窮など様々な課題を抱える世帯の相談に対し、包括的に受け止めるための体制整備を進めます。

- ・複雑複合化する相談に対する相談支援への取り組み（多機関協働）

地域福祉課題が複雑複合化する中で、それぞれに応じた支援の充実を図るとともに、課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相談体制の整備を推進するとともに、関係機関との連携強化を進めます。

基本方針 2 自立に向けた支援体制の整備

●施策の方向性

生活に困窮している人の早期把握に努め、相談につなぐために、自立支援に向けた相談支援体制及び関係機関との連携強化に取り組みます。

●現状と課題

生活困窮者の早期把握、相談につないでいくためには、窓口対応だけでなく地域住民や地域福祉団体の協力は不可欠であり支援体制の強化を図る上で、民生委員や自治会等に対し、制度の周知を図ることが求められます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・自立に向けた支援制度について、その内容や利用方法に対する理解を深めましょう。
- ・日々の生活に問題があると感じたら、早めに関係機関へ相談をしましょう。
- ・地域で悩みを抱えている人を見かけたら、必要に応じて関係機関へ連絡、相談をしましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

・自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施するため、福祉事務所に窓口を設置し、主任相談支援員及び相談支援員による支援を行います。

・住居確保給付金支給事業

離職により住宅を失った又は失うおそれのある生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金を有期で支給し、自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせによる支援を行います。

・家計改善支援事業

家計管理、債権整理等の問題に対し支援を行い、家計を管理する能力を高め、生活の早期再生のための支援を行います。

・就労準備支援事業

就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立の段階から実施し、早期就労のための支援を行います。

・学習支援事業

貧困の連鎖防止を図るため、学習支援、居場所の提供、進路相談等の支援を行います。

・一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に対し一定期間、宿泊場所や食事等の提供を行い、生活を安定させ、その期間中に就労支援等を実施することで、自立のための支援を行います。

・ひとり親家庭への支援

母子家庭や父子家庭などのひとり親の皆さんが抱えている様々な悩み事について、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に必要な情報提供、助言・指導、職業能力の向上や求職活動に関して支援を行います。

基本方針 3 安心安全な暮らし環境の整備

●施策の方向性

子どもの貧困、虐待、DV、自殺、ひきこもりや一人暮らし高齢者が抱える不安など、地域で起こりうる様々な問題に対し、早期発見・早期対応につなげるよう関係機関と連携を図り、相談支援等に取り組みます。

●現状と課題

家庭環境や社会的孤立等に起因する問題が社会問題となっており、高齢者や障がいのある人への家庭内暴力、児童虐待などの未然防止に向け、啓発活動を推進していくことが求められます。

いち早く発見し通報できるよう、地域や関係団体との連携を密にするとともに、地域における支え合い、見守り活動に取り組みます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・様々な問題に不安を抱える人への理解を深めましょう。
- ・日ごろから相談機関、窓口について把握をしておきましょう。
- ・子どもの貧困や虐待など異変に気がついたら、関係機関に通報、相談をしましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・ひきこもりに関する相談支援

「ひきこもり相談窓口」を社会福祉課内の「くらし相談センターこころ」に開設し、電話や来所による相談を受け付け、ひきこもり状態にある本人や家族の社会参加に向けた支援を行います。

- ・要保護女子に対する支援

売春防止法に基づき、要保護女子の転落未然防止と保護更生を図ることを目的として、社会環境の浄化に関する啓発を行うとともに、要保護女子の早期発見に務め、必要な相談、調査、指導及び収容保護を行います。

- ・要保護児童に対する支援

家庭児童相談室を設置し、子どもの養育、家庭環境など、子どもや家庭に関する様々な相談に応じるとともに、要保護児童対策地域協議会を運営し、各関係機関で情報共有、連携を図り、支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を行います。

- ・ひとり暮らし高齢者緊急通報システム事業

在宅一人暮らし高齢者のうち、身体又は精神上的の障がいがあるために日常生活をする上で注意を要する人の緊急時における不安軽減及び安全確保を図るため、緊急事態に対応できる通報システムの設置支援を行います。

- ・自殺対策事業

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「第6章 第2次伊東市いのち支える自殺対策計画」に掲げる各種施策を実施します。

基本方針 4 権利擁護のための支援体制の整備

●施策の方向性

判断能力が不十分となり、自ら意思決定することが難しい状態になっても安心して地域生活が送れるよう、権利擁護や成年後見制度の利用促進に取り組みます。

●現状と課題

本市では、判断能力が不十分となった方でも安心して地域生活が送れるよう、伊東市成年後見支援センターを中心に関係機関などと連携し、成年後見制度の利用相談及び後見等業務に関する支援を進めています。しかし、制度の利用が必要と思われる認知症高齢者や知的障がい、精神障がい者の数と比較すると制度利用者は少ない状況にあり、更なる成年後見制度の利用促進が求められます。

権利擁護の推進に向けて、伊東市成年後見支援センターの中核機関としての機能の充実及び地域連携ネットワークの整備を進めていきます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・成年後見制度に対する理解を深めましょう。
- ・日常生活自立支援事業を含む権利擁護に関する理解を深めましょう。
- ・身近に判断能力が不十分な人がいて不安を感じていたら、関係機関へ相談しましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護支援が必要な人を発見し支援を受けることができるように制度の普及に取り組み、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた制度運用を可能とする地域の支援体制の整備を進めます。

- ・中核機関への発展に向けた機能強化

制度利用に関する包括的な支援を行う権利擁護支援機関として開設した「伊東市成年後見支援センター」について、中核機関としての機能の充実に向けて、専門職や関係機関と連携・協力し整備を進めます。

- ・日常生活自立支援事業の利用促進

成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力が不十分と感じる方に対し、地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行います。

基本方針 5 更生に向けた地域の支援づくり

●施策の方向性

犯罪や非行をした人たちの立ち直り、再犯防止について「社会を明るくする運動」などの広報・啓発活動を行うことで地域の理解を得られるよう努めるとともに、社会的に孤立することのないよう、差別や偏見のない社会づくりに取り組みます。

●現状と課題

犯罪や非行をした人たちの中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、高齢で身寄りがいないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースもあることから、関係団体と連携し、再犯防止に向けて状況に応じて福祉的な支援を行い、自立に向けた支援に取り組みます。

●市民・地域の皆さんに期待する役割

- ・犯罪や非行が起こることのないよう、地域で子どもたちを見守りましょう。
- ・犯罪が起こりにくくなるよう、防犯活動に取り組みましょう。
- ・罪を犯した人の更生、社会復帰に対する理解を深めましょう。

●市・社会福祉協議会の主な取組

- ・関係団体との連携

保護司会や更生保護女性会による更生保護ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行います。

- ・社会を明るくする運動への協力

すべての国民が、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的運動で、市内 49 団体が参加することから、その運動に関する広報・啓発を行います。

第5章 生活困窮者自立支援計画

1 計画の趣旨と現状

(1) 計画の趣旨

近年の経済の伸び悩みや雇用形態の多様化などに加え、長引くコロナ禍や物価高の影響により、就労できない、就労していても収入が少ないなどの理由で、生活困窮に陥っている方が依然として多く見られます。

これらの方は、家庭や生活の面で様々な課題を抱えている場合が多く、自立するためには、ただ就労につなげるだけでなく、その方にあった支援が求められます。

本市では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法の趣旨にのっとり、伊東市生活困窮者自立支援計画を策定し、市、市社協及び関係する様々な事業主体との協働並びに市民、ボランティア団体等の参画を得ながら地域における生活困窮者の把握を進め、一人一人への適切なサービスの実施を経て、自立に向けた支援を行っております。

生活困窮者自立支援事業を行うことにより、既存制度では対応が難しい方々を地域から排除することなく包括的な対応を図り、より一層充実した暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

(2) 現状

生活困窮者自立支援制度による支援の概況については、次のとおりです。

年度		R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
支援事業 自立相談	相談受付件数	232 件	253 件	166 件
	他機関への引継ぎ件数	184 件	238 件	166 件
	支援プラン作成件数	23 件	23 件	8 件
	就労者数	7 人	6 人	8 人
住居確保給付金事業 給付金支給延べ件数		292 件	60 件	14 件
家計改善支援事業 相談件数		14 件	20 件	12 件
就労準備支援事業 支援件数		5 件	0 件	1 件
学習支援事業 支援件数		1 件	2 件	7 件
一時生活支援事業 支援件数		1 件	1 件	1 件

2 生活困窮者自立支援施策の推進

生活困窮状態、社会的孤立状態にある方に対する必要な支援と、そのような状態にある方を発見し早期に解決を図るため、生活困窮者自立支援施策を推進していきます。

(1) 取組体制

この事業は、市民を対象に、制度間の狭間を作らず、切れ目のないサービス提供を行

うもので、本市が実施します。その一方で、生活困窮者の支援体系を構築するには、支援が必要な方の生活、就労、教育など様々な側面からの支援が必要なため、市役所の庁内体制やこの事業に携わる多くの関係者との連携が必要です。

本市は、この事業の核となる自立相談支援事業を長年に渡り多くの市内福祉関連団体等とつながりを持つ市社協に委託し、市及び市社協が協働して事業を推進していくこととします。

(2) 情報共有体制の整備

生活困窮者自立支援事業を行うに当たって、生活に困窮している方の情報を集約するネットワークを整備するため、福祉事務所（社会福祉課・高齢者福祉課・子育て支援課）、市民生活係（市民課）、税務・保険・年金担当（収納課・課税課・保険年金課）、市営住宅・水道担当（建築住宅課・水道課）、教育委員会等の庁内関連部局において、生活に困窮する方の支援につながる情報の共有が可能となる環境を充実させていきます。

さらに、ハローワーク等の庁外関係機関とも連携を強化し、早期に生活に困窮している方の情報を集約するネットワークを拡大していきます。

(3) 実施事業

① 自立相談支援事業

自立相談支援事業は、相談窓口を福祉事務所（社会福祉課）内にワンストップの窓口として設置し、市社協から主任相談支援員1人と相談支援員1人以上を配置します。

自立相談支援事業の運営は、相談者の困っている状況を十分に聞き取り、それぞれの課題を把握し、支援プランを策定した上で自立に向けての支援を提供することから、日常生活自立支援事業及び地域包括支援事業を運営し地域福祉に精通している市社協が持つ地域福祉に関する資源の活用を図ります。

支援プランの策定に当たっては、生活困窮に陥っている方を自立につなげていくため、その方にあったサービスを提供する必要があります。

そのために、個々の生活困窮者についての支援プランを決定するのが、支援調整会議になります。

支援調整会議は、福祉事務所及び市社協を必須メンバーとし、支援が必要な方と関連する支援者を随時メンバーとして設置し、新規のプラン作成のほか、既にサービスを受けている方の状況をフォローし、プランどおりの支援ができているかなどの確認を行っていきます。

自立相談支援窓口では、生活困窮に関する相談だけでなく、令和4年7月からはひきこもりに関する相談窓口としても対応し、相談内容に応じた担当課、地域包括支援センターなどの関係機関につないでいきますが、特に経済的に困窮している方については、市社協で従来から行っている貸付制度などを活用しつつ、必要に応じて、生活困窮者自立支援事業で対応してまいります。

また、生活保護の相談窓口との一体的な取組により、生活保護制度の利用が適当と認められる場合は、自立相談支援から生活保護へ適切につないでいくとともに、生活

保護の要件を満たさず、保護を受けられなかった方については、自立相談支援につなげて対応していきます。

② 住居確保給付金事業

住居確保給付金事業は、平成21年10月から実施された住宅支援給付事業が制度化した事業です。

家賃相当額の給付を有期で受けることで、生活保護に至らないためのセーフティネットとして機能する中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用状況が悪化した令和2年度には過去最大となる292件を支給しました。

コロナ禍の落ち着きにより、令和3年度以降は減少傾向にありますが、引き続き、自立相談支援事業又は就労準備支援事業との組合せにより効果的な支援を図ってまいります。

③ 家計改善支援事業

生活困窮者の多くは、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に問題を抱えています。そのような方々に対し、家計表やキャッシュフロー表などを活用して家計に関する課題を「見える化」し、問題の背景にある課題を整理して家計管理の能力を高め、生活の再建を支援していきます。

④ 就労準備支援事業

就労準備支援事業は、速やかに就労につなぎ、生活基盤を整える支援のほか、能力的にすぐの就労が困難な方には生活習慣から改善を図る日常生活自立、一般常識などを養う社会生活自立といった支援対象者の状況に応じた支援を行います。

具体的な取組としては、就労支援の実績のある事業者に委託し、支援相談員と連携を図りながら就労に向けての支援などを行います。市内外の就労情報の提供、就労に向けてのセミナーや面接会場への同行支援等も行っています。

また、ひきこもりなどで長らく仕事をしていない方や障がいを持つ方の就労についても支援を行っています。

⑤ 学習支援事業

生活に困窮する世帯の子どもたちに対し、学習の支援、居場所の提供及び進路相談を行うとともに保護者に対する養育支援をすることで、子どもたちの「生きる力」を養う支援を行い、生活困窮世帯における貧困の連鎖の防止を図っていきます。

⑥ 一時生活支援事業

一時生活支援事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間に限り、宿泊場所、食事及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資を提供又は貸与し、安定した生活を営めるよう支援する事業です。

自立する能力があるものの、一定の住居を持たないことが自立の妨げとなっている生活困窮者の方々に、一定期間衣食住を提供又は貸与し、その期間中に就労支援を始めとする自立に向けた支援を行っています。

第6章 第2次伊東市いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない「伊東市」の実現を目指して～

1 計画の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

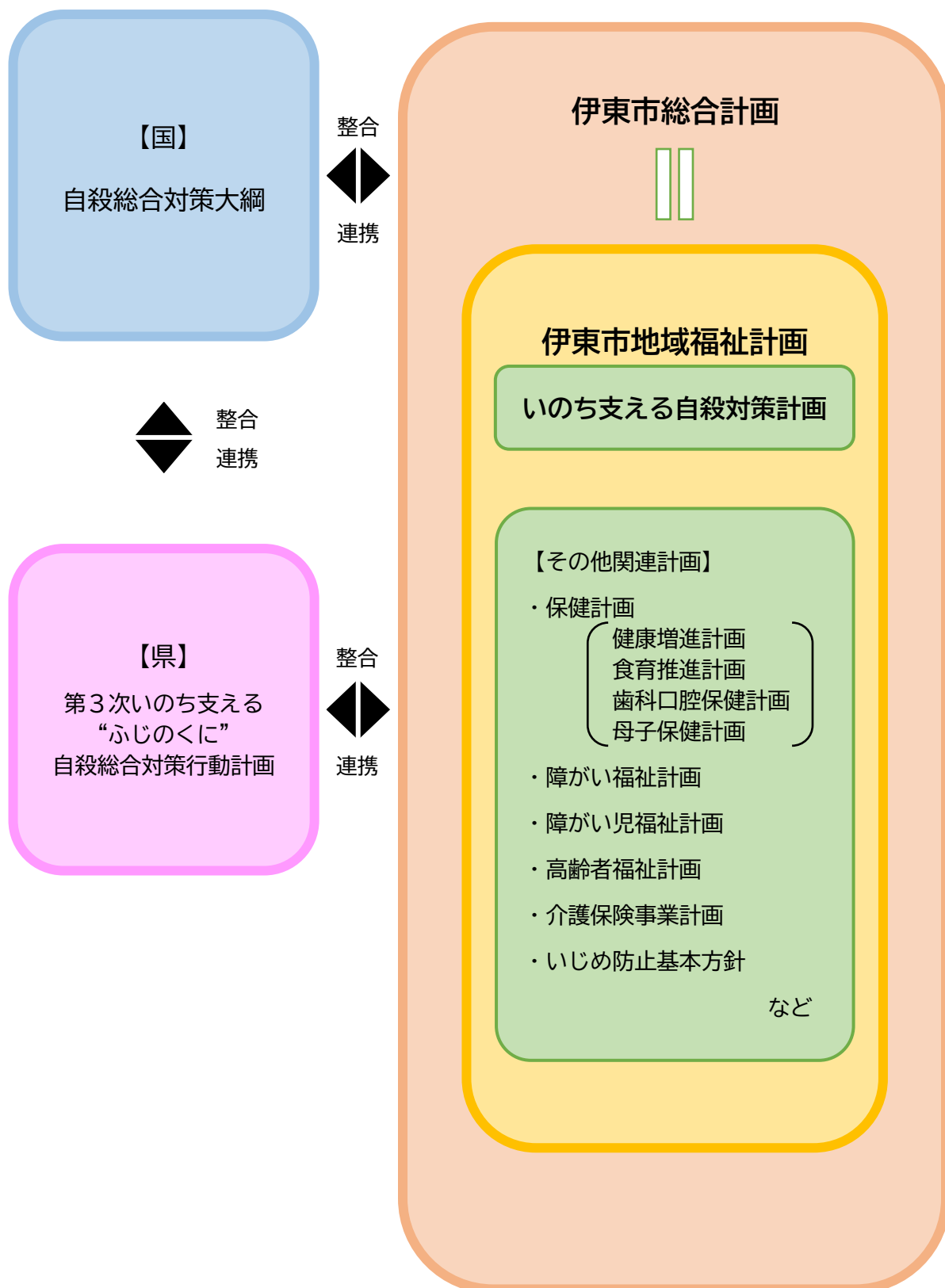
平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者は、3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに、令和2年には新型コロナウイルスの感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は、11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者の総数が、他の世代が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準となりました。このように、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にありません。

令和4年10月、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたことを受け、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとともに生きることの包括的な支援として、その拡充を図り、総合的かつ効果的に推進し、今回、計画期間の満了に伴い、「第2次伊東市いのちを支える自殺対策計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項によって策定が求められている市町村自殺対策です。

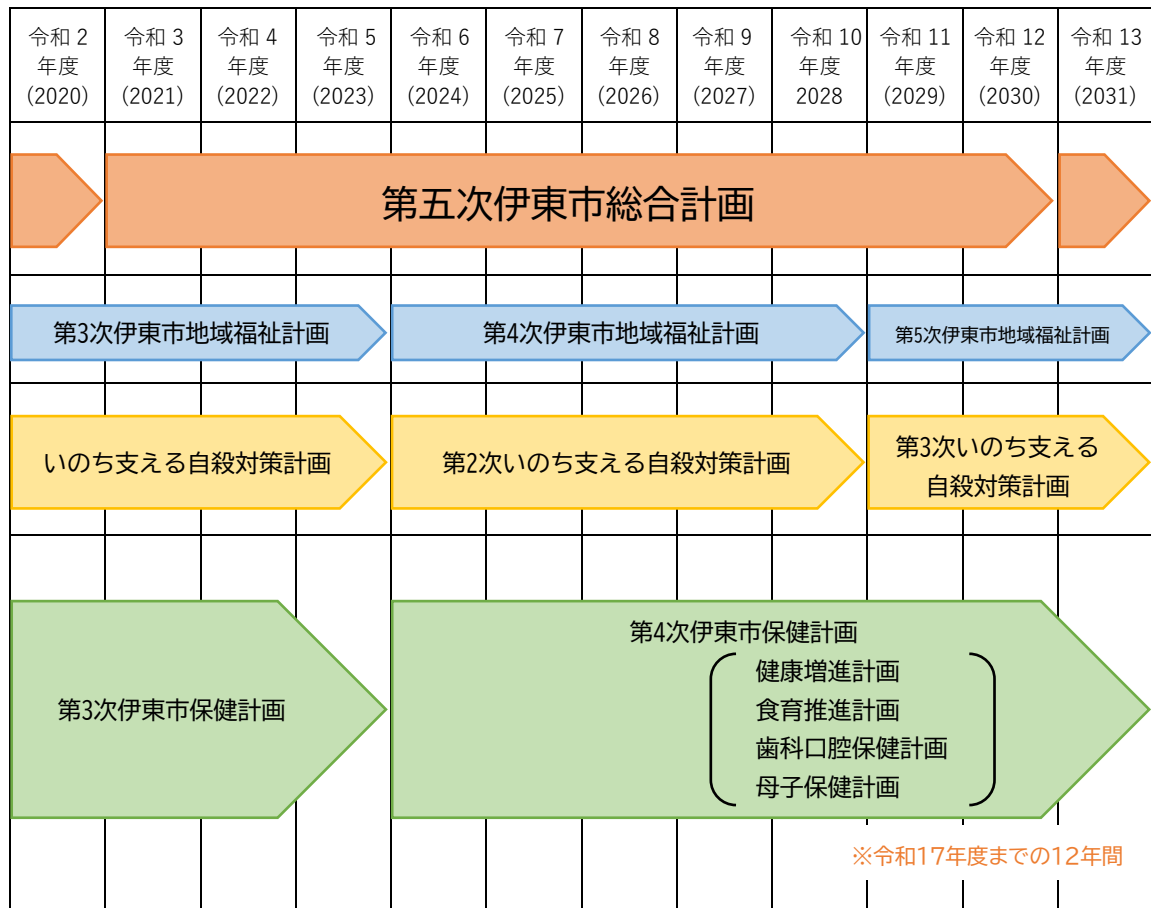
また、本計画は、本市における「伊東市総合計画」をはじめ、伊東市地域福祉計画や関連する各種計画との整合を図るとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び静岡県の「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」が示す方向性との整合を図り、地域の実情に応じた内容となるように策定したものです。



(3) 計画の期間

計画の期間は、第4次伊東市地域福祉計画との合冊となるため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度改正、関連する個別計画との整合に対応できるものとします。



2 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、「令和8年までに人口動態統計に基づく自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少」という目標を掲げています。静岡県も同様の目標としています。

国、県の数値目標に合わせ、本市においても平成27年の自殺死亡率(人口10万人対)は16.6%から、令和10年までに30%以上減少させ、自殺死亡率を**11.6%以下**とすることを目標とします。

引き続き、本市のかけがえのない多くの市民の命が失われることのないよう、さらなる自殺死亡率の減少に向けて対策を推進し、**【誰も自殺に追い込まれることのない伊東市の実現】**に向けて、年間自殺者0人を達成できるよう、本計画を遂行していきます。

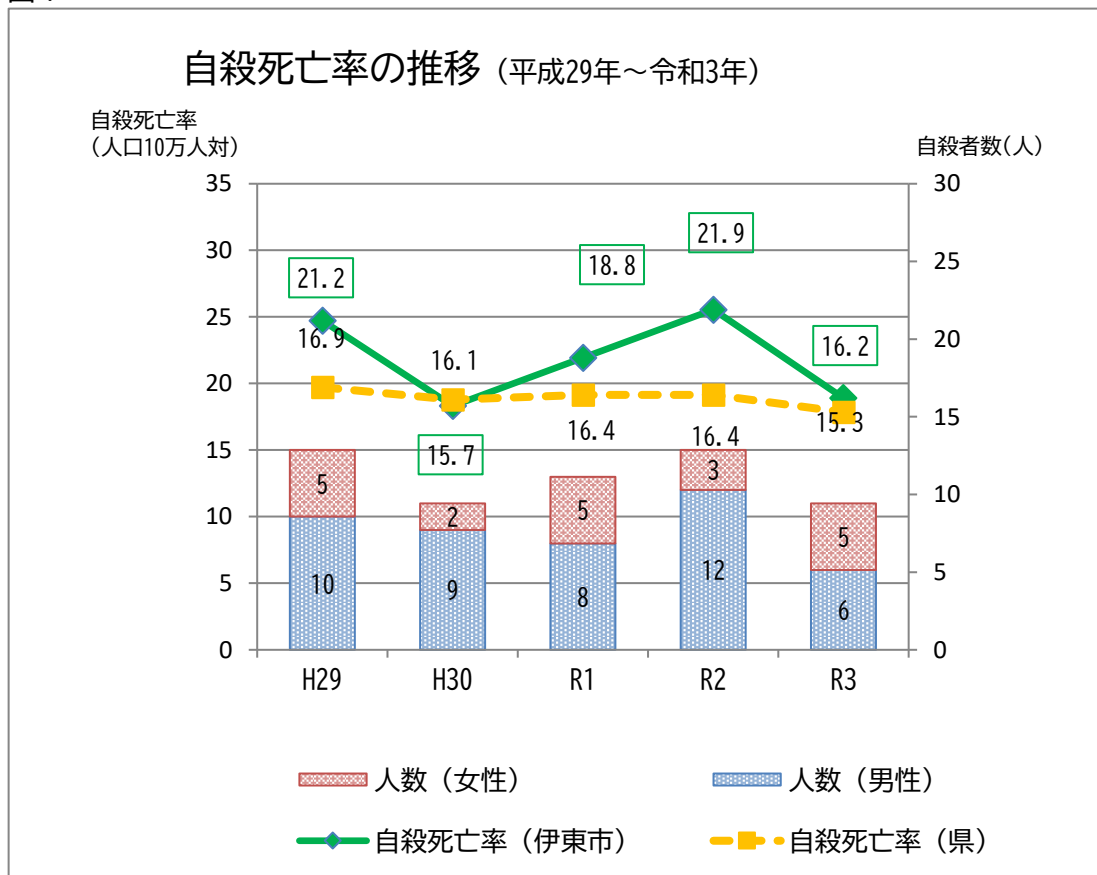
3 伊東市の現状と特徴

掲載のデータは、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル」から引用しています。このプロファイルは、平成29年から令和3年の5年間の合計や平均により作成されています。(経年変化のデータを除く。)

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市における平成29年～令和3年の5年間に自殺で亡くなった人の数は65人(男性45人、女性20人)で、年間平均13.0人でした。また、自殺死亡率(人口10万人対)の年間平均は18.8%で、県16.2%、国16.3%に比べて高い状況でした。

図1



(2) 年代別自殺死亡率の状況 (平成29年～令和3年平均)

男性の自殺死亡率（人口10万人対）は本市27.55％で、県23.41％、国22.67％に比べると高く、特に30代、50代で目立って高い状況です。女性の自殺死亡率は本市10.94％で、県9.18％、国10.14％より高く、同じく30代と50代で高い傾向がみられました。

図2

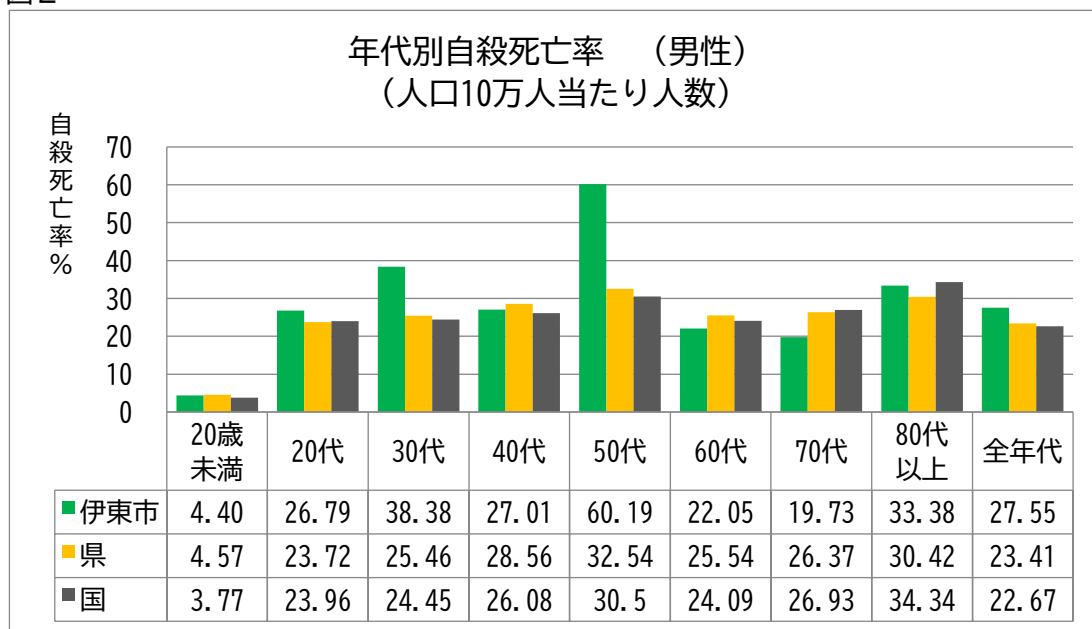


図3

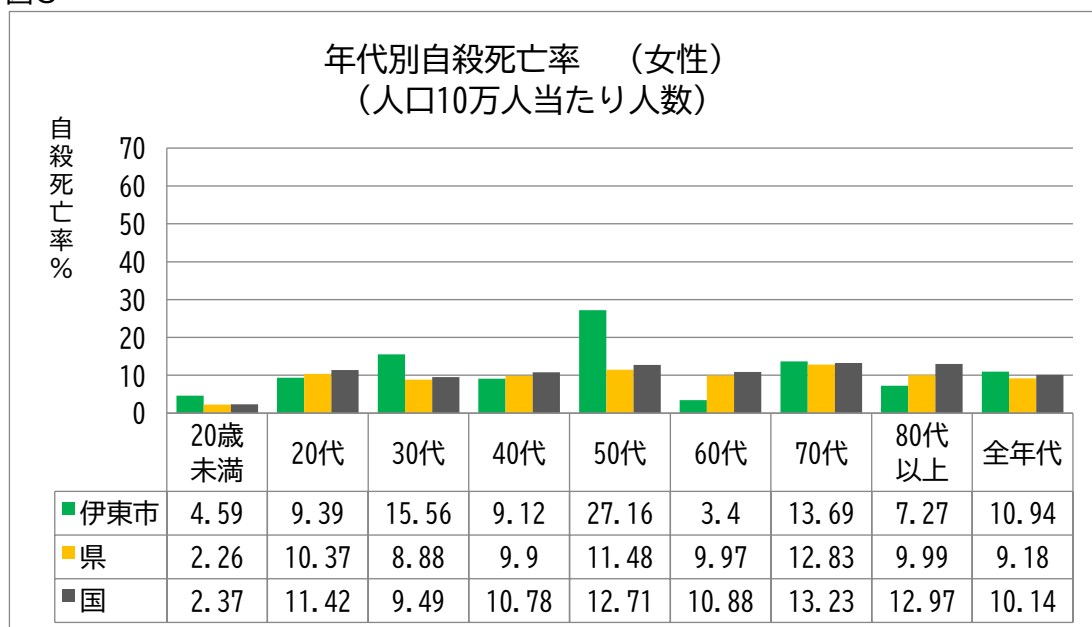


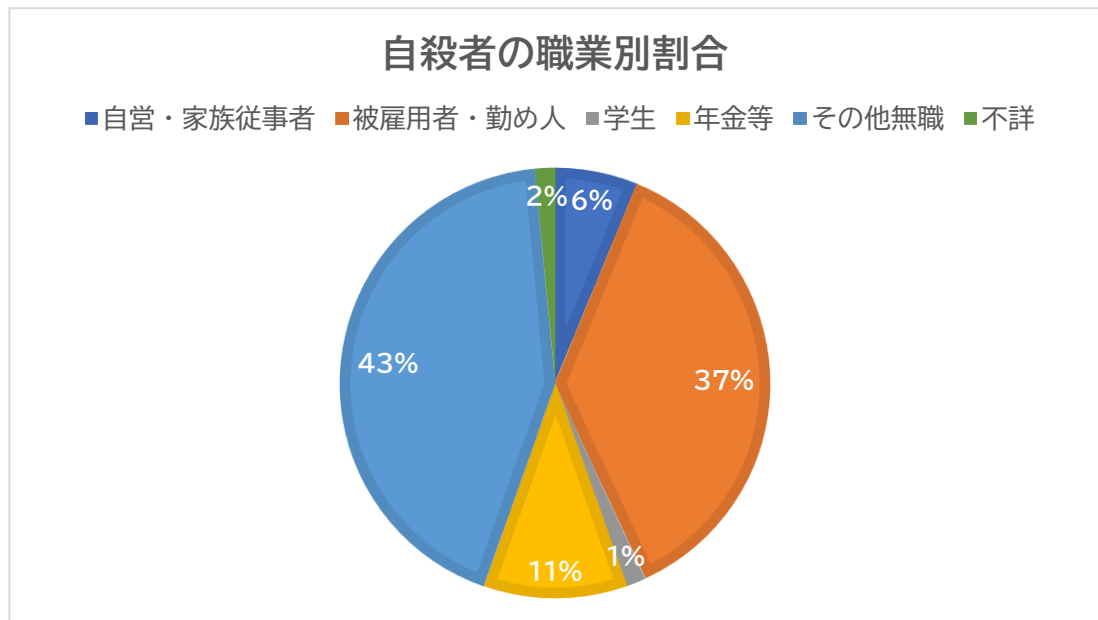
図 1～3

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(3) 職業別の特徴 (平成 29 年～令和 3 年合計)

自殺者の職業別では、「被雇用者・勤め人」「その他無職」、の割合が高く、特に「その他無職」の割合は全国平均が23%ですが、伊東市は43%と高い傾向にあります。

図4



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(4) 地域自殺実態プロファイル (2022) 抜粋

地域自殺実態プロファイルとは、地域における自殺対策の推進を支援するため、国の指定調査研究等法人（JSCP）が、各自治体の警察統計（自殺日・住所地）を直近5年間の状況をもとに分析、提供するものです。本市において推奨される重点パッケージは「高齢者」、「勤務・経営（＝有職者）」、「無職者・失業者」、「生活困窮者」の4つで、その他、40～59歳男性有職同居の自殺死亡率が高いこと、特に50代の自殺死亡率が全国自治体上位10%以内、20歳未満・30代の自殺死亡率も上位10～20%以内に入ることが示されています。

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者
	勤務・経営（＝有職者）
	無職者・失業者
	生活困窮者

■地域の自殺の特徴

地域の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）　＜特別集計（自殺日・住居地）＞

（2017～2021年の死亡者数合計65名）

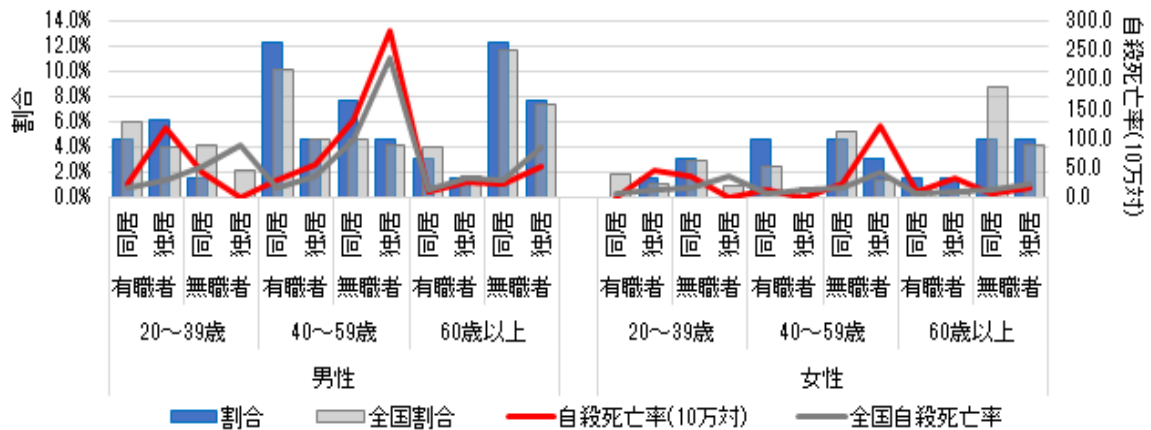
自殺者の特性上位 5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性40～59歳 有職同居	8	12.3%	27.3	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
2位: 男性60歳以上 無職同居	8	12.3%	23.0	失業（退職）→ 生活苦 + 介護の悩み（疲れ）+ 身体疾患 → 自殺
3位: 男性40～59歳 無職同居	5	7.7%	132.1	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
4位: 男性60歳以上 無職独居	5	7.7%	51.7	失業（退職）+ 死別・離別 → うつ状態 → 将来生活への悲観 → 自殺
5位: 男性20～39歳 有職独居	4	6.2%	117.5	①【正規雇用】配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み + 仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用 → 生活苦 → 借金 → うつ状態 → 自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。

地域の自殺の概要（2017～2021 年合計）〔公表可能〕＜特別集計（自殺日・住居地）＞



資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

■地域の自殺の特性の評価（2017～2021 年合計）

	指標値	ランク
総数*1)	18.8	★
男性*1)	27.5	★
女性*1)	10.9	★a
20 歳未満*1)	4.5	★★a
20 歳代*1)	18.3	★a
30 歳代*1)	27.0	★★a
40 歳代*1)	18.1	-a
50 歳代*1)	43.5	★★★★a
60 歳代*1)	12.4	-
70 歳代*1)	16.4	-
80 歳以上*1)	16.5	-
若年者(20～39 歳)*1)	23.0	★a
高齢者(70 歳以上)*1)	16.4	-
ハイリスク地*3)	128%/+18	☆
勤務・経営*2)	24.0	-
無職者・失業者*2)	54.0	★★★★
自殺手段*4)	35.4%	-

ランクの指標	
★★★★/☆☆	上位 10%以内
★★/☆	上位 10～20%
★	上位 20～40%
—	その他
* *	評価せず

※全国の市区町村における当該指標値に基づく順位を評価した。

*1) 地域における自殺の基礎資料に基づく自殺死亡率（10万対）。自殺者1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

*2) 特別集計に基づく20～59歳における自殺死亡率（10万対）

*3) 地域における自殺の基礎資料に基づく発見地÷住居地（%）とその差（人）。

*4) 地域における自殺の基礎資料または特別集計に基づく首つり以外の自殺者の割合（%）。首つり以外の自殺者が多いと高い。

4 自殺対策の基本的理念

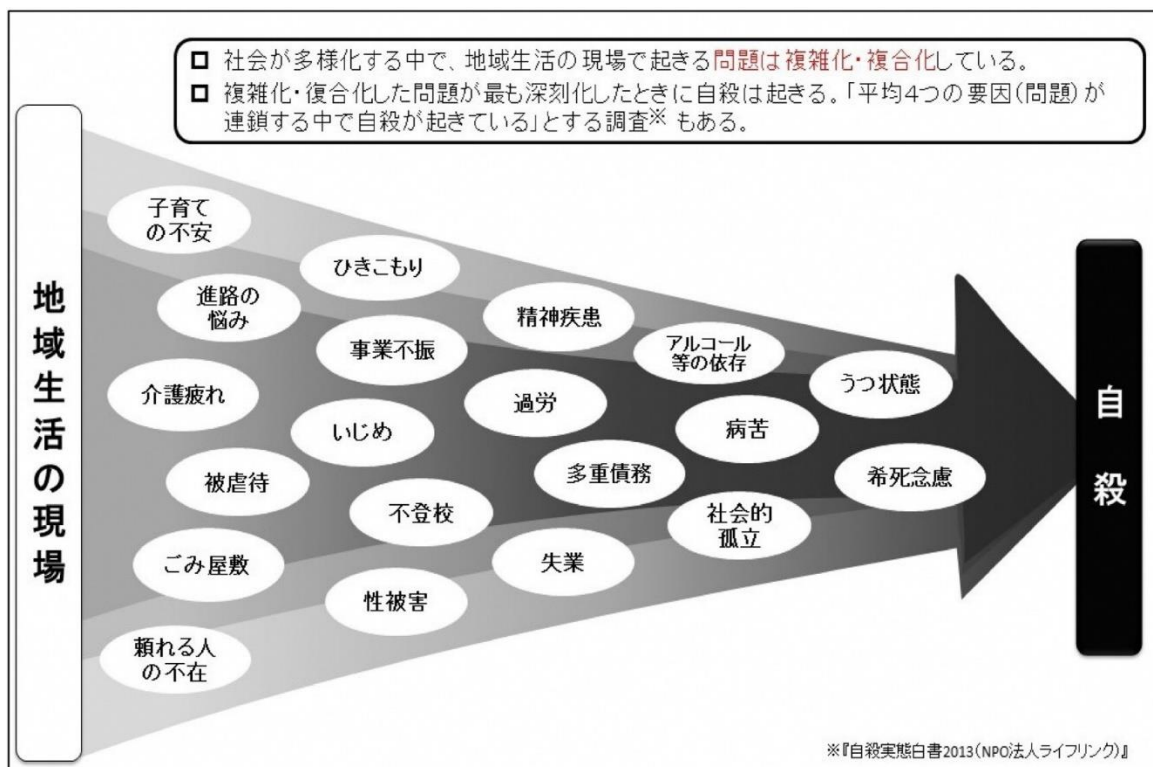
自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力かつ総合的に推進することが重要です。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺総合対策」という理念を前面に打ち出して「誰も自殺に追い込まれることのない伊東市」の実現を目指します。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない「伊東市」の実現

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省作成）



5 自殺対策の基本認識

「自殺総合対策大綱」では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。本計画においても「自殺総合対策大綱」の基本認識を念頭に置き、自殺対策を推進していきます。

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。
- (2) 年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大等感染症の影響を踏まえた対策を推進する。
- (4) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルにより推進する。

6 自殺対策の基本方針

- (1) 生きることの包括的支援としての推進
 - ・社会全体の自殺リスクを低下させる。
 - ・生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす。
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
 - ・様々な分野の生きる支援との連携を強化する。
 - ・地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと連携する。
 - ・精神保健医療福祉施策と連携する。
 - ・孤独、孤立対策と連携する。
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
 - ・対人支援、地域連携、社会制度のレベルごとの対策を連動させる。
 - ・事前対応、自殺発生の危機対応、事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる。
 - ・自殺の事前対応のさらに前段階での取組を推進する。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
 - ・自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する。
 - ・自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する。
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携及び協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

7 基本施策と重点施策について

本市の自殺対策計画で推進される施策は、「自殺総合対策大綱」及び「第3次のち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づいたものであるとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」※において全ての市町村が共通して取組むべきとされている「5つの基本施策」と地域自殺実態プロファイル2022等から推奨される「重点パッケージ」を踏まえて「3つの重点施策」を推進します。

※ 地域自殺対策政策パッケージ

自殺総合対策を推進するために、国の指定調査研究法人（JSCP）が市町の自殺の特徴を分析し、市町の実情に合った政策を示したものを。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない「伊東市」の実現



〈5つの基本施策〉

- (1) 地域ネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成の強化
- (3) 市民への周知・啓発
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

〈3つの重点施策〉

- (1) 高齢者への支援の強化
- (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援の強化
- (3) 勤務・経営者対策支援の強化

基本施策(1) 地域ネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない伊東市」を実現するためには、国、県、市、他市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民一人一人が役割を明確にし、それを共有した上で相互に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、自殺対策を推進する上で、ネットワークを強化して、基礎となる取組が必要です。

そして、誰もが適切なサービスを受けられるよう、自殺対策に特化したネットワークのみではなく、他の目的で展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化を図り、特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携の強化が重要です。

保健・医療機関においては、心の悩みの原因に対応した相談窓口の情報をもち、また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる保健、医療機関などの情報を持つ等、様々な分野の生きる支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、密接な連携を推進することが必要です。

【基本的な取組】～地域ネットワークの強化～

- ① 地域における連携・ネットワークの強化
- ② 市役所内における連携・ネットワークの強化
- ③ 関係機関における連携・ネットワークの強化
- ④ 諸機関の連携強化に向けた研修等の実施

【評価指標】

事業名	現 状	評価指標
伊東市自殺対策ネットワーク会議	新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催中止	年1回実施する。
熱海・伊東管内自殺対策ネットワーク会議	年1回開催	継続して年1回実施する。

【主な施策・事業】

- ① 地域における連携・ネットワークの強化

事業・取組名	取組内容	担当
伊東市自殺対策ネットワーク会議	関係機関と連携を強化し、社会全体での取り組みを推進するネットワーク会議を開催する。	健康推進課
熱海伊東管内自殺対策ネットワーク会議	関係機関で自殺対策関連事業の成果・課題等を確認しあい、今後の事業の効果的な推進を図る。	静岡県熱海健康福祉センター

② 市役所内における連携・ネットワークの強化

事業・取組名	取組内容	担当
犯罪被害者等支援業務担当者会議	犯罪予防だけではなく、犯罪被害者等に対する適切な支援について、市役所関係者が情報を共有し、支援方針の協議を行う。	市民課
ひきこもり支援会議	市役所内の関係者が情報共有し、支援方針の協議を行うことにより、複合的な課題に対する庁内横断的な対応を図る。	社会福祉課

③ 関係機関における連携・ネットワークの強化

事業・取組名	取組内容	担当
地域ケア会議	多職種の連携による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。	地域包括支援センター
要保護児童対策地域協議会	児童虐待における要保護児童等について、関係機関と連携し、適切な支援をするために実務者会議を開催する。	子育て支援課
他医療機関及び他機関との連携	うつ及びうつ状態等の患者への支援や専門的治療の必要性に応じ、専門医療機関や相談機関等と連携する。	医師会
自殺企図者の情報提供	自殺企図事案に対応した場合、自殺企図者の同意が得られれば、関係機関へ情報提供を実施する。また、対応時に相談機関等を教示する。	伊東警察署

④ 諸機関の連携強化に向けた研修等の実施

事業・取組名	取組内容	担当
関係機関への情報提供	自殺企図が確認できる場合又は強く疑われるような状況が把握できた場合、搬送先医師や警察、福祉関係者への連絡を実施する。	駿東伊豆消防本部伊東消防署
関係機関のネットワークや協議会等への参加	地域ケア会議や各種協議会など各関係機関の実施する事業への積極的参加。 ※自殺対策ネットワーク会議や地域ケア会議等への参加	
管内精神保健関係者の会議及び研修	他の分野であっても、開催通知時や当日に必要な情報提供を行う。	静岡県熱海健康福祉センター

基本施策(2) 自殺対策を支える人材育成の強化

自殺を考えている人は、死にたいという気持ちと生きたいという気持ちの間で揺れ動いています。そして、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いため、市民の誰もがそれらのサインに気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、保健・医療・福祉・教育・労働など「生きることの包括的な支援」に関わる専門家をはじめ市民一人一人が、悩みや問題への早期の「気づき」の対応ができるよう、研修等の機会の確保や充実に努めます。

【基本的な取組】～自殺対策を支える人材育成の強化～

- ① さまざまな職種を対象とする研修の実施
- ② 市民を対象とした研修による人材育成
- ③ 学校教育の場における人材育成
- ④ 自殺対策従事者、関係者間の連携調整を行う担当者への心のケアの推進

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
市職員管理職対象研修	年1回開催	継続して年1回実施し、終了後、アンケート回答者の80%以上が「自殺対策の理解が深まった」と評価する。
市職員対象ゲートキーパー養成研修	年1回開催	継続して年1回実施し、終了後、アンケート回答者の50%以上が「ゲートキーパーの役割を理解し実施できる。」と評価する。

【主な施策・事業】

- ① さまざまな職種を対象とする研修の実施

事業・取組名	取組内容	担当
こころの健康講座	ゲートキーパー養成研修と合わせて、こころの健康講座等を開催し、こころの健康づくりやひきこもり、精神疾患等について、知識の啓発や相談窓口等の情報共有を図り、自殺対策の推進の一助とする。	静岡県熱海健康福祉センター

市職員対象自殺対策研修	自殺対策について、全庁的な共通認識を持ち、支援が必要な人に早期に気づき、早期に支援につなげる等、セーフティネット機能の充実を図るため、実施する。	職員課 健康推進課
職員対象スキルアップ研修	適切な相談業務・支援を行うために、支援に必要な情報を共有し、職員間で支援の検討を実施する。必要に応じて他の支援機関と連携する。また、実施した支援内容を職員間で共有し職員のスキルアップを図る。	地域包括支援センター 伊東市民病院 がん相談支援センター 医療福祉相談室
民生委員・児童委員による支援活動	地域で支援を必要とする人々と行政機関との橋渡し役である民生委員・児童委員が、地域の相談・支援等の活動を円滑に行えるように、各地区の民生委員・児童委員や行政等と情報交換を行う。また県実施の研修等に参加する。	民生委員児童委員協議会

② 市民を対象とした研修による人材育成

事業・取組名	取組内容	担当
ゲートキーパー養成研修	ゲートキーパーの育成（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、支援機関につなぐ）を図る。	健康推進課
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーターの養成やチームオレンジの整備等を通じ、認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進め、地域全体で認知症の人とその家族を見守り支える体制づくりを推進する。	高齢者福祉課
がん相談ピアサポーター養成事業	がん患者にピアサポーター養成研修の受講やがんに対する情報を提供する等、育成・支援を行う。	伊東市民病院 がん相談支援センター 医療福祉相談室

③ 学校教育の場における人材育成

事業・取組名	取組内容	担当
教職員の研修	人権感覚を磨き、人権課題の理解と認識を深めるため、教員への研修を実施する。本事業に関しては、自殺予防、いじめ予防、不登校に関する研修に施策で求める人材育成の要素が関連する。	教育指導課

④ 自殺対策従事者、関係者間の連携調整を行う担当者への心のケアの推進

事業・取組名	取組内容	担当
市職員管理職対象研修	自殺対策について、共通認識を持ち、職員で支援が必要な人に、早期に気づき、早期に支援につなげる。	職員課 健康推進課
救急隊員養成及び研修事業	隊員養成研修などにおいて、自殺未遂者への対応方法の講義や実技の機会を設け、自殺対策への意識やスキルアップを図る。	駿東伊豆消防本部伊東消防署
救急隊員事後検討会	対象症例の検討や活動後に隊内フィードバックを実施し、対応力向上を目指す。	駿東伊豆消防本部伊東消防署
救急隊員現場対応研修	活動時傷病者の言葉に耳を傾け、話を聞くことや、安易に励ましの言葉をかけたりしないなど、事案が発生してからの対応を考える	駿東伊豆消防本部伊東消防署

基本施策(3) 市民への啓発・周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」であるにもかかわらず、その心情や背景が理解されにくい現状があります。自殺に関する基本的な理解又は危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であること等が、社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行う必要があります。

また、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じて相談機関や精神科医等の専門家につなぎ、見守っていくという市民の役割などについての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発を推進していきます。

【基本的な取組】～市民への周知・啓発（市民一人一人の気づきと見守り）～

- ① リーフレット等の啓発グッズを活用した周知・啓発
- ② 市民向け講演会やイベントなどの機会を活用した啓発
- ③ 各種メディア媒体を活用した啓発
- ④ 地域や学校と連携した啓発や情報発信
- ⑤ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
ゲートキーパーについての周知啓発	「ゲートキーパーという言葉を知っている」という人の割合が13.8% (令和4年度市民満足度調査)	「ゲートキーパーという言葉を知っている」という人の割合が30%に増加する。
心のセルフチェック事業	「こころの体温計」のアクセス数 令和4年度6,702件	「こころの体温計」のアクセス数を10,000件に増加させる。

【主な施策・事業】

- ①リーフレット等の啓発グッズを活用した周知・啓発

事業・取組名	取組内容	担当
周知・啓発事業	窓口を訪れた市民に対し、リーフレットの配布やポスター等を掲示することで、相談先等を周知する。	健康推進課
自殺予防パンフレットの作成・配布	市民の心の健康の保持や心に不調を抱えた人の相談窓口を周知する。	健康推進課

② 市民向け講演会やイベントなどの機会を活用した啓発

事業・取組名	取組内容	担当
自殺予防対策パンフレット等の配布	医療機関受診者等に対し、困ったときの相談窓口等を紹介するチラシを配布する。	医師会
児童扶養手当等の周知	手当等を支給することにより、ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図ることを目的とする。また、該当者全員に周知する。	子育て支援課
児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待の早期発見・対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の各機関間で連携し、児童虐待防止月間に講演会や街頭宣伝を実施する他、広報紙への掲載等により普及・啓発活動を実施する。	子育て支援課
防犯講話・防犯キャンペーンにおける広報啓発活動	高齢者対象の防犯講話、防犯とは別に悩みを持っている人がいれば相談機関等を教示するなどして啓発活動を実施する。	伊東警察署
人権週間等キャンペーン	人権擁護委員の日（6/1）、及び人権週間（12月）に、市役所・商業施設等で相談窓口のパンフレット等を配布し、人権意識高揚を図る啓発活動を実施する。	人権擁護委員

③ 各種メディア媒体を活用した啓発

事業・取組名	取組内容	担当
こころのセルフチェック事業	ホームページ上で誰もがこころの状態をセルフチェックできる「こころの体温計」事業を実施。また、ホームページに相談窓口の案内や相談実施告知を掲載し周知を図る。	健康推進課

④ 地域や学校と連携した啓発や情報発信

事業・取組名	取組内容	担当
児童・生徒向け相談窓口一覧の作成・配布	児童・生徒が悩んだり困ったときに相談できる相談窓口一覧を作成・配布し、周知する。	教育指導課

⑤ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業・取組名	取組内容	担当
職員対象自殺対策研修	自殺対策について、市役所全体で共通認識を持ち、支援が必要な人に早期に気づき、早期に支援につなげる等、セーフティネット機能の充実を図るため、実施する。	職員課 健康推進課

基本施策(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組みを増やすことが必要です。そのため、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」を推進するために、居場所づくり、自殺未遂者等に対する支援、自死遺族に対する支援を強化します。

【基本的な取組】～生きることの促進要因への支援～

- ① 孤立のリスクを抱える人への居場所づくりの提供と周知
- ② 相談体制の充実、支援策や相談窓口情報の分かりやすい発信
- ③ 自殺未遂者への支援
- ④ 遺された人への支援
- ⑤ 支援者（介護者、教職員、市職員、他）への支援

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
メンタル相談	「精神的な不安やストレスについて、行政や民間団体等の様々な機関で相談できることを知っている」という人の割合が32.8% (令和4年度市民満足度調査)	「精神的な不安やストレスについて、行政や民間団体等の様々な機関で相談できることを知っている」という人の割合を40%に増加する。

【主な施策・事業】

- ① 孤立のリスクを抱える人への居場所づくりの提供と周知

事業・取組名	取組内容	担当
ひきこもり等個別相談	ひきこもり状態にある者に対し、個々の状況に応じ適切な医療・福祉等の支援につなげ、社会復帰の促進を図る。また、その家族に対し、ひきこもりについての理解促進及び対応方法等の習得を支援する。	静岡県熱海健康福祉センター
精神保健福祉総合相談	精神科医による定期相談を実施するとともに、住民や精神保健福祉関係者からの定期外相談等に随時対応する。また、精神等を病んでいる人を早期に発見し、早期に治療につなげ、病気の再発防止及び社会復帰の促進を図る。	静岡県熱海健康福祉センター

家庭児童相談員による相談事業	家庭における養育やしつけ、家族関係や学校生活に関する悩みについて相談を実施する。	子育て支援課
思春期保健相談事業 (Birds & Bees)	思春期を迎える子どもと親を対象にした相談業務を行う。	子育て支援課
地域福祉推進事業	地域における福祉課題の解決に向けて、地域の居場所づくりや子ども居場所づくりを通じて、住民参加の活動及び当事者の組織化活動を推進し周知啓発を図る。	社会福祉協議会

② 相談体制の充実、支援策や相談窓口情報の分かりやすい発信

事業・取組名	取組内容	担当
S N S 相談連携自治体事業	I C T等を利用した相談支援事業を行っている自殺対策S N S相談事業者と連携し「連携自治体」として「生きることの包括支援」への取組を実施する。	健康推進課
国民健康保険事業	国民健康保険に係る経済的負担に対する不安を軽減するため、保険税賦課及び減免に関する相談、給付（療養費、葬祭費等）の説明、保険証の交付等を実施する。	保険年金課
後期高齢者医療事業	後期高齢者医療に係る経済的負担に対する不安を軽減するため、保険料賦課及び減免、納付に関する相談、給付（療養費、葬祭費等）の説明等を実施する。	保険年金課
国民年金事業	保険制度として啓発に努め、適切に受給するため、低所得者に対する免除制度等の案内を実施する。	保険年金課
認知症相談事業及び周知	認知症の鑑別診断を実施する。また症状への対応や薬剤の調整、必要に応じて医療・福祉等と連携し支援する。認知症相談についての周知を図る。	伊東市民病院 認知症疾患医療センター
母子健康手帳の交付事業	妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図るために、妊娠期からの母子保健事業の情報提供と安心した妊娠・出産・子育てとなるように相談に応じる。	子育て支援課
産婦健康診査事業	産後うつ予防と新生児への虐待予防のため、産科医療機関による問診やこころの健康チェックを実施し、支援につなげる。	子育て支援課

産後ケア事業	産後支援として、専門職による心身のケア・育児サポートを行うショートステイ・デイサービス（産科医療機関やホテルを利用）や訪問型アウトリーチを実施する。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問指導事業	育児不安を解消し安定した子育てを支援するため、保健師等の訪問による保健相談を実施する。	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育に関する相談・指導・助言を行うことにより養育環境の改善を図る。（専門支援・家事育児支援）	子育て支援課
乳幼児健診・健康教室事業	保健相談、歯科相談、栄養相談等を実施し、子どもの発育や発達、育児環境等を把握し、必要に応じて育児支援を行う。	子育て支援課
スクールカウンセラーの派遣	児童・生徒や保護者からの学校生活における相談を受け、教職員等との連携により課題の早期改善・解決を図る。	教育指導課
障がい者虐待への対応	虐待を発見した際の通報先として障害者虐待防止センターを設置している。届出書の受理や県への報告、虐待を受けた障がい者に対して相談や助言を行う。	社会福祉課
がん相談	市民病院に入院中のがん患者に対して多職種（医師、看護師、栄養士等）が事例検討し、治療方針等について、アドバイスを行う。	伊東市民病院 がん相談支援センター 医療福祉相談室
がん患者支援事業（がんサロン）	がん患者やその家族と日常生活の悩みや不安について話し合い、心の整理をする場を提供する。	伊東市民病院 がん相談支援センター 医療福祉相談室

③ 自殺未遂者への支援

事業・取組名	取組内容	担当
心配ごと相談事業	市民の日常生活の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や関係機関との連絡調整を行う。	社会福祉協議会
メンタル相談	心の不調がある人に相談を実施し、相談後の支援を必要とする人を適切な支援機関につなぐ。	健康推進課

人権相談	人権に関する相談（差別問題・いじめ・ＤＶ・ＳＮＳでの誹謗中傷・高齢者及び障害者への虐待等）を市役所で実施する。	人権擁護委員
障がい者相談支援事業	市が委託した相談支援事業所が、在宅の障がい者に対し、障害福祉サービスの利用支援や社会生活能力を高めるための支援を行う。	社会福祉課
入退院相談	入院患者に対してスクリーニングを実施し、院内各部署と情報共有する。また、リスクのある患者に対しては定期的にカンファレンスを実施し、入院中や退院後の支援を連携する。	伊東市民病院 入退院支援室 医療福祉相談室

④ 遺された人への支援

事業・取組名	取組内容	担当
年金相談	年金受給（老齢年金、遺族年金、障害年金等）についての案内や年金生活者支援給付金等の制度を説明するため、出張年金相談会を実施する。	保険年金課
女性相談事業	女性からの悩みについて、女性相談員が面談又は電話により相談に応じる。	社会福祉課
市民相談事業	ＤＶや離婚、相続等の相談及び高齢者や生活困窮者に対して助言を行うとともに、必要な関係機関へつなぐ。	市民課 社会福祉協議会
総合相談事業	市民の日常生活の様々な相談に応じ、問題解決のための助言や関係機関との連絡調整を行う。	社会福祉協議会
法律相談事業	市民の日常生活の様々な困りごとについて、弁護士が助言相談を行う。	社会福祉協議会
成年後見支援センター事業	成年後見制度の利用が必要とする者に対して、相談・支援及び啓発を行う。	社会福祉協議会

⑤ 支援者（介護者、教職員、市職員、他）への支援

事業・取組名	取組内容	担当
教育相談事業	児童・生徒の教育や子育てに関する課題について、保護者からの相談に対応することで解決を図る。個別のカウンセリングに加え、不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の運営、学校や関係機関との連携を行う。	教育指導課

スクールソーシャルワーカーの派遣	子どもが抱える課題解決に向けた校内体制構築と福祉や医療などの関係機関につなげるため、スクールソーシャルワーカーの派遣による支援を行う。	教育指導課
発達支援	発育・発達及び育児環境等について、集団遊びや個別相談を通して、より良い成長・発達への支援を行い、保護者に対しては、子育ての負担や不安の軽減を図り、精神的・社会的孤立を防ぐ支援を行う。	子育て支援課
障害者相談員事業	市長が委託した障害者相談員（身体9人、知的1人）が、障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行い、地域活動の推進等福祉の推進を図る。	社会福祉課
民生委員・児童委員活動支援事業	地域で支援を必要とする人に対して、民生委員・児童委員が声をかけ、相談にのり、必要に応じて他の支援機関につなぐ。	民生委員児童委員協議会

基本施策(5) 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

全国の小中学生の自殺者は、他の世代の自殺者が継続して減少している中、平成21年以降も増加を続け、令和2年には過去最多となりました。

子どもの自殺は、衝動性が高く、周囲の影響を受けやすいといった特徴があるとされ、自殺未遂歴のある人も他の世代より多いと言われています。

いじめや不登校、学業・進路等に係る悩みの相談に適切に対応するとともに、ＳＯＳの出し方に関する教育や心の健康の保持に係わる教育を推進します。

これらの、子ども・若者に対する自殺対策は、その子の現在における自殺予防だけでなく、将来の自殺リスクを低減させることにつながり、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上で、きわめて重要な取組です。

【基本的な取組】～児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育～

- ① 児童・生徒向けの相談支援の推進
- ② 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
ＳＯＳの出し方教育	令和4年度小中学校全14校で実施	小中学校全校で継続して実施する。 高校での実施を推進する。

【主な施策・事業】

- ① 児童・生徒向けの相談支援の推進

事業・取組名	取組内容	担当
人権教室	市内小学校2校、幼稚園1園（輪番制）にて、人権尊重思想の普及と意識向上のため、思いやりの心や命の大切さを学習する。	人権擁護委員

- ② 児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の推進

事業・取組名	取組内容	担当
ＳＯＳの出し方教育	児童・生徒が自己肯定感を高められるよう支援するとともに、将来起きるかもしれない危機的状況に対し、援助希求行動が取れるようにする。	教育指導課

重点施策(1) 高齢者への支援の強化

伊東市の令和3年度高齢化率（65歳以上人口割合）は42.9%（R3.4.1現在）で、県29.9%（R3.4.1現在）や国28.9%（R3.10.1現在）に比べて高く、過去5年間（H29～R3）の自殺者65人のうち25人（38.5%）が60歳以上でした。（高齢者保健福祉行政基礎調査・高齢社会白書より）

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別・離別やコロナ禍での外出自粛等の影響や身体疾患、認知症の発症等をきっかけに、孤立、介護、生活困窮等の複数の問題を抱えやすくなります。また、地域との関係が希薄な場合、問題の把握が遅れ、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。

さらに、高齢者本人だけではなく、家族を含む複合的な問題も増えつつあり、心中や共倒れなどにつながることも懸念されます。

高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象とした取組のみならず、家族や介護者等の支援者に対する支援も含めた自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践を推進する必要があります。

【基本的な取組】～高齢者への支援の強化～

- ① 包括的な支援のための連携の推進
- ② 地域における要介護者（及び介護者）への支援
- ③ 高齢者の健康不安に対する支援
- ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
総合相談支援業務	「悩みを抱えたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに対してためらいを感じない」という人の割合が20.6%（令和4年度市民満足度調査）	「悩みを抱えたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに対してためらいを感じない」という人の割合を30%に増加させる。

【主な施策・事業】

事業・取組名	取組内容	担当
防犯講話・防犯キャンペーンにおける広報啓発活動	高齢者対象の防犯講話、防犯以外に悩みを持っている人がいれば相談機関等を教示する等啓発活動を実施する。	伊東警察署

事業・取組名	取組内容	担当
地域ケア会議	多職種の連携による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握などを行う。	地域包括支援センター
総合相談支援業務	問題の種類を問わず、総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチし対応する。必要に応じ支援機関と連携する。	地域包括支援センター
伊東市老人憩の家城ヶ崎荘運営事業	市南部の高齢者の拠点施設として、温泉入浴による健康増進、教養の向上やレクリエーション活動の場となる。	高齢者福祉課
養護老人ホーム短期入所運営事業	高齢者を養護する家族等が、病気やその他の理由で一時的に養護が困難となった場合に、高齢者を養護老人ホームに短期間利用等により支援する。	高齢者福祉課
居場所運営事業	交流や生きがいづくりを目的とした居場所の運営を支援し、閉じこもりや孤立を未然に防ぐとともに、地域における支え合いの輪を広げる。	高齢者福祉課
権利擁護業務	権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に行う。	地域包括支援センター
介護予防拠点施設運営事業	高齢者の生きがい活動や健康増進、介護予防等を進めるため、趣味や学習、教養を高めるための活動等を行い、気軽に立ち寄れる場となる。	高齢者福祉課

重点施策(2) 失業・無職・生活困窮者への支援の強化

生活困窮の状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、背景として、虐待、暴力被害、依存症、ひきこもり、介護、心身の病気や障がい、多重債務、労働などの多様な問題を複合的に抱える人が少なくありません。

このような実情を踏まえて、生活困窮者支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う必要があります。

【基本的な取組】～無職・失業・生活困窮者への支援の強化～

- ① 無職・失業者等への相談窓口の充実
- ② 居場所づくりや生活支援の充実
- ③ 相談支援、人材育成の推進

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
生活困窮者自立支援事業	相談件数80件	相談件数を100件に増加する。

【主な施策・事業】

事業・取組名	取組内容	担当
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び家族からの相談に応じ、必要な助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行い自立の促進を図る。	社会福祉課
福祉資金貸付事業	応急貸付資金貸付：緊急かつ一時的に必要な援助を行い、世帯の自立更生、生活の安定、福祉の増進を図る。	社会福祉協議会
緊急食糧配布事業	その日の食べ物にも事欠くという緊急性の高い困窮者に食糧支援を行う。	社会福祉協議会
医療費相談	医療費の負担軽減を図るため、限度額認定証、無料低額診療事業等を実施する。また必要に応じて生活保護等の制度を紹介する。	伊東市民病院 医療福祉相談室

重点施策(3) 勤務・経営対策支援の強化

雇用状態の多様化により、職場の人間関係・職場環境の変化・長時間労働等による仕事疲れ、長びくコロナ禍による経営状態の悪化等から、勤務上・経営上の問題を抱える人が増えています。また、晩婚化や核家族化、結婚・出産・育児・介護などのライフイベントが同時期に集中し、支援を受けにくいなどの理由から、仕事と家庭の両立に悩む人や問題を抱える人も増えています。勤務上や経営上の悩みや仕事と育児・介護を抱えた人が安心して働ける環境づくりは、自殺対策上とても重要です。適切な相談先・支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談機関の周知を図るとともに、自殺のリスクを生み出さないような労働環境整備の推進が必要です。

【基本的な取組】～勤務・経営者対策支援の強化～

- ① 労働関係の相談窓口の充実
- ② 職場の健康づくりへの支援の強化
- ③ 相談支援、人材育成の推進

【評価指標】

事業名	現 状	活動目標
周知・啓発事業	「あなたの悩みやつらい気持ちを受け止め、相談できる人や場所がある。」という人の割合が40.3% (令和4年度市民満足度調査)	「あなたの悩みやつらい気持ちを受け止め、相談できる人や場所がある。」という人の割合を50%に増加させる。

【主な施策・事業】

事業・取組名	取組内容	担当
福祉資金貸付事業	生活福祉資金貸付：必要な資金を貸すことで経済的な自立を促すとともに、安定して生活を送ることができるよう相談支援を行う。 高額療養費資金貸付：対象者の経済的自立を助長し、その世帯の生活安定を図ることを目的とした資金貸付を行う。	社会福祉協議会
メンタル相談	心の不調がある人の相談を実施し、相談後に支援を必要とする人を適切な支援機関につなぐ。	健康推進課
女性相談事業	女性からの悩みについて、女性相談員が面談又は電話により相談に応じる。	社会福祉課

第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を一人で判断できる能力が低下した方について、本人の権利を守る支援者（成年後見人等）を選ぶことで、身上保護（監護）、財産管理などを行い、本人がその人らしく安心して生活できるよう法律的に保護し、支援する制度です。

国では、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定しました。同法律では、市町村に対して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、判断能力が不十分となり、自ら意思決定することが難しい状態になっても安心して地域生活が送れるよう、伊東市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の利用相談及び後見等業務に関する支援を進めていますが、地域共生社会の実現に向けた「地域福祉計画」の基本目標3の取り組みを具現化するため、本章を「成年後見制度利用促進基本計画」として一体的に策定し、施策を推進します。

(2) 成年後見制度の種類

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどにより、判断能力が十分ではない人（以下「本人」という。）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

① 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、自分自身の判断能力が低下した場合に備えて、本人自ら後見人となって支援してくれる人を選び、その人と契約をしておく制度になります。実際に本人の判断能力が低下した時点で、あらかじめ契約していた人が任意後見人となり、契約に沿って支援を行います。

任意後見人と契約を結ぶためには、公証人が作成する公正証書が必要になります。本人の判断能力が低下してきたら、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行い、同監督人が選任されてから、任意後見人として職務を行います（任意後見人は任意後見監督人により、活動内容がチェックされます。）。

② 法定後見制度

本人の判断能力が低下し、「一人で日常生活を送ることができなくなる」「財産管理ができない」「契約等の法律行為ができなくなる」など生活に支障が出た場合、本

人や親族などが家庭裁判所に申立てることによって利用できる制度です。

裁判所は、本人の判断能力の程度に応じて、成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）を選任し、選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら保護・支援を行います。

	補助人	保佐人	成年後見人
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれない。

※2 民法第13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となる。

◎ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要となる。

（3）成年後見制度の理念

- ・ ノーマライゼーション

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

- ・ 自己決定権の尊重

障がい者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

- ・ 身上保護の重視

本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

2 伊東市の現状

(1) 伊東市の現状

本市の総人口は減少傾向にあり令和5年9月末現在65,609人となっています。

年齢区分別でみると、「15歳未満」、「15～64歳」ではどちらも減少が続いていますが、「65歳以上」は令和3年を境に減少に転じました。しかし、高齢化率については、44.0%と上昇が続いており、依然として上昇傾向にあります。

(2) 成年後見制度利用状況

① 成年後見制度利用状況

(単位：件)

年度 区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
利用者数		131	134	135	145	171
類 型	成年後見	99	94	84	83	92
	保佐	23	28	36	38	45
	補助	5	8	11	17	25
	任意後見	4	4	4	7	9

(注1) 数値は静岡家庭裁判所資料による。

(注2) 令和4年12月31日時点における数値である。

(注3) 本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

② 成年後見制度市長申立件数

(単位：件)

年度 区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
高齢者	4	11	10	3	8
障がい者	0	0	3	0	1
計	4	11	13	3	9

※各年度とも年度末現在の数値である。

③ 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数及び助成額）

（単位：件・円）

年度 区分		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
高齢者	件数	1	1	5	9	8
	金額	216,000	480,000	1,196,000	2,020,309	1,604,680
障がい者	件数	0	0	2	2	4
	金額	0	0	1,004,000	1,512,000	1,043,220
計	件数	1	1	7	11	12
	金額	216,000	480,000	2,200,000	3,532,309	2,647,900

※各年度とも年度末現在の数値である。

④ 成年被後見人等宛て通知書等の送付先住所登録届申請状況

本市では、平成31年1月より市から成年後見制度利用者への通知書等の送付先を成年後見人等へ一括変更できるようになりました。

（単位：件）

年度 区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
申請件数	7	29	43	51	60

※各年度とも年度末現在の数値である。

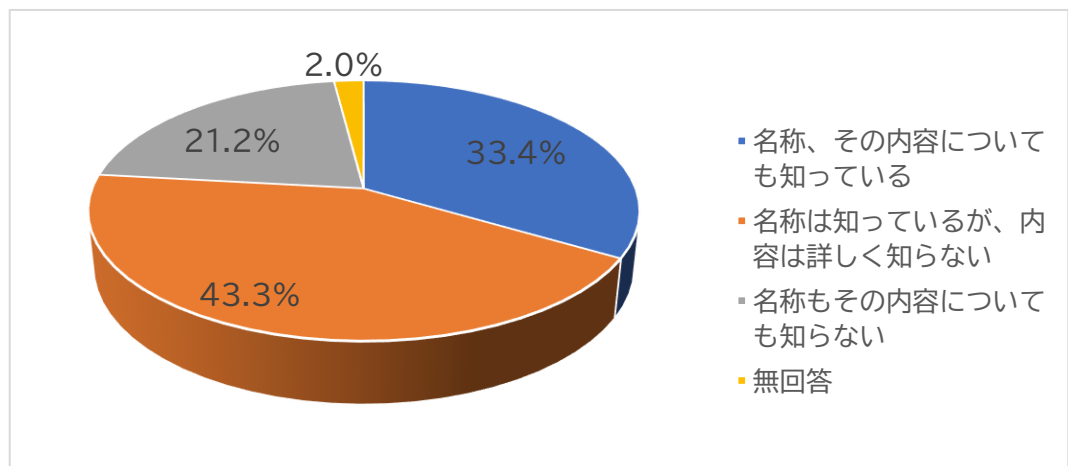
(3) 成年後見制度に関する市民の意識調査結果

令和4年8月に実施した「市民満足度調査」の結果によりますと、制度について「名称は知っている」と答えられた方は全体で7割を超え、高い認知度を示した一方、その役割については「知らない」と答えられた方が6割に上る結果となりました。また、市民後見人の認知度については、3割にとどまる結果となりました。

問1 成年後見制度を知っていますか？

【回答の集計結果】

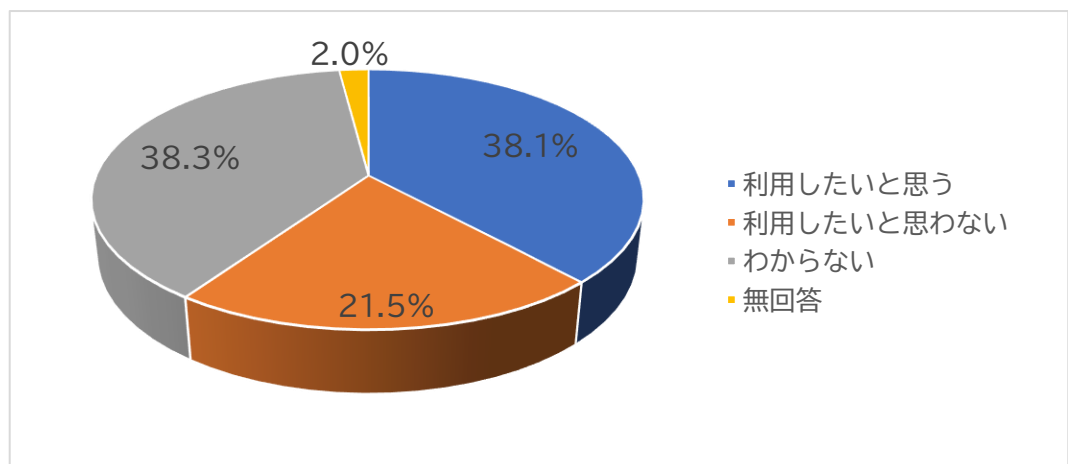
「名称、その内容についても知っている」が33.4%、「制度の名称は知っているが内容は詳しく知らない」が43.3%、「知らない」・「無回答」が23.2%という結果となっています。



問2 将来的に自身の判断能力が不十分となった場合、制度を利用したいと思いますか？

【回答の集計結果】

「利用したいと思う」が38.1%、「利用したいと思わない」が21.5%、「わからない」・「無回答」が40.3%という結果となっています。

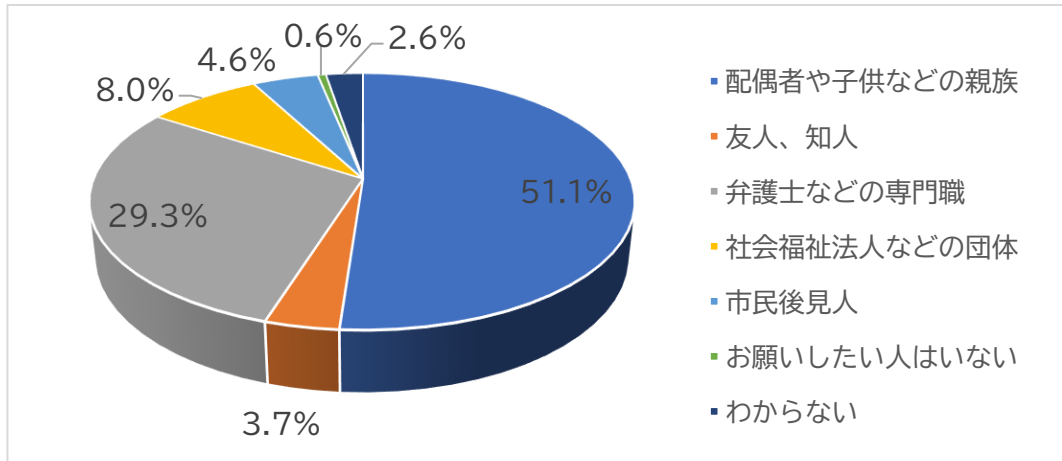


問3 利用したい場合、誰に後見人となって支援してほしいですか？

※問2で「利用したいと思う」と答えた方にお聞きします。

【回答の集計結果】

「配偶者や子供などの親族」が51.1%、「友人、知人」が3.7%、「弁護士などの専門職」が29.3%、「社会福祉法人などの団体」が8.0%、「市民後見人」が4.6%、「お願いしたい人はいない」が0.6%、「わからない」が2.6%という結果となっています。

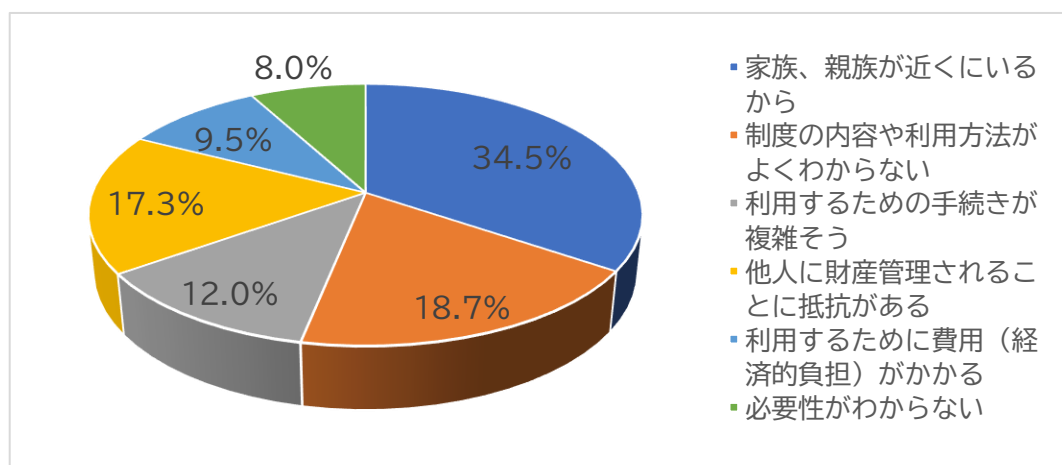


問4 「利用したいと思わない」、「わからない」と思うのはなぜですか？

※問2で「利用したいと思わない」、「わからない」と答えた方にお聞きします。

【回答の集計結果】

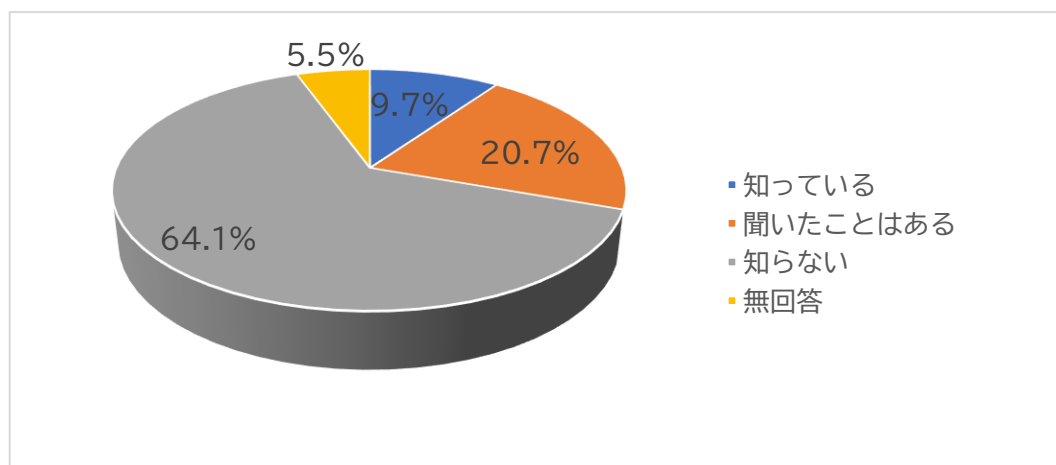
「家族、親族が近くにいるから」が34.5%、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が18.7%、「利用するための手続きが複雑そう」が12.0%、「他人に財産管理されることに抵抗がある」が17.3%、「利用するために費用（経済的負担）がかかる」が9.5%、「必要性がわからない」が8.0%という結果となっています。



問5 「市民後見人」の存在を知っていますか？

【回答の集計結果】

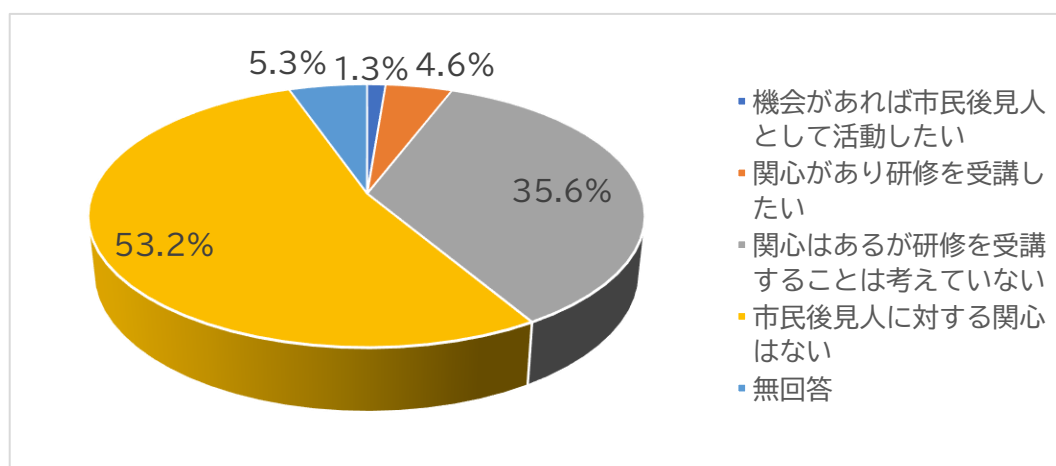
「知っている」が9.7%、「聞いたことはある」が20.7%、「知らない」が64.1%、「無回答」が5.5%という結果となっています。



問6 「市民後見人」の活動に関心はありますか？

【回答の集計結果】

「機会があれば市民後見人として活動したい」が1.3%、「関心があり研修を受講したい」が4.6%、「関心はあるが研修を受講することは考えていない」が35.6%、「市民後見人に対する関心はない」が53.2%、「無回答」が5.3%という結果となっています。



3 施策の概要

(1) 地域連携ネットワークと中核機関の整備

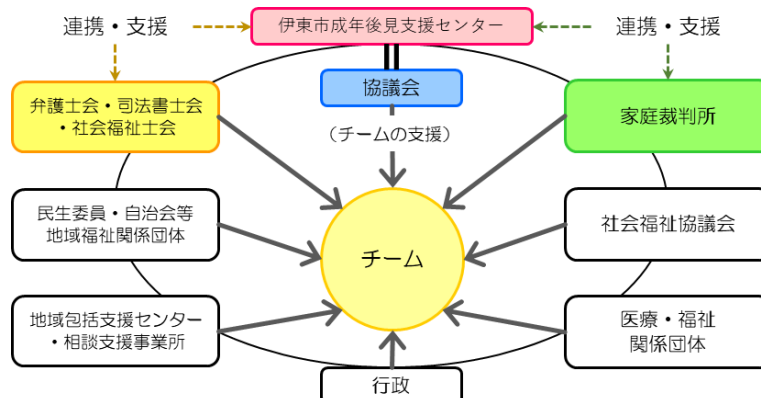
支援が必要な人が成年後見制度を「本人らしい生活を守るための制度」として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、現在設置している権利擁護支援機関である「伊東市成年後見支援センター」の中核機関としての機能の充実を図ります。

地域連携ネットワークは全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

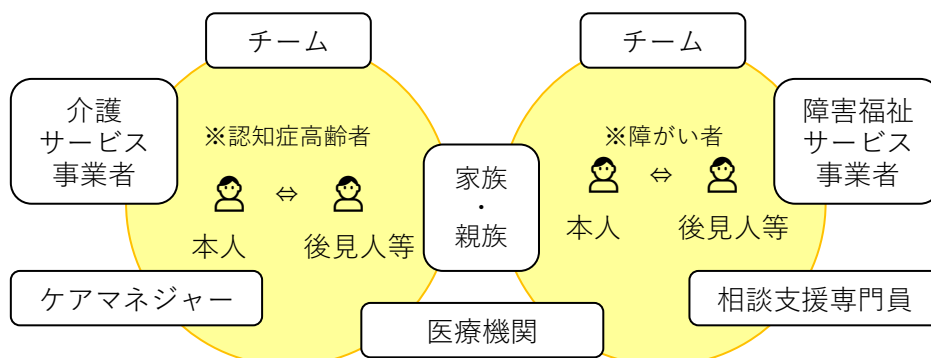
「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談支援体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

中核機関は権利擁護に関する相談・支援に関し、日頃から様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から得るノウハウ等を蓄積することで成年後見制度の利用促進を図ります。また、協議会の事務局運営など地域連携ネットワークの中核を担います。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



【チームのイメージ図】



(2) 成年後見制度の普及啓発

本市における成年後見制度利用者数は令和4年12月末日時点で171人となっており、権利擁護支援が必要な人を発見し支援を受けることができるように、制度の普及に取り組めます。

また、意識調査の結果では7割を超える方がその名称について「知っている」との回答があった一方で、その役割については6割の方が「知らない」との回答したことから、制度内容についても市民に適切な情報が届くよう啓発に取り組めます。

(3) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向けて、親族後見人候補者等への支援、市民後見人候補者等への支援に取り組めます。後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎを行い、市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイスを行います。後見開始後も日常的な相談に応じることで継続的な支援に努めます。

また、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるように、日頃から家庭裁判所と連携を図ります。

4 伊東市における取組

(1) 権利擁護支援のための地域連携ネットワークと中核機関の整備

① 地域連携ネットワークの役割

ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政、伊東市成年後見支援センター、地域包括支援センター等が協力し、地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

イ 早期の段階から相談・対応可能な体制の整備

住民の誰もが早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について気軽に相談できる、地域における身近な相談窓口を整備します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築します。

② 地域連携ネットワークの基本的な仕組み

地域連携ネットワークでは、以下の二つの基本的仕組みを有し構築されます。

ア チーム

チームとは、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みになります。

後見等開始前においては、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した運用を行うため、法的な権限を持つ後見人等と地域福祉関係団体等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

イ 協議会

協議会とは、後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体のことで、中核機関が事務局機能を担います。

③ 中核機関

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関になります。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における

連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

本市では、令和4年4月に成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりのために、制度利用に関する包括的な支援を行う権利擁護支援機関として、「伊東市成年後見支援センター」を開設しました。主な業務として「広報業務」、「相談業務」、「利用促進業務（申立支援、市民後見人育成）」を実施しています。

今後は、中核機関に求められる4つの機能の整備を進め、機能の充実を図ります。

④ 中核機関の4つの機能の段階的整備

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や関係機関と連携、協力し、中核機関が果たす4つの機能の段階的な整備を進めるとともに、不正防止についても配慮します。

中核機関が果たす4つの機能と不正防止効果は以下のとおりです。

ア 広報機能

- ・ 成年後見制度を含め権利擁護支援に関する講演会、研修会の開催
- ・ 広報誌、ホームページ等での普及啓発

イ 相談機能

- ・ 成年後見制度利用に関する相談支援

ウ 成年後見制度利用促進機能

- ・ 市民後見人の養成
- ・ 受任者調整（マッチング）の支援
- ・ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

エ 後見人支援機能

- ・ 親族後見人や市民後見人等の日常的な相談支援
- ・ 必要に応じて関係機関への連絡、つなぎ

オ 不正防止効果

- ・ 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による後見人等の孤立の防止
- ・ 日常的に相談等を受けられる体制の整備による不正発生の未然防止

（２）成年後見制度の普及啓発

成年後見制度は本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段ですが、その制度内容はまだまだ浸透しておらず、社会生活に大きな支障が生じない限り、制度が積極的に利用されることは多くありません。制度利用が必要と思われる人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に紹介していけるよう、講演会、研修会の開催や広報誌、ホームページなどを活用して普及啓発を図ります。

(3) 成年後見制度の利用促進

① 市民後見人の養成

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの専門資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のことで、伊東市成年後見支援センターが実施する研修を修了し、必要な知識や倫理性などを身につけた方で、市民後見人登録後、家庭裁判所からの選任を受けることで、成年後見人等としての活動が始まります。

本市では令和3年度から市民後見人養成講座を開催し、令和4年度までに15人が講座を修了しております。また、講座修了者を対象にしたフォローアップ研修を開催しており、継続した知識・技術の向上を図っています。

意識調査の結果では、市民後見人の存在を「知っている・聞いたことはある」と回答された方は3割に留まったため、普及啓発と合わせ、認知度の向上を図ります。

② 受任者調整（マッチング）の支援

伊東市成年後見支援センターでは、市民後見人候補者名簿の整備に取り組み、専門職団体及び法人後見を行える法人との連携を図ることで、円滑な人選が行われるよう努めます。

また、成年後見人等の確保が困難な方には、本人、関係者等からの情報をもとに、ニーズに応じた後見人等の確保が行われるよう関係機関等と連携を図り、受任者調整（マッチング）の支援を進めます。

③ 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理等がうまくできない方に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とした制度で、社会福祉協議会が実施主体になります。現在、日常生活自立支援事業等関連制度を利用されている方で、成年後見制度へ移行することが望ましいケースについては、伊東市成年後見支援センターと連携し、成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

④ 後見人支援

親族後見人や市民後見人等の活動が円滑に行われるよう、伊東市成年後見支援センターが支援に取り組むとともに、必要に応じて関係機関への連絡、つながりが図れるよう、日頃からチームとの連携に努めます。

第8章 計画の推進にあたって

1 計画推進に向けたそれぞれの役割

基本理念である「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」を目指し、それぞれが互いを尊重し多様性を認め合う中で、地域における役割を見つけ、個人、団体と協働・連携して進めていくことが大切です。

本市では、これまで「みんなが暮らすやさしさと笑顔にあふれる健康なまち」を基本理念として、地域福祉に関する施策を各種展開してきました。

本計画においては、新たな基本理念である「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」のもと、それぞれが互いを尊重し多様性を認め合い、地域における役割を理解し、つながり支え合うために、協働・連携していくことが大切です。

・市民の役割

住民一人一人が地域や福祉に関心を持ち、様々な体験、交流等を通じて福祉や多様性に対する理解を深めていくことで、世代や分野を超えて丸ごとつながり支え合うことができる地域の一員として活動することが期待されます。

・地域福祉団体等の役割

民生委員児童委員協議会をはじめとする地域福祉団体やボランティア団体、NPO 法人などの市民団体、町内会、自治会などの地域団体は、各団体の特性、専門性を活かした活動のほか、多様な主体と連携して地域課題の解決に取り組むことが期待されます。

・社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、地域の福祉推進の中核を担う存在であることから、地域福祉活動への住民参加促進、地域福祉団体等への協力、行政との連携などにより、地域福祉活動計画と地域福祉計画の整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けて推進していくことが期待されます。

・市の役割

市は、地域福祉の推進、地域共生社会の実現に向けて様々な施策を展開し、福祉意識の醸成、地域福祉の充実を図るとともに、属性、世代、相談内容に関わらず受け止める断らない相談支援体制、関係機関を交えた多機関協働での連携強化による包括的支援体制の整備を推進していくことが重要です。

本計画に基づく各基本方針の推進にあたっては、庁内関係課のみならず、関係機関・団体を加えた包括的な相談支援体制のもと、施策・事業の点検を行い、適宜改善に努めます。また、アンケート調査をもとに市民からの評価や意見を把握し、本計画及び社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画において、改善や今後の計画策定に活かしていきます。

市民アンケート結果からの抜粋（前回アンケート調査結果との比較）

問	質問	回答項目	今回(2023)	前回(2018)
問2	ご近所との付き合いの程度	「困りごとの相談」「情報の交換」「物の貸し借り」などをし合える親しい付き合い	61.0%	58.9%
		あいさつをし合うぐらいの付き合い	33.9%	36.9%
問3	暮らしの問題などの相談相手	家族や親戚などの親類	55.7%	52.8%
		親類以外	44.3%	47.2%
問5	地域の行事や活動への参加状況	進んで参加している	16.2%	22.4%
		機会があれば参加している	46.5%	46.3%
問9	ボランティア活動への参加状況	必要と考え、活動に参加している	30.3%	37.1%
		必要と考え、活動に参加したいと思っている	18.0%	14.2%

2 計画の進行管理

本計画を総合的に推進するため、伊東市地域福祉計画推進委員会設置要綱（平成28年伊東市告示第238号）に基づき、第4次伊東市地域福祉計画に係る施策の評価及び進行管理に関することの検討を行い、施策への反映に努め、社会情勢の変化、国の施策等に柔軟に対応し、期間中の計画に対し、運用・改定できるものとします。

3 計画の評価

（1）数値目標の設定

本計画の成果を把握・評価するため、目標指標に毎年行っている「市民満足度調査」の結果を用います。

（2）目標指標

指標目標	指標名	現状値	目標値
地域内の助け合いなどの地域福祉の充実	満足度※	64.1%	65.0%

※「満足度」は「満足」「おおむね満足」「やや満足」と答えた人の割合

（3）前回計画からの数値の推移

年度	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
満足度	63.4%	59.0%	63.2%	64.3%	62.4%	64.1%

※平成30年度までは指標が「地域内の助け合いなどの地域福祉の推進」であったが、令和元年度より「地域内の助け合いなどの地域福祉の充実」に変更となった。

第4次伊東市地域 福祉活動計画

第1章 活動計画の内容

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の趣旨

伊東市社会福祉協議会（以下、伊東市社協という。）は、2008年3月に「互いに助け合い 支え合う まちづくりに向けて」を基本理念とした第1次伊東市地域福祉活動計画の策定以降、伊東市が策定する地域福祉計画と綿密な連携を図り、5年毎に新たな活動計画を策定し、地域福祉の充実に向けて、住民の皆さま、福祉関係団体の皆さまと共に活動計画に基づいた取組みを推進して参りました。

近年、本市においても少子高齢化による人口減少、核家族化、一人暮らし世帯の増加、共働き世帯の増加を背景に、家族あるいは地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。

さらに、コロナウイルス感染拡大の影響で、住民の皆さまの社会参加が減少したことにより一層、地域のつながりが希薄となり、社会的孤立の増加も懸念される現状です。

そのような中、全国社会福祉協議会では、21世紀における「地域共生社会」及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現という2つの方向性をもとに、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指すため、「全社協福祉ビジョン2020」を策定しています。

「地域共生社会」及び「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、本市においても地域のつながりを再構築するものであり、社会的孤立の解消を図るものとなります。

なお、この2つの社会の実現には、行政の施策だけに頼ることなく、住民の皆さまが主体となって社会福祉法人及び福祉関係団体と連携をとりながら地域福祉の推進に取り組むことが重要となります。

このたび、伊東市社協では、地域福祉の推進をさらに推し進めるべく、現計画である「第3次伊東市地域福祉活動計画」を見直し、基本理念「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」のもと、新計画である「第4次伊東市地域福祉活動計画」を策定します。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、非営利の民間組織で社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づき、各都道府県、市町村で、地域の皆さまを始め、民生委員・児童委員、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動をおこなっている団体です。

※社会福祉法第109条にその設置等が規定されている団体（社会福祉法人）です。

(3) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が、地域福祉の推進を目的として住民の皆さま、地域で活動するボランティアの皆さま、社会福祉を目的とする事業を経営される方と相互協力して策定する民間活動、行動計画です。

世代や障がいの有無にかかわらず、住民一人一人がつながり、支え合い、安心して暮らせるまちづくりへと発展させていくための実践計画です。

(4) 計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、伊東市が策定する「地域福祉計画」との連携を図った計画です。

なお、「地域福祉計画」は、「伊東市総合計画」の基本構想等を踏まえ、福祉施策を総合的に推進する計画であり、高齢者・障がい者などを対象とした個別計画を内包する上位計画として、その整合性を図っています。

(5) 計画の期間

第4次地域福祉活動計画の計画期間は、第4次地域福祉計画（市）と連動して活動していくため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間中において、地域を取り巻く状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直す場合があります。

年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西 暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
地域福祉計画（市）	第3次					第4次				
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第3次					第4次				

(6) 計画の進行管理と評価、公表

本活動計画は、PDCAサイクルに基づいた進行管理を行い、計画を着実かつ速やかに実行すると共に、伊東市社協の内部会議である係長以上等会議及び係内会議において、点検・評価と改善を行い、効果的な計画の推進を図ります。

なお、事業の実施状況は事業の執行機関である理事会へ報告し、自治会の代表者、社会福祉の団体代表者、ボランティア団体代表者等で構成される法人の運営に関する重点事項の決定機関である評議員会において、ご意見を頂戴し多角的な視点からの点検・評価を行います。また、本活動計画は策定後、伊東市社協ホームページに掲載し公表します。

PLAN(計画)

第4次伊東市地域福祉活動計画の策定

DO(実行)

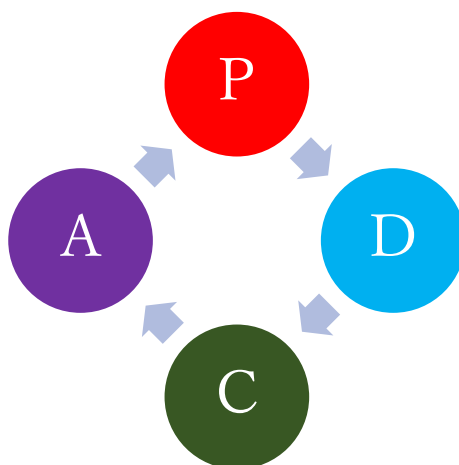
計画の内容を年度ごとの事業計画に反映させ、事業を推進する。

CHECK(評価)

事業の実施状況を点検・評価する。

ACTION(改善)

進捗状況と変化に応じ、必要な計画内容を年度ごとの事業計画に反映させ事業を推進する。



《PDCA サイクルイメージ図》

第2章 地域福祉の現状と課題

1 課題の整理

第3次伊東市地域福祉活動計画（計画期間：令和元年度から令和5年度まで）では、「我が事・丸ごと地域共生社会の構築」を基本理念とし、3つの基本目標「Ⅰ 住民参加による地域づくりの推進」、「Ⅱ 地域福祉活動を支える人づくりの推進」「Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進」を掲げ、地域福祉の推進に努め、各事業を実施してきました。

本章では第4次伊東市地域福祉活動計画の目標及び方針に反映させるべく、第3次伊東市地域福祉活動計画の主な取り組み実績及び課題と市民アンケート及び高校生アンケートの調査結果を基に得たニーズ・課題について整理します。

●第3次伊東市地域福祉活動計画の体系の確認

基本理念：我が事・丸ごと 地域共生社会の構築

基本目標1 住民参加による地域づくりの推進

基本方策 地域福祉を推進する組織づくり
地域に根ざした居場所づくり
社会福祉関係機関・団体と連携した地域づくり

基本目標2 地域福祉活動を支える人づくりの推進

基本方策 地域福祉の普及・啓発
地域資源としてのボランティア・市民活動の推進
福祉教育の推進

基本目標3 安心して暮らせるまちづくりの推進

基本方策 総合的な相談体制の整備
災害に強い体制づくり
生活支援サービスの充実

※第4次地域福祉活動計画から体系中の「方策」を「方針」に変更しています。

●第3次伊東市地域福祉活動計画の主な取組み実績及び課題について

・地域福祉を推進する組織設置に向けた検討・研究を行い、地域住民主体の組織である「対島地域ふるさと協議会」を平成28年1月に発足したことに続き、「小室地域ふるさと協議会」を令和元年12月に発足した。

・伊東地区子どもの居場所づくり連絡会において、子ども食堂のネットワークを構築（※加盟10団体）し、子ども食堂同士の情報共有や研修により技術の向上を図った。

※加盟10団体（子ども食堂名）

ドキわく子ども食堂、子ども食堂 あいあい、子ども食堂 風の子、ワンチームまつばら、ふらっとハウス ポレポレ、キッチンさくらぎ、Einこぐま倶楽部、子ども食堂 まねき猫魂、子ども食堂 るばらかふえ、荻なのはな 子ども食堂

・市内の社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を進めるためのプラットフォーム（土台）の役割を担うため社会福祉法人連絡会を開催し、社会福祉法人のネットワーク化に繋がった。

・ふれあい広場の開催により、障がいの有無や世代を問わず、地域で暮らす人々の交流を図り、福祉への関心と理解を深めることにより、共に活動し社会に参加する意欲が高められた。

・民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア協会を始めとした団体事務局を社協が担い、団体が活動しやすい環境づくりに努めたが、高齢化による会員の減少や活動範囲の縮小による問題が深刻化している団体が増加している。

・SNSによる情報発信の取組が十分でない状況となっており、地域福祉の担い手不足を解消する上で急務となっている。

・法人後見制度の環境が整い、成年後見支援センターが開設された状況にあるが、さらなる強化として、中核機関としての機能強化に向けた取組が望まれる。

・各種の講座が開催されたものの、その後のフォローアップ体制が万全ではなく、改善を求める声が多々あった。

・静岡県社協が実施主体である新型コロナウイルス特例貸付制度の窓口業務を行い、自立支援機関と連携して生活困窮者世帯の自立安定を目指したが、借受人が伴走型の相談（プラン策定による支援）を望まないケースが多く、伴走型支援ができないケースが散見された。

・新型コロナウイルスの流行により、イベントや各種講座、会合等の開催が難しい状況にあり、第3次地域福祉活動計画に沿った活動が進められないものも多々あった。

●市民アンケート回答の整理

※アンケート結果は資料編を参照

【問3】あなたは暮らしの問題や医療・福祉・教育などのことで、誰に相談しますか。

・配偶者、子、知人・友人が多かったが、「かかりつけの医師」を除いて、全体的に相談機関を相談先とする回答が少ない状況であった。

【問4】あなたはどのような地域活動や学習、教育活動に参加していますか。

・町内会活動が最も多い回答になったのに対し、約23%（99人）の方が参加していないとの回答であった。

【問8】地域福祉を進めるために、必要だと思われるものは何ですか。

・「行政と地域が協力して取り組むこと」が最も多く、「市民一人一人が関心を持ち、できることから取り組むこと」が次に多い回答であった。

【問9】あなたはボランティア活動に参加していますか。

・約30%（133人）の方が、「必要と考え、参加している」と回答、次に約18%（79人）の方が「必要と考え、参加したいと思っている」との回答であった。

【問12】あなたは「広報いとう」に折り込まれている「社協だより」（9月、10月、12月、3月発行）を読んでいますか。

【問14】伊東市社会福祉協議会が運営する次の事業について、関心のあるものをお聞きます。

・社協だよりの発行は、社協の運営する事業の中で最も関心が高かったが、約19%（74人）の方が読んだことがない、又は折り込まれていることを知らなかったと答えている。

【問13】あなたが日ごろ災害時の備えとして、重要に考えていることは何ですか。

・「日ごろからのあいさつ、声かけや付き合い」の回答が最も多かった。

【問15】伊東市社会福祉協議会が力を入れるべき事業は何だと思いますか。

・「福祉に関する啓発活動や学習機会の提供など」が最も多く、次いで「地域活動（町内会等での活動）への支援」であった。

●高校生アンケート回答の整理

【問1】あなたはボランティア活動をしたことがありますか？

【問4】問1で「ない」と答えた人にお聞きます。その理由は何ですか？

・ボランティア活動をしたことがない高校生は約62%（243人）であり、このうち、ボランティアをしたことがない理由の約64%（151件）が、ボランティアをする機会がないとの回答となっている。

【問2】問1で「ある」と答えた人にお聞きます。きっかけは何ですか？

・「学校の授業の一環として」「先生に勧められて」の回答が、約33%（58件）を占め、学校がきっかけとなっている回答が最も多くなっている。

【問5】あなたは「医療」「福祉（介護・障がい福祉）」「保育」の仕事に関心がありますか？

【問6】問5で「とてもある」「少しある」と答えた人にお聞きます。「医療・福祉・保育」

の仕事に関心を持ったきっかけは何ですか？

・「医療」「福祉（介護障害福祉）」「保育」の仕事への関心について、約40%（151人）の高校生が「とてもある」「少しある」と回答しており、仕事に関心を持ったきっかけが、「子どもの頃の思い出で保育に興味湧いたことから」、「仕事にたずさわる家族や友人・知人がいたことから」の順で多い回答となっている。

【問7】あなたは「医療・福祉・保育」に関する仕事をしたいと思いますか？

【問8】問7で「強くそう思う」「少しそう思う」と答えた人にお聞きします。そう思った理由はなんですか？

・仕事をしたいと思う高校生は約32%（120人）でそう思った理由の上位が、「人や社会の役に立つ仕事だと思うから」「やりがいのある仕事だと思うから」となっている。

【問11】あなたは、伊東市がどんな「まち」になったら良いと思いますか？また、どんな「まち」であってほしいと思いますか？～

・「伊東市が犯罪や事故がない安心安全で平和な街」約17%（307人）になったら良いとの回答が最も多く、次に、「子どもたちが元気に遊ぶ子育て世帯にやさしい街」約12%（218人）となっている。

●市民アンケート及び高校生アンケートから見えるニーズと課題

- ・暮らしの問題や医療・福祉・教育などの相談窓口の周知と包括的相談窓口が求められています。
- ・地域福祉推進の重要な役割を担うボランティア活動において、学校との関わりや連携が求められるとともに、ボランティア活動の機会の創出や情報提供及び案内が求められています。
- ・地域福祉の推進に必要なこととして、行政との連携が必要と考えられ、住民の皆さまは関心を持って、できる活動をすることが求められています。
- ・社協には、福祉に関する啓発活動や学習機会の提供、地域活動などへの支援が特に求められています。
- ・災害時の備えとして、日ごろからのあいさつや声かけなどの顔が見える関係づくりや見守り活動が求められています。
- ・犯罪や事故がない安心安全で平和な街が求められています。

第3章 計画の方向性

1 基本理念

誰もが健やかに暮らし活躍できるまち

※第4次伊東市地域福祉計画の基本理念を踏襲

2 基本目標

基本目標1 地域を支える人を育む



地域福祉を知る機会を拡充することで、住民の皆さまに地域福祉への興味や関心を持ってもらうことをスタートとして、福祉教育や人材育成を通じ、地域を支える人の輪を広げることにより、地域共生社会の実現に取り組みます。

基本目標2 連携・協働の気運を高める



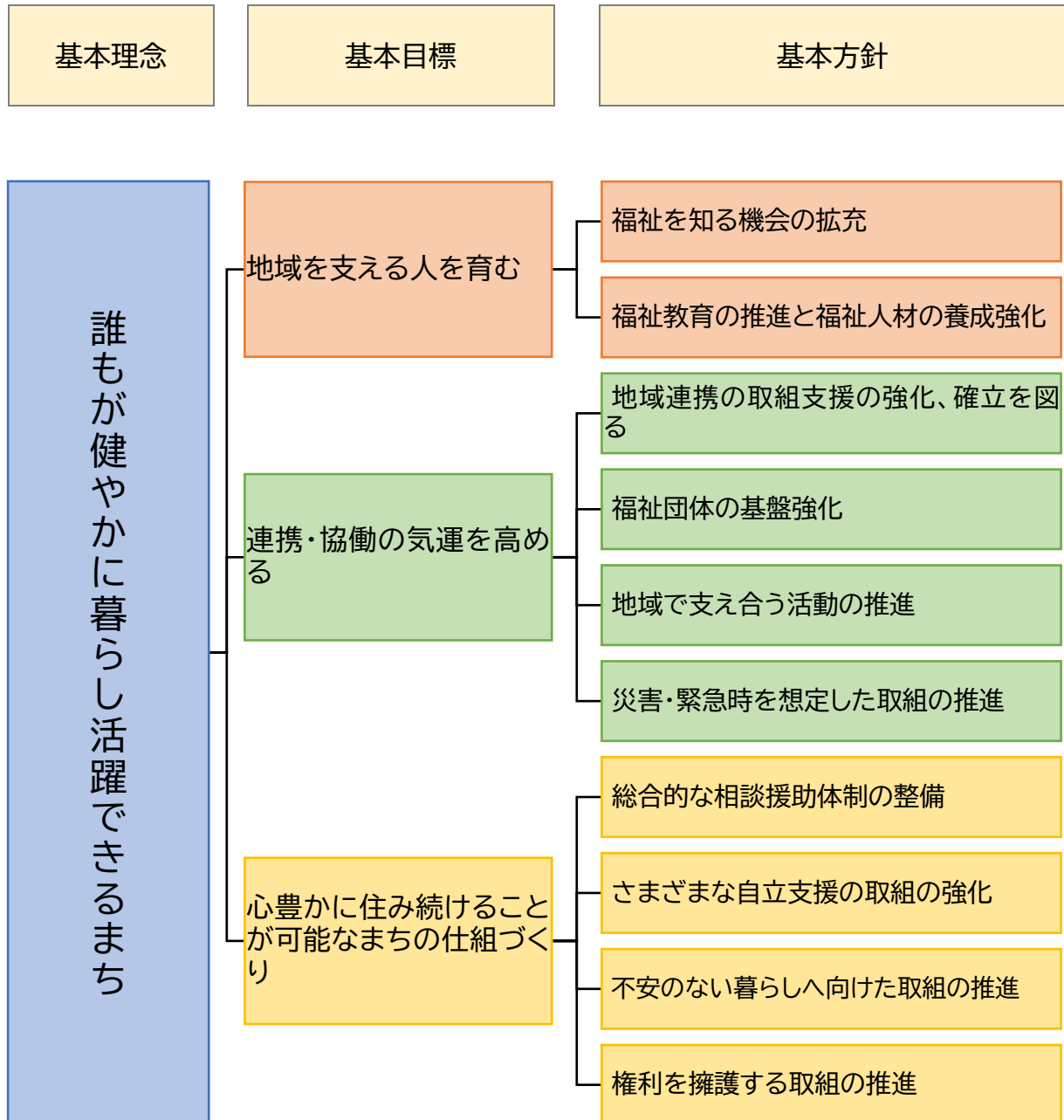
住民同士や住民の皆さまと地域団体とのつながりを強化し、地域で見守り支え合う活動を推進することで、顔の見える関係を構築し、平時だけでなく災害・緊急時においても地域で支え合いながら安心して生活できるよう連携・協働の気運を高める活動に取り組みます。

基本目標3 心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり



住民の皆さまが不安なく地域で暮らしていくために、包括的支援・相談体制の整備を図り、住民の皆さまの自立支援や権利を擁護する支援を通じて、差別や偏見がなく、心豊かに住み続けることが可能なまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系



第4章 施策の取組

基本目標1 地域を支える人を育む

基本方針1 福祉を知る機会の拡充

地域福祉を多くの地域の皆さまに知ってもらうこと、多様性について理解してもらうことは地域福祉を推進する上で非常に重要な事項です。福祉について考えるきっかけづくりとして、福祉を知る機会の拡充を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】SNSによる情報発信

《目標：認知度80%》

イベントや福祉講座開催のお知らせをSNSで発信することで、地域の皆さまがイベントや講座に参加しやすくなるよう図っていきます。また、イベントや講座の参加者の様子や感想を伝えることで、地域の皆さまに福祉を知る機会を提供し、担い手不足の解消を図っていきます。

・福祉体験学習事業

《目標：市内小中学校実施率100%》

中高生向けのボランティア体験事業として、「子育て」、「高齢」、「障がい」分野の職場において、利用者及び支援者との関わりを通して、福祉への理解、興味・関心を深める機会を提供していきます。

・広報紙「社協だより」の発行

《目標：認知度80%》

地域福祉の推進及び社協活動の理解を広めることを目的として、広報紙「社協だより」を発行し、地域の皆さまに地域福祉活動の推進機関である社協の活動について理解してもらえるよう広報啓発を進めていきます。

・社会福祉大会の開催

《目標：認知度80%》

社会福祉への理解と認識を深めてもらうため、社会福祉の発展に貢献された個人や団体の表彰を行います。また、社会状況が変化する中で、今日の社会福祉を取り巻く課題の解決へ向けて、福祉講演会の開催を行っていきます。

・社協ホームページの充実

《目標：認知度80%》

住民の皆さまが福祉に対して興味を持った際、また、福祉のイベントや講座の参加に意欲が湧いた際に適切な情報提供や講座等の案内ができるよう、ホームページを充実させ、情報発信力の強化を図っていきます。

・講演会の開催

《目標：延参加者200名》

住民の皆さまに福祉についての理解と関心を高めてもらうことを目的として、地域活動、権利擁護、災害等をテーマとした福祉啓発講演会を開催していきます。

基本方針 2 福祉教育の推進と福祉人材の養成強化

少子高齢化や地域のつながりの希薄化、コロナウイルスまん延等により、地域福祉の担い手不足が課題となっています。担い手不足の解消を図るべく、より多くの地域の皆さまに地域福祉の担い手になっていただけるよう福祉教育に対するサポートと福祉人材を養成する取組の機会を提供するなどの取組を進めていきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】福祉教育出前講座

《目標：延講座開催数20回》

学校からの要望により講座を行っている車いす体験、アイマスク体験、認知症をテーマとした講話などの福祉教育について、地域の福祉関係団体の方や障がい当事者の方などの協力を得て、提供できるメニューの拡充を図り、出前講座を行います。また、学校が利用しやすいよう提供可能なメニューのリスト化を図っていきます。

・福祉教育機材の貸出

《目標：延貸出件数100件》

福祉に対する関心を高めるための研修や体験学習の開催が積極的に行われることを目的として、車椅子やアイマスク、高齢者疑似体験セット等の福祉教育機材の貸出を実施するなど、充実した福祉教育のサポートを行っています。

・認知症サポーター等養成講座

《目標：延養成者数150名》

地域や職域団体等向けの認知症に対する正しい知識と理解、つきあい方についての講義である認知症サポーター養成講座を開催するとともに、関係団体と協力して認知症サポーター養成を推進していきます。

・親性準備教育事業の協力

《目標：実施回数15回》

中高生向けに、乳児とのふれあい体験から母性、父性を育み、命の大切さを感じることを目的とした教育事業である親性準備教育事業において、本会所属の思春期相談員が協力していきます。

・福祉講座の開催

《目標：延参加者150名》

住民の皆さまに地域福祉に参加してもらうことを目的として、住民の皆さまが参加しやすいようなボランティア養成講座等の福祉人材の養成講座や地域福祉に係る福祉講座の開催を工夫していきます。

・実習生の受入れ

《目標：ニーズ充足率100%》

福祉人材の育成が、地域福祉の推進に非常に重要であることから、社会福祉士や精神保健福祉士等の国家試験の受験資格取得を目的とした現場実習生の受入れを行っています。

基本目標2 連携・協働の気運を高める

基本方針1 地域連携の取組支援の強化、確立を図る

地域の関係団体やボランティアの方、住民の皆さまと連携・協働し、地域を基盤にして様々な問題を解決につなげていく仕組みづくりや既存の取組を充実させていくために、地域連携の取組に対する支援の強化及び確立を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】子どもの居場所づくり事業 《目標：15か所》

子どもたちが人とのつながりや体験・教育などを通して、様々な学びや社会生活を営む上で必要となる生き抜く力を習得し、社会で活躍することを目的とした安全かつ安心して過ごせる居場所の運営に関係機関と協力し、サポートしていきます。

・認知症カフェの開催 《目標：延開催数60回》

認知症の人やその家族の方、将来認知症になることを心配している方、認知症のことを理解しようと思っている方を対象に、認知症について学んだり、悩みを相談したりできる場について関係団体や地域の皆さまの協力のもと運営をサポートしていきます。

・ファミリーサポートセンター運営事業 《目標：マッチング率100%》

保育園の送迎や託児などの育児支援において、子育て支援を受けたい人と子育ての支援ができる人が会員となり、地域社会において有償で助け合う仕組みであるファミリーサポート事業の充実を図っていきます。

・高齢者の居場所づくりへの協力支援 《目標：延訪問回数300回》

高齢者の閉じこもりを防ぎ、健康で自立した生活の継続を目標にレクリエーション・体操・お茶会等を実施し、関係機関と協力し、居場所の運営をサポートしていきます。

・ふれあい広場の開催 《目標：認知度80%》

子どもからお年寄り、障がいのある人もない人も地域の中で様々な立場にある人たちが、模擬店や各種体験を通じてお互いを理解しあえる交流の場に関係機関と連携のもと開催し、地域福祉推進における地域連携を図っていきます。

・地域福祉推進を目的とした住民主体の組織への支援 《目標：5団体》

地域が抱える諸問題を体系的に取上げ、地域で話し合い、関係諸団体とともに知恵と労力を出し合って解決していくための住民主体の組織の立上げ支援や組織運営のサポートをしていきます。

基本方針 2 福祉団体の基盤強化

地域福祉の推進に寄与する団体メンバーの高齢化やメンバーの活動に対する意識の変化、メンバーの脱退等により団体における活動がコロナウイルスまん延以前に比べ、減少傾向にあります。そのような状況を踏まえ、地域福祉の推進に寄与する団体の基盤強化を目指します。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】民生委員児童委員協議会事務局

《目標：認知度80%》

行政と地域のパイプ役として、住民の立場に立った相談・援助を中心に、住民の生活状況の把握、福祉サービスの情報提供等の活動を行っている民生委員児童委員協議会の事務局運営に携わり、住民の皆さまや地域包括支援センター、関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進を図っていきます。

・老人クラブ連合会事務局

《目標：会員延150人増》

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ連合会の事務局運営に携わり、仲間づくりや生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同して、地域を豊かにする社会活動に取り組むべく、会の基盤強化を図っていきます。

・ボランティア協会事務局

《目標：加入者数100人増》

食物支援活動や募金活動などのボランティア活動を通じて、地域福祉に貢献する取組を行っている市内団体であるボランティア協会の事務局として、協会活動の充実に向けてサポートしていきます。

・介護家族の会への協力

《目標：ニーズ充足率100%》

家族の介護をされている方や家族の介護を経験された方などで組織され、介護を行う上での悩みや介護の仕方など気軽にお話しできる活動や認知症などに対する情報共有等を行っている介護家族の会の活動に対して、サポートしていきます。

・手をつなぐ育成会の後方支援

《目標：毎年度協力》

知的障がいのある人たちの権利を守ることを中心に、より良い社会の仕組みを構築するために活動している「手をつなぐ育成会」の後方支援に携わり、差別のない社会づくりの実現に向けたサポートを行います。

基本方針 3 地域で支え合う活動の推進

地域の皆さまが、地域で生活する上で生じるちょっとした困りごとや不安などを解消するため、気軽に不安や困りごとが相談できる関係づくりや見守り活動を住民の皆さまや地域福祉団体等が推進しやすい環境整備を目指していきます。

●社会福祉協議会の具合的な取組

・【重点的な取組】生活支援体制整備事業

《目標：延支援回数250回》

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域の困りごとについて地域の皆さまと一緒に考え、住民主体の助け合いや支え合い活動に取り組んでいきます。

また、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者の社会参加の推進を、関係団体やボランティアと連携しながら行っています。

・民生委員児童委員協議会の見守り活動

《目標：毎年度協力》

高齢者や障がい者などを対象に、地域福祉をサポートする身近な相談相手である民生委員児童委員が日常的な声掛けを行ったり、生活に関する相談に応じるなどの見守り活動について、事務局として積極的にサポートを行います。また、見守り活動から発見した困りごとについて、関係機関と共に解決を図っていきます。

・高齢者見守りあんしんネットワーク事業

《目標：毎年度協力》

事前登録制で、認知症などが起因となり行方不明となるおそれのある人の地域での見守り、行方不明時の早期捜索を行う市の事業に協力し、行方不明者の情報提供に協力団体とともに取り組んでいます。

・共同募金活動

《目標：認知度80%》

子どもたち、高齢者、障がい者などを支援する様々な福祉活動や災害時支援等の社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に対して、赤い羽根共同募金や歳末助け合い運動により集められた寄付金を配分することで、地域で支え合う活動を支援していきます。

・市民後見人養成講座の開催

《目標：市民後見人活動者数3名》

地域に住む高齢者等が、住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活するための制度の一つである成年後見制度の担い手である市民後見人を養成し、地域で支え合う活動の推進を進めていきます。

基本方針4 災害・緊急時を想定した取組の推進

近年の気候変動による影響で、全国的にいつどこで災害が発生してもおかしくない状況にあります。平時から災害・緊急時を想定した取組や、災害に対する防災意識の醸成を高める取組機会の増加を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】災害ボランティアセンター運営事業 《目標：訓練、啓発回数5回》

多発する自然災害に備え、県社協や行政との連携により、災害時の円滑なボランティア活動の調整による被災者に対する迅速かつ効果的な支援を行うことを目的として、平時から、災害時を想定した訓練の実施や災害ボランティアに係る啓発を行います。また、平時から関係機関や団体と顔の見える関係づくりを図っていきます。

・災害ボランティアセンター等への職員派遣 《目標：被災地社協からの要請人数派遣》

災害に被災した他市町社協から応援職員の要請があった際に、災害ボランティアセンターの運営に対して積極的に応援職員を派遣するとともに、他市町の被災による困りごとを我が市町のことと同様に受止め、課題を共有し、本市が災害を受けた際に同様の課題がスムーズに解決できるように取り組んでいきます。

・防災講座の実施 《目標：延開催数10回》

災害被災体験者や災害支援経験者が講師を務める防災講演をはじめ、乳幼児の保護者向け防災講座の開催など、地域の皆さまが防災意識を醸成するきっかけとなる防災講座を開催するとともに、防災意識が継続できるよう図っていきます。

・災害ボランティアに対する情報提供 《目標：情報提供率100%》

災害に被災した他市町が設置する災害ボランティアセンター等において、災害ボランティアとして参加される方に対して、被災地情報やボランティア保険加入についての情報提供及び加入手続きを窓口にて行っています。

・災害義援金の協力 《目標：毎年度協力》

被災を受けた他市町の現状についても我がまちのことで捉えて、他市町にて被災された方々にお悔やみや復興へのエールを込めた義援金の送金を目的として、県共同募金会及び日本赤十字の災害義援金の募金活動に協力していきます。

・災害ボランティアセンター等の運営担い手の養成 《目標：延養成者数30人》

被災時に、被災した住民の皆さまの困りごと相談に応じて、ボランティアによる必要な支援や調整を行う災害ボランティアセンター等で活動する運営の担い手の養成講座開催を行っています。

基本目標3 心豊かに住み続けることが可能なまちの仕組づくり

基本方針1 総合的な相談援助体制の整備

すべての地域住民の皆さまを対象とした「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」に向けた取組やその体制整備を、行政や関係団体と連携を高めて目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】総合相談体制整備に向けた取組の実施 《目標：認知度80%》

地域包括支援センター、生活困窮者自立支援機関、成年後見支援センター、無料法律相談、心配ごと相談等の様々な住民の皆さまの相談窓口としての取組みを行っている社協の総合相談支援部門にあたる生活支援係を社協内における相談窓口として位置付け、住民の生活課題を受け止めるとともに適切な助言や支援ができるよう関係機関と調整を図りながら、生活課題について伴走型の支援に取り組んでいきます。

・社会福祉法人連絡会の開催 《目標：延開催回数5回》

市内社会福祉法人のネットワーク化を持続させ、地域課題における研修を開催していきます。さらに、社会福祉法人の地域における公益的な取組みの促進、福祉サービスの一層の充実を図るとともに、ネットワークを生かした総合的な相談援助体制整備を図っていきます。

・子ども子育て支援事業者連絡会の開催 《目標：延研修回数5回》

子育て支援の充実を目的に、保育園などの子育て支援事業者が、各法人で課題を共有すること、事業者協働活動を推進しやすくするためのサポートを行っていきます。さらに、地域貢献活動として妊娠中の方が保育園の見学や保育士による子育て相談支援を通じて、出産前の不安を和らげるなど、安心して生み育てる環境づくり支援や総合的な相談体制の構築を図っていきます。

・介護保険事業者連絡協議会 《目標：相談援助体制の整備》

市内で介護保険事業を営む法人や会社で構成されている介護保険事業者連絡協議会内において、社協が事務局として総合的な相談援助体制の整備に向けた取組を図っていきます。

基本方針２　さまざまな自立支援の取組の強化

住民の皆さまが主体的に生活課題を解決するためには、「自立」が重要な要素となります。

生活困窮者の方々における経済的な「自立」、高齢者の方々における身体的な「自立」等さまざまな「自立」を支援する取組の強化を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】自立相談支援事業

《目標：新規相談延200件》

経済的に困窮し最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度である生活困窮者自立支援制度の基本的な相談支援として、さまざまな課題を抱え生活に困っている方の相談を受け、他の専門機関と連携を図り、その対応策を一緒に考え、解決に向けた伴走型支援を行っていきます。

・家計改善支援事業

《目標：改善度80%》

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者自ら家計が改善できるように支援していきます。状況に応じた支援計画の作成や関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付制度のあっせんなど行い、相談者が自立した生活ができるようサポートしていきます。

・生きがいデイサービスセンター事業

《目標：延利用者数3,500名》

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるようサポートを行う場として介護保険に該当しない高齢者を対象に介護予防を目的とした通所介護事業の運営を行っていきます。

・フードドライブへの協力

《目標：延協力回数10回》

食から生活の自立を支える取組であり、家庭で余った食品を集めて、それを必要としている地域のフードバンク団体等の生活困窮者団体等に寄付する活動であるフードドライブの協力に取り組みます。

・生活福祉資金の実施協力

《目標：認知度80%》

自立の意思を持ち意欲的に安定した生活を築こうとしている方が、経済的な問題や心身の障がい、加齢に伴う生活課題を抱えているために、生活そのものや生活意欲の充実が図れない場合に、その手助けをする県社協実施の制度に協力をしていきます。

基本方針3 不安のない暮らしへ向けた取組の推進

子どもから高齢者まで、住民の皆さまが地域で暮らしていく中で生じる様々な問題について、相談または支援できる取組を推進し、住民の皆さまが少しでも不安なく、安心して暮らせる地域を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】地域包括支援センターの受託運営 《目標：認知度80%》

地域包括ケアの基盤整備、総合相談支援、権利擁護、介護予防への取組を行い、地域包括ケア推進の中核機関として活動する地域包括支援センターの受託運営を行い、地域包括ケアシステムの構築や総合相談支援を行っていきます。

・心配ごと相談所の運営 《目標：延開催日数240日》

住民の皆さまが日常生活を営む上で抱える多様な問題について、民生委員児童委員が相談に応じ、問題解決のための助言や問題解決機関の紹介を通じて住民の皆さまの不安や悩みの解消に取り組んでいきます。

・思春期保健相談事業 《目標：延開催日数240日》

思春期の心身に関する様々な不安や悩みの軽減や解消に向けて、思春期相談員が保健、医療及び教育機関と連携を図りながら、思春期を迎える子どもたちの相談支援に取り組んでいきます。

・療育支援訪問事業 《目標：ニーズ充足率80%》

子育て家庭の方や妊婦の方が孤立しないように身体的・精神的な負担軽減を図ることを目的にホームヘルパーが食事、衣類、生活環境等について、療育状況改善が必要な家庭に対し、療育者と共同しながら援助や助言を行うことにより、療育環境の改善を図っていきます。

・放課後児童健全育成事業 《目標：延支援員研修回数10回》

保護者が労働、疾患、家族の介護等により、昼間家庭にいない小学校就学児童を対象として、放課後や学校休業日に適切な遊びや家庭的な雰囲気を持った生活の場を提供し、児童の健全な育成を図り、仕事と子育ての両立をサポートしていきます。

・社会を明るくする運動への協力 《目標：毎年度参加、協力》

犯罪や非行のない地域をつくるために、一人一人が考え、参加するきっかけをつくることを目指して、更生保護における犯罪予防活動である社会を明るくする運動に参加していきます。

基本方針 4 権利を擁護する取組の推進

誰もがができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を営んでいくことができる地域共生社会の実現に向けて必要な取組である住民の皆さまの権利を擁護する活動の推進を目指していきます。

●社会福祉協議会の具体的な取組

・【重点的な取組】成年後見支援センター

《目標：認知度80%》

成年後見制度の利用を促進するとともに、制度に関わる相談に対して、関係機関と連携を図りながらその解決に取り組んでいきます。また、制度を利用する方がその人らしく地域で暮らすことができるよう権利擁護支援を図っていきます。

・法人後見事業の実施

《目標：延受任件数10件》

高齢者や障がいのある人への福祉的支援の経験を活かし、関係機関協力のもと伊東市社協が法人として判断能力が不十分な方の支援・保護を継続的に実施していきます。

・日常生活自立支援事業

《目標：延契約件数10件》

高齢による認知機能の低下や障がいを起因として、判断能力が十分でない方々が地域において安心して暮らせるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの支援を実施していきます。

・地域包括支援センターの権利擁護

《目標：認知度80%》

高齢者の権利を守るために、センターに配置されている社会福祉士を中心として、当事者からの相談に対し助言を行う、法的措置を取るための支援を行うなど、加齢や認知症を起因として判断能力が低下した方の財産を守ることや高齢者を虐待から守るための支援を行っていきます。

・無料法律相談

《目標：延開催日数120日》

静岡県弁護士会沼津支部の協力により住民の皆さまの法律に関する相談ニーズに応え、高齢者や障がい者の権利擁護に係る諸問題やDV等を中心とした法律相談事業を実施していきます。

第5章 地域福祉活動計画推進のための社協職員行動原則

『社協職員行動原則 - 私たちがめざす職員像』全社協

社会福祉協議会は、その法定化以来、住民主体による地域福祉の推進をめざし、制度だけでは対応しづらい様々な福祉問題に対して福祉サービスや相談援助等の個別支援と地域における協働による解決を重視して、住民が主人公となる社会福祉のあり方を追求してきました。

私たちは、これまで築き上げてきた社協職員としての価値観や使命感を「社協職員行動原則」として共有し、誇りをもって行動します。

- 尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

- 福祉コミュニティづくり

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

- 住民参加と連携・協働

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行うことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

- 地域福祉の基盤づくり

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

- 自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携を進め、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

- 法令順守、説明責任

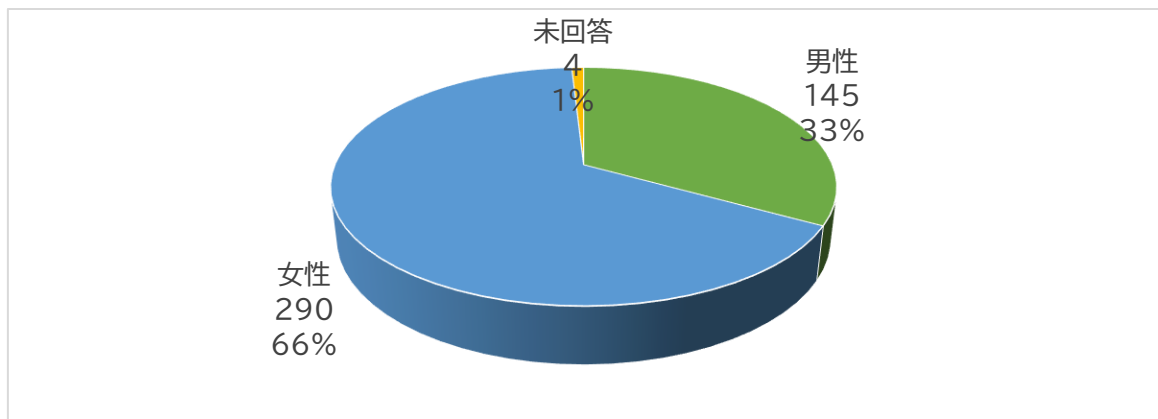
私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりを進めます。

資料

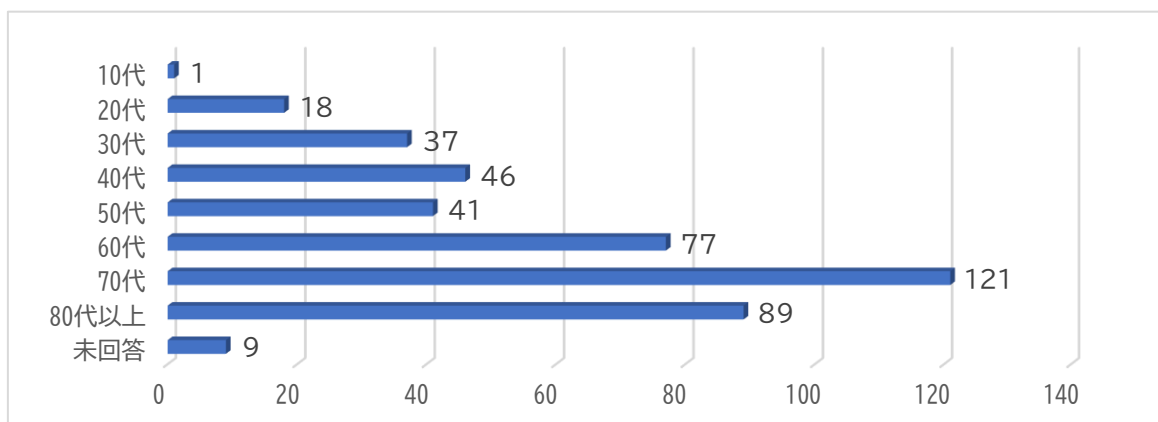
1 市民アンケート

調査対象	市内で活動する団体、福祉関係者及び利用者（令和 5 年 6 月実施）
回収数／配布数	439 人／500 人（87.8%）

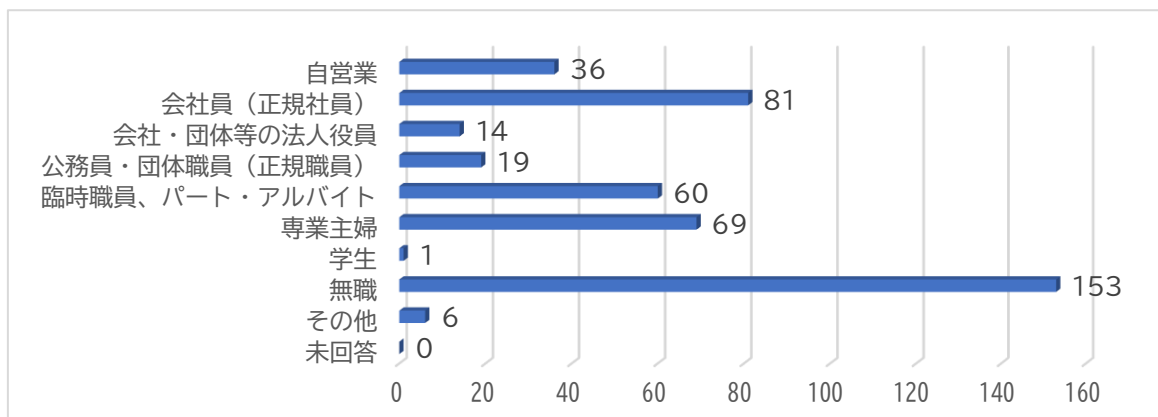
問 1 【性別】



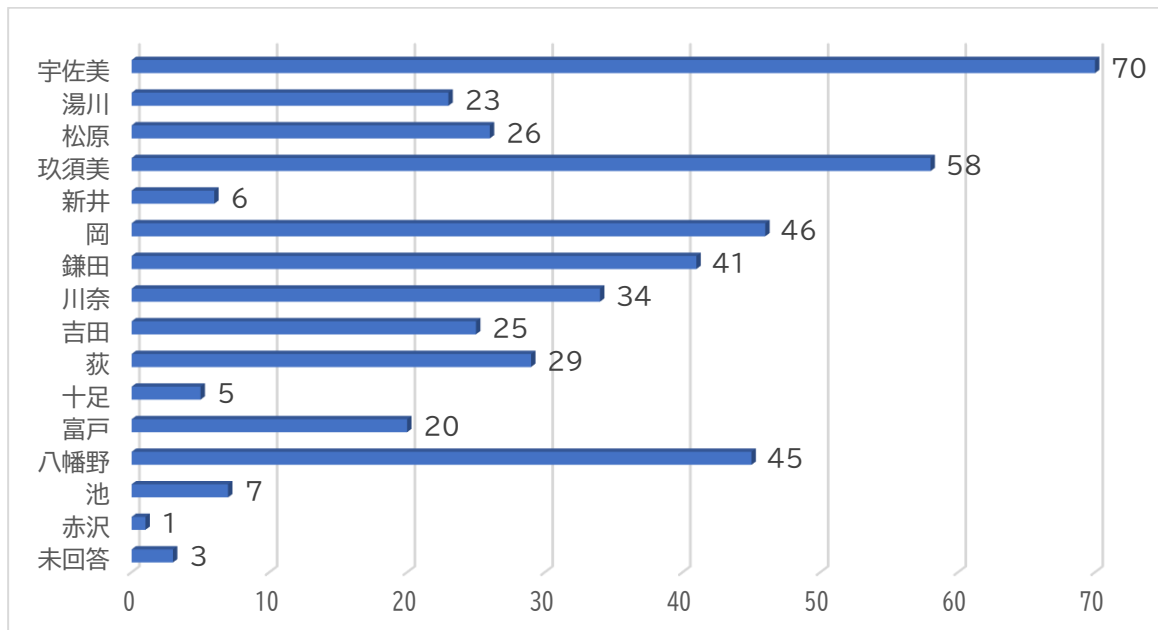
【年齢】



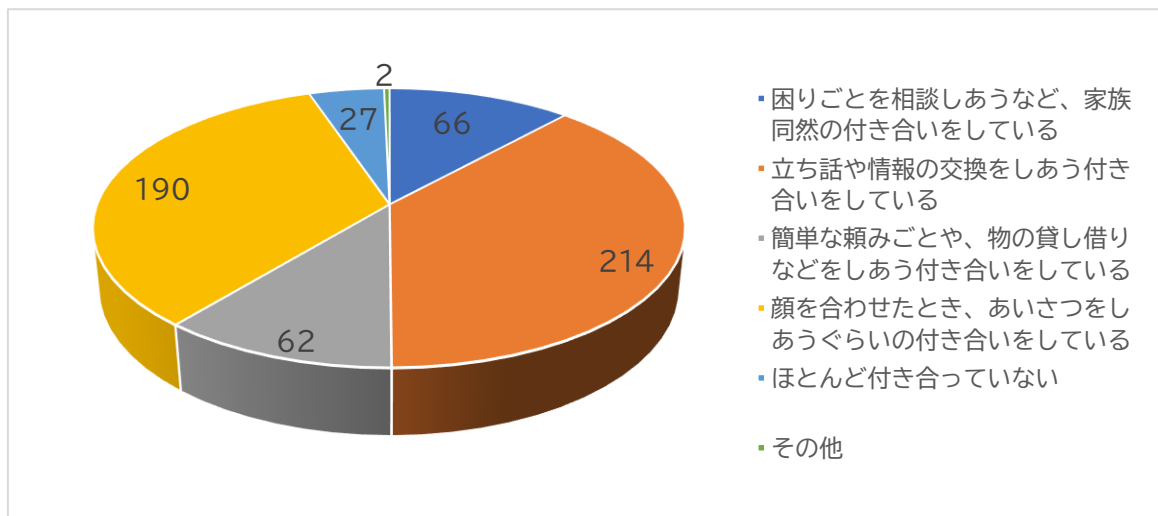
【職業】



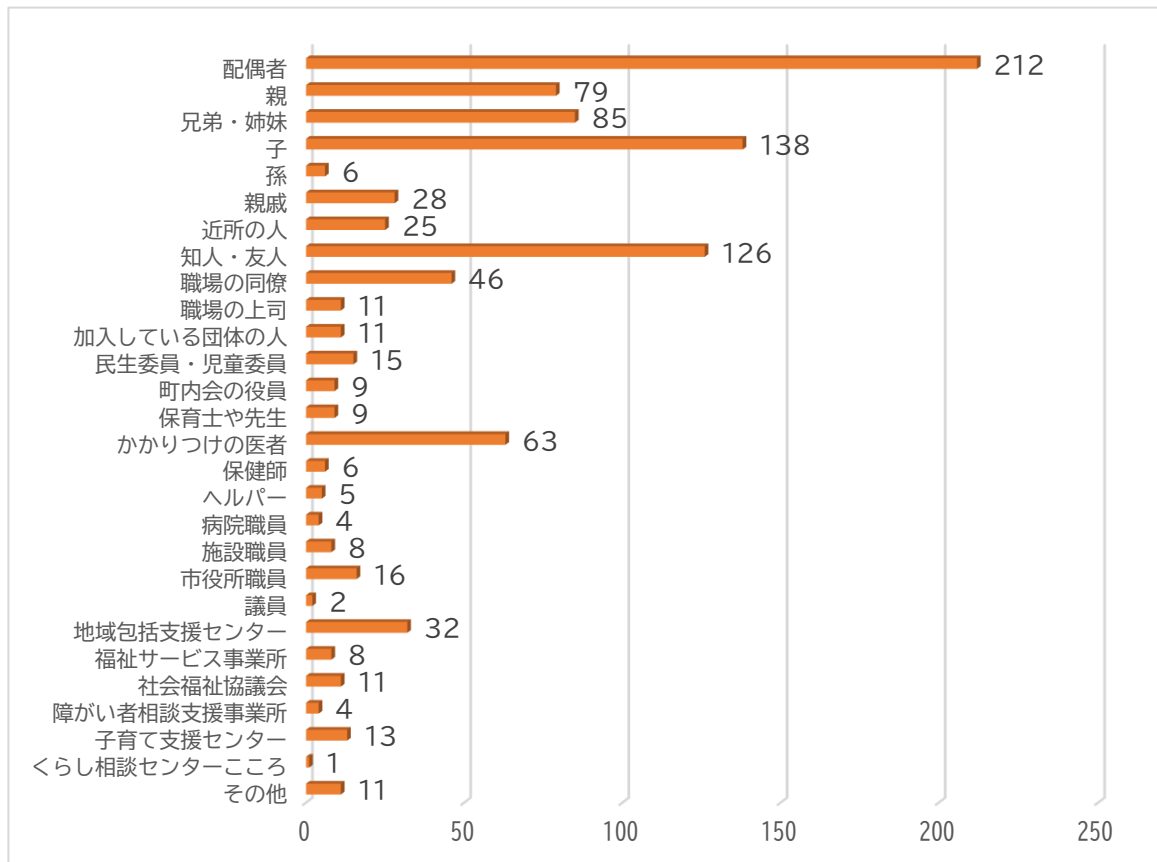
【住んでいる地区】



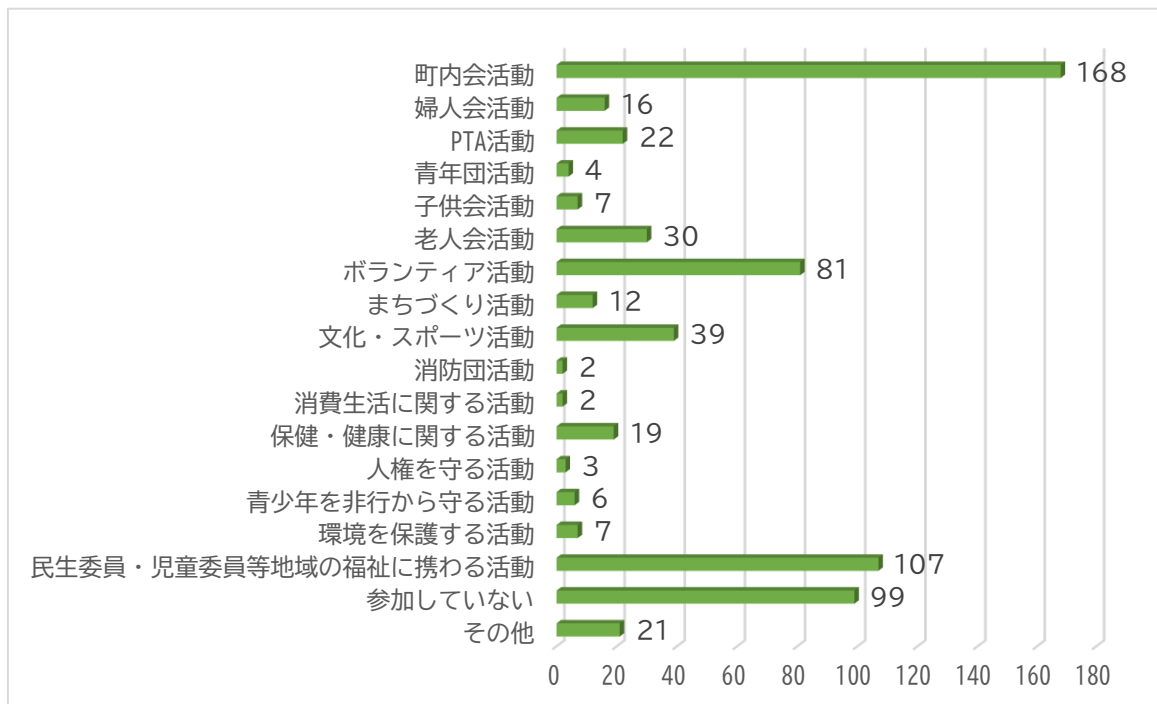
問2 あなたはご近所の方と、どの程度お付き合いがありますか。



問3 あなたは暮らしの問題や医療・福祉・教育などのことで、誰に相談しますか。



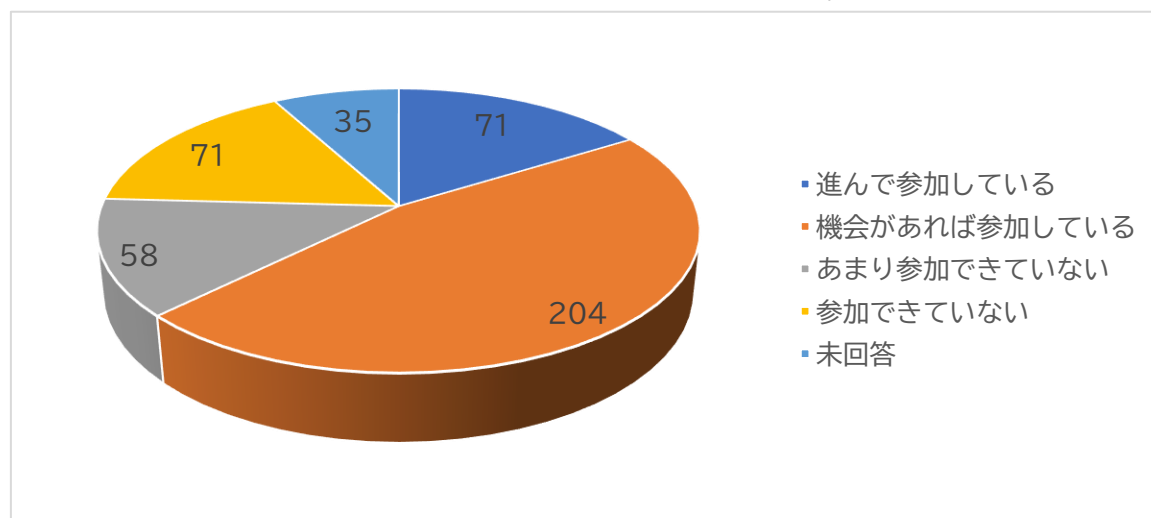
問4 あなたはどのような地域活動や学習、教養活動に参加していますか。



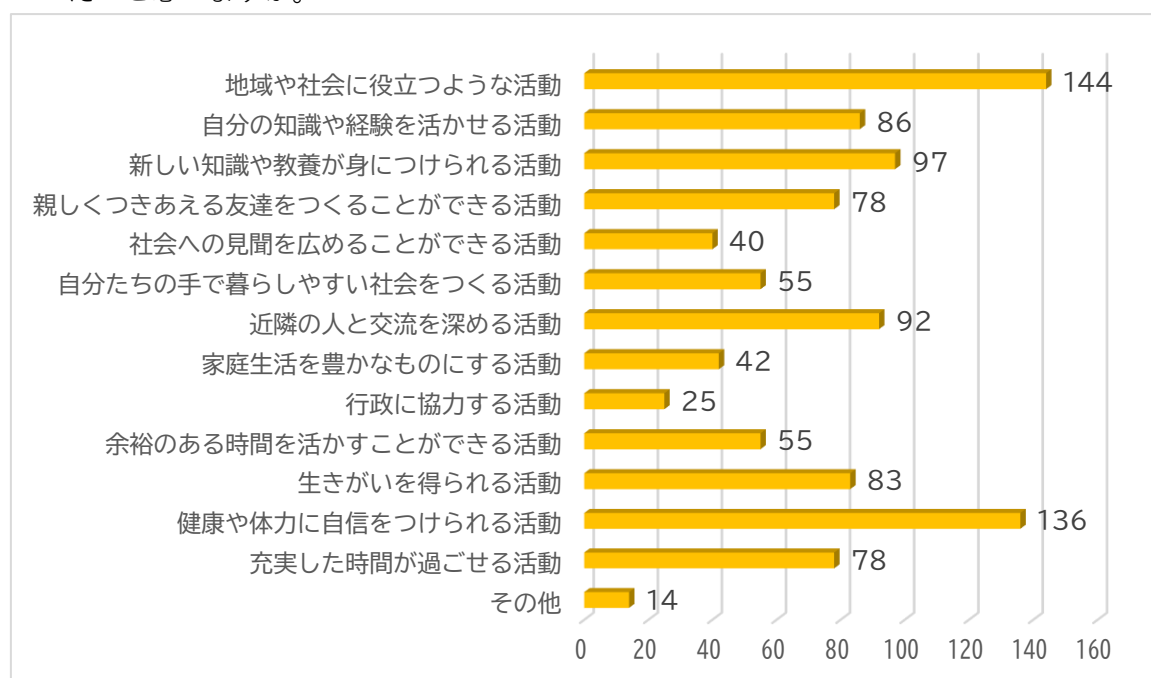
「その他」の意見

学校運営協議会、劇団、区議会議員、認知症カフェ、レザークラフト、絵画サークル

問5 あなたは地域の行事や活動にどのように参加していますか。



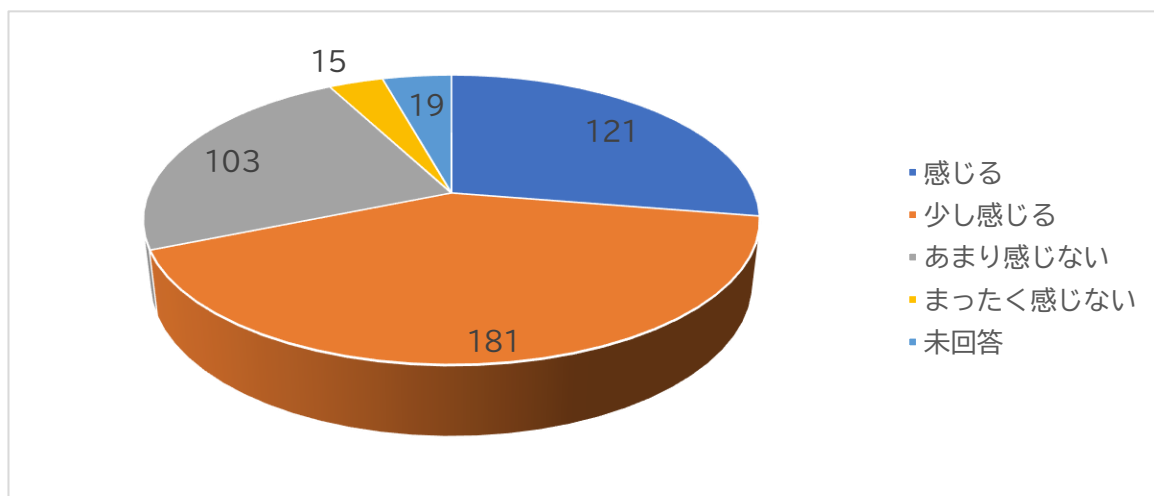
問6 あなたが実際に活動されるとすれば、どのような地域活動や学習・教養活動に参加したいと思いますか。



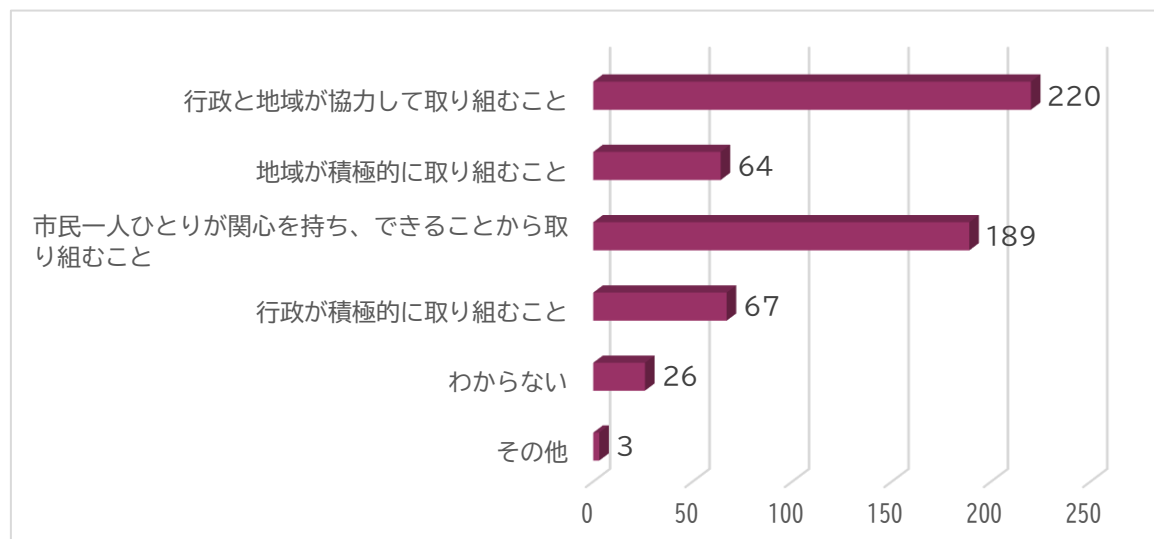
「その他」の意見

近隣の草刈り、子育て世代への応援

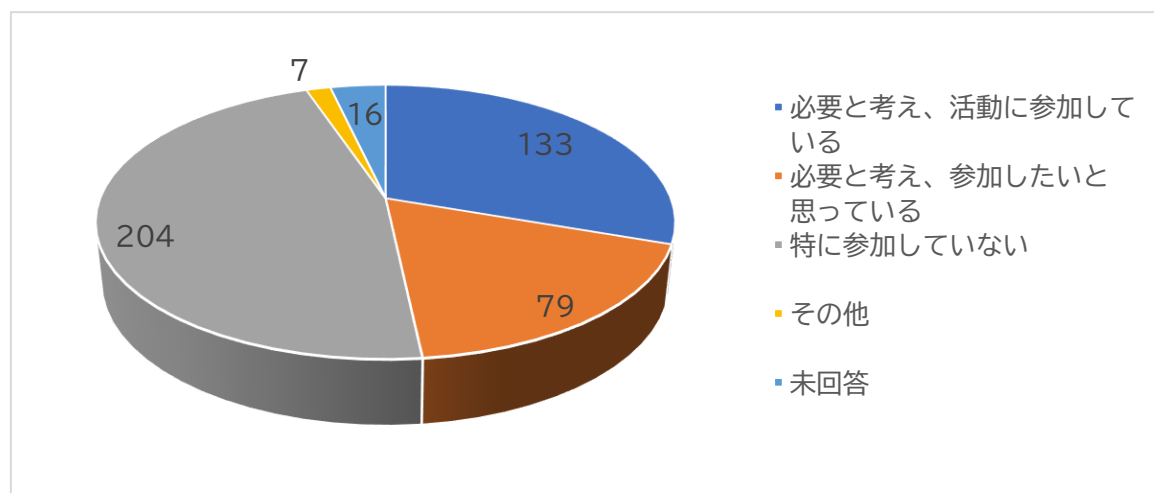
問7 あなたはご自分の地域について、何か誇りや愛着を感じますか。



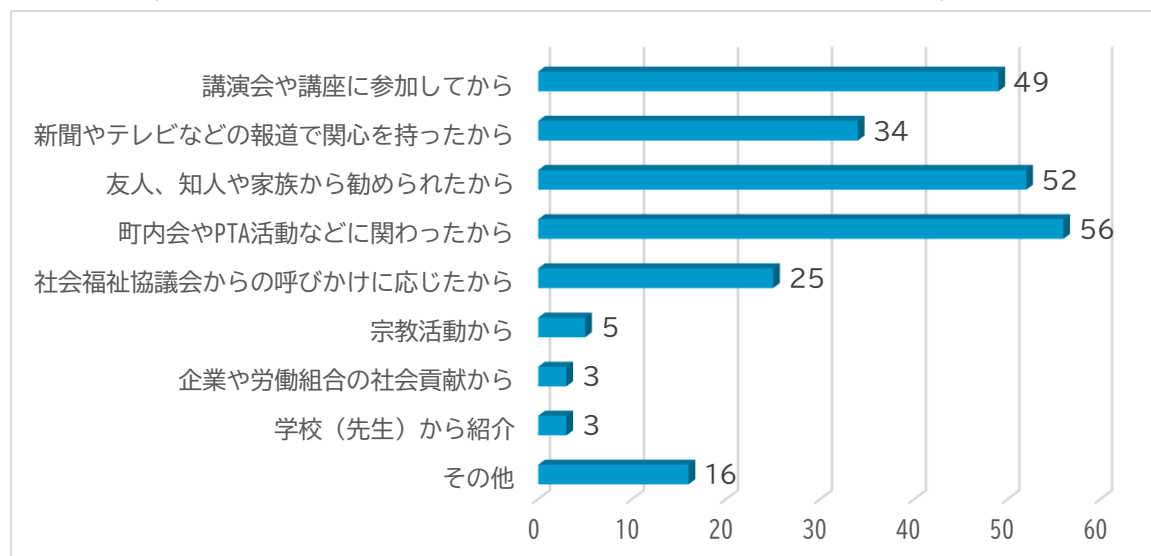
問8 地域福祉を進めるために、必要だと思われるものは何ですか。



問9 あなたはボランティア活動に参加していますか？



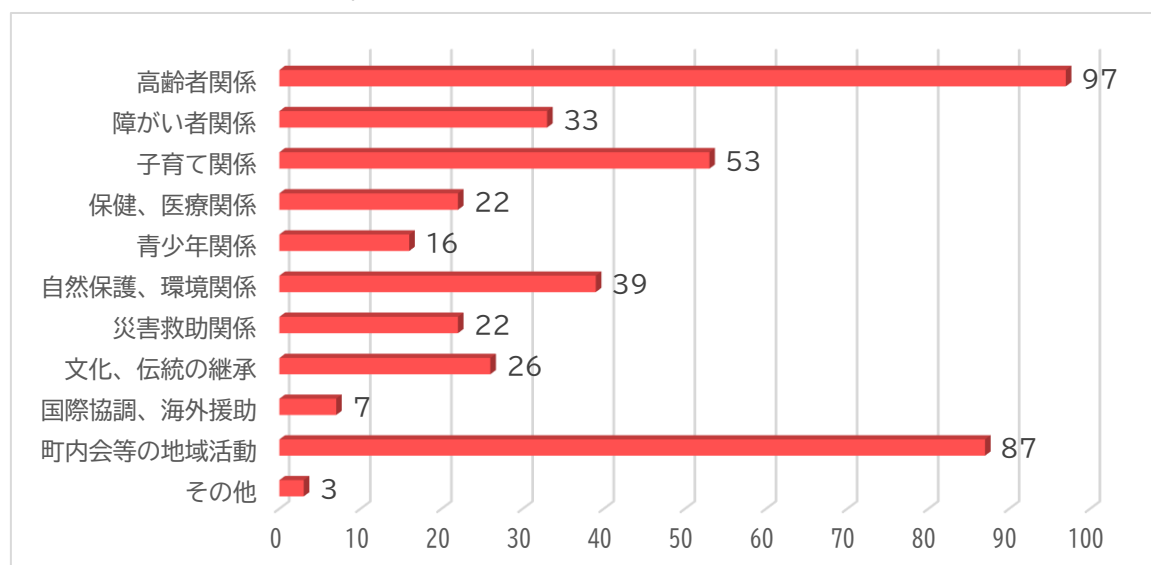
問 10 問 9 において「1 必要と考え、活動に参加している」を選択した方にお伺いいたします。参加するきっかけとしてあてはまるものを記入してください。



「その他」の意見

・自分で必要、大切と考えたから・興味から・機会があれば参加したい・広報・退職して時間ができたため人の役に立ちたい・子どもに健やかな心身でいてほしいと考えたところ、ボランティアの養成講座があった。自分の子供が持てないので地域の子供との関わり（子育てをする親）を経験したかった。

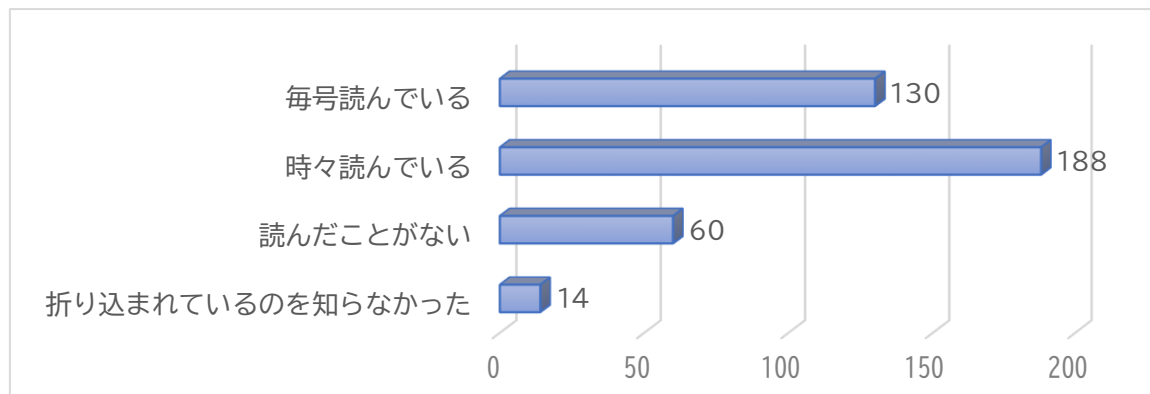
問 11 問 9 において「1 必要と考え、活動に参加している」又は「2 必要と考え、参加したいと思っている」を選択した方にお伺いいたします。今後どのようなボランティア活動に参加したいですか。



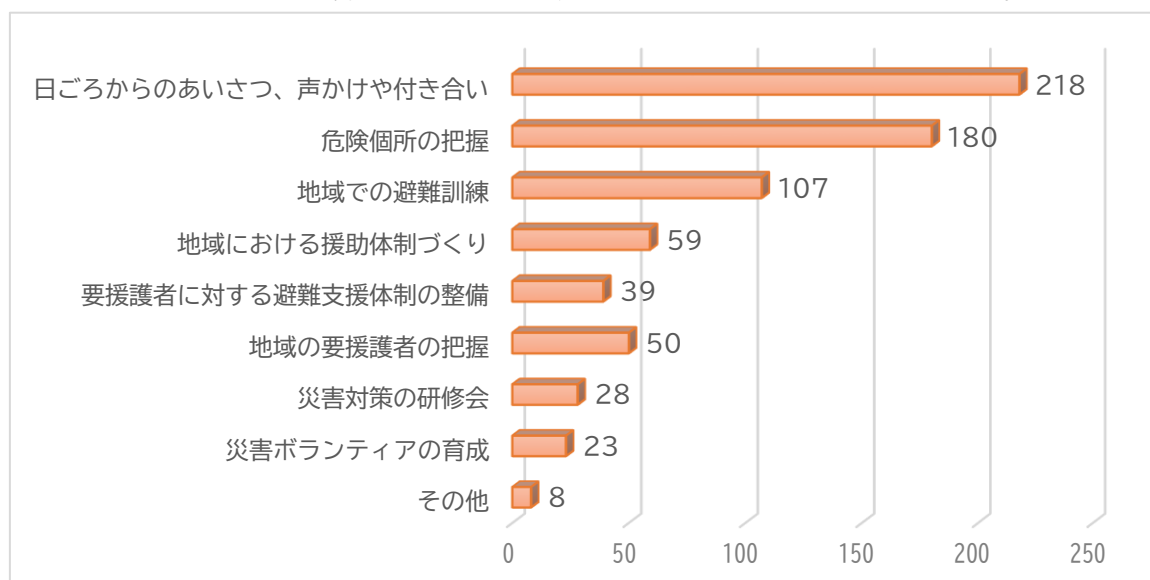
「その他」の意見

・防犯関係

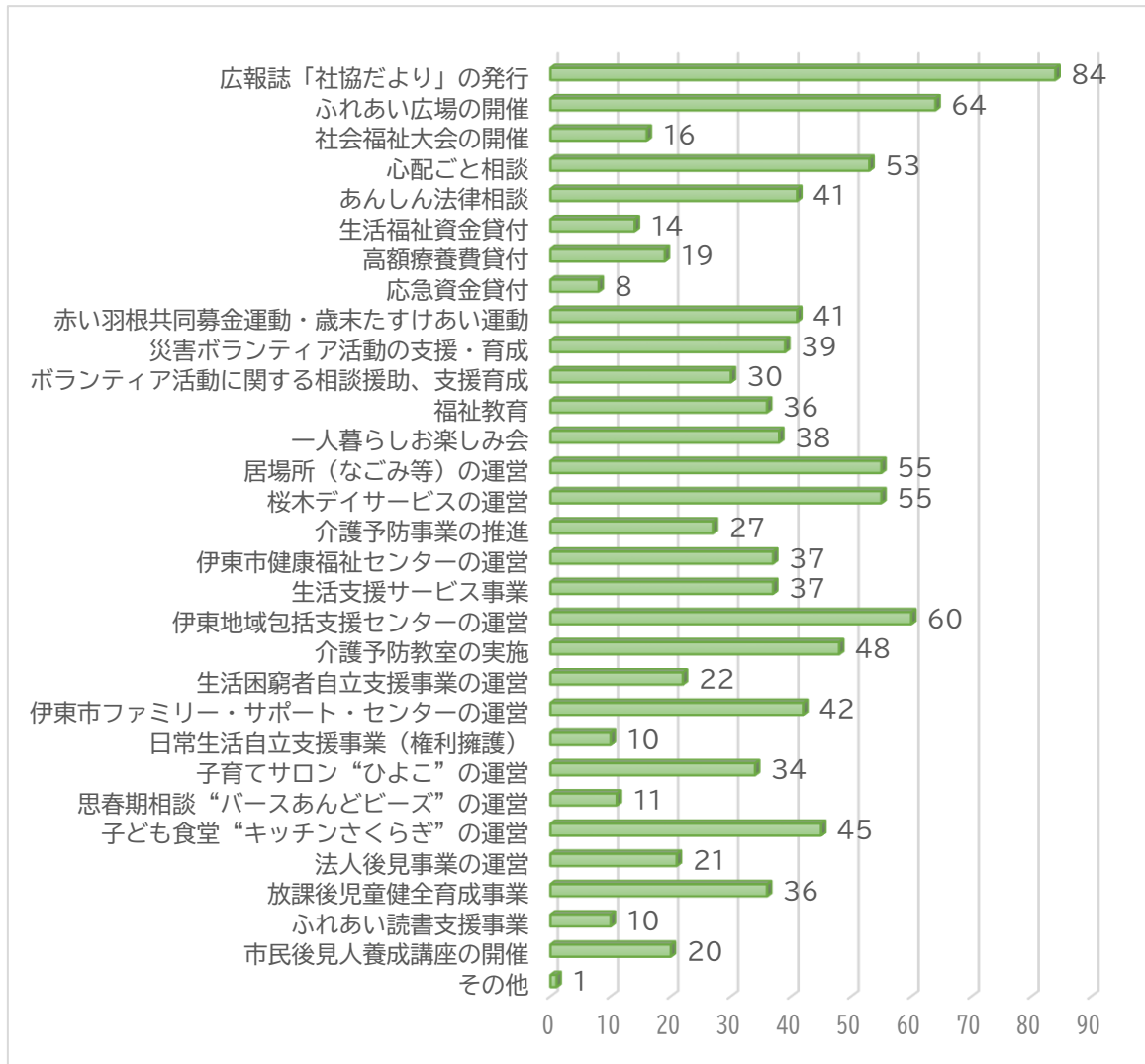
問 12 あなたは「広報いとう」に折り込まれている「社協だより」（9月、10月、12月、3月発行）を読んでいますか。



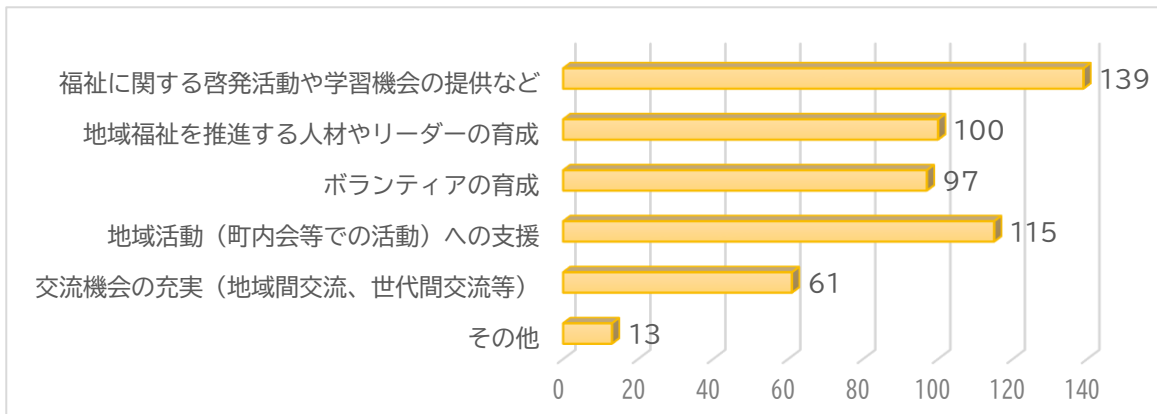
問 13 あなたが日ごろ災害時の備えとして、重要に考えていることは何ですか。



問 14 伊東市社会福祉協議会が運営する次の事業について、関心のあるものをお聞きます。



問 15 伊東市社会福祉協議会が力を入れるべき事業は何だと思いますか。



「その他」の意見

・市民後見人の養成・生活弱者（ひとり親、障がい者、孤立老人等）への支援・災害対応・職員のマナー

問 16 伊東市社会福祉協議会に対する要望・意見などがございましたら、ご自由にご記入ください。

- ・ 社協職員が活発に活動いただきたい
- ・ 他市町村ではフードドライブが盛んですが、伊東市はどうですか？年 1～2 回新聞等で見かける程度ですが、あまり必要ではないのでしょうか？
- ・ 心配ごと相談は相談に行くのに場所が遠いし（近い人は行けるが…）、実際あまり来ていない。もう少し工夫する検討をしてほしい。
- ・ 生活支援ボランティア、市民後見人養成講座など開催するが、次の活動に結びつけられていない。受講した方たちの意欲を削ぐように見受けられる。
- ・ シニアプラザ湯川が伊東市社会福祉協議会とは知りませんでした。
- ・ 高齢者が楽しく暮らせるよう、色々な分野での活動支援をお願いします。
- ・ 湯川シニアの駐車場の木（桜、松）を切ってもらいたい。湯川シニアの駐車場が狭いので、子育て支援の駐車場が空いているときは使わせていただきたい。
- ・ 高齢者のことは沢山ありますが、子どもに関することはあまりないような気がします。
- ・ 何をされているかよくわからない人が多い。組織として何をするとところかわかる工夫を。
- ・ 子どもがいるので「ひよこ」をいつも利用させていただいています。規模が縮小（開く曜日）したようですが、今後も継続して利用させていただけるとありがたいです。
- ・ 高齢者の自立のためにも、コミュニティバスを考えてほしい。
- ・ 身寄りのない人の終末、死後の手続きのための支援
- ・ 各地区に社協の支部をつくる。
- ・ 子どもの成長に資する取り組みを期待しています。
- ・ みんな困っても相談する場所を知らないことが多く、窓口の周知は課題だと思う（老人だけでなく、精神疾患や障がいの人が利用できるものなどは特に…）。
- ・ 幅広い分野だと思いますが、子どもは社会の宝だと思うので、幸せに育ってほしいと願っています。
- ・ 湯川幼稚園で選挙期間になると、使用停止期間が一週間近くと長いため、そこを利用しているお年寄りから「長すぎてその間居場所がなくつまらない」とよく聞きます。せめて 1～2 日前位からにしてほしいです。
- ・ 各居場所運営者との交流やボランティア、サポーターに対しての助成
- ・ 縦割りをなくし、スムーズな交流
- ・ 障がい者の高齢化に伴い、家族への支援、独居老人たちの交流の場（孤立しないように）、老人と子供が接する機会が少なくなっているの、老人が子供を預かるような支援をしたらどうか。
- ・ 社協の存在すら知らない人もいないのでしょうか？
- ・ 各種行事、講座等も家から遠いと参加がおっくうになる。開催場所の分散、送迎など考えてほしい。
- ・ 社会福祉協議会の会長の話を聞いてみたいです。
- ・ 1 階の水道を利用させてほしい（飲み水が欲しい）。
- ・ 高齢化社会に対する社協の役割は？

- ・ 地域参加はなるべくしなけりばと思ひますが、どこまでできるかプライベートな部分もあり、その辺の距離感が難しく自分のやれる範囲かわからない。
- ・ 会合に出てこられる方々がもっと発言し、話し合う集いにしてほしい。行政サイドがいだろうという視点からプログラムを決めてるように見受けられるが、一方通行であること、もっと参加している方々が話題に参加できるようなプログラムにしていきたい。
- ・ 母子（父子）家庭への協力・支援
- ・ 墓じまいや空き家対策の支援、相談、一人暮らしになったときに必要に応じた転居の相談など。
- ・ 透明性のある活動に向けた組織改善
- ・ 社員の言葉遣いや態度、守秘義務など。また、会長はどのような役割をどのように決めているかを開示してほしい。
- ・ 都会の方では行われている「子育てママカフェ」みたいなものを伊東でもやってほしい（支援センター内で保育士に 30 分ほど子どもを預け、ママは別室でお茶やママ同士の交流やヨガ等）。
- ・ 児童の居場所づくりに取り組んでほしい。
- ・ 市民としてどのような支援が受けられるのかを具体的に知りたいです。
- ・ 日常生活自立支援事業や法人後見制度がもっと使いやすくスピーディーになると良いといつも思っております。
- ・ 誰もが利用しやすく参加しやすいボランティアの仕組みを作っていただけたらと思います。
- ・ どのような活動をしているのかあまり分かっていないので、私のような一人暮らしの人間も知っていただけたらと思います。
- ・ 放課後児童クラブへの支援をよろしくお願いします。
- ・ 高齢者に対する活動が主になっていると思う。高齢者も大切だと思いますが、子どもや子どもに携わる人たちの困り感や意見、要望を把握し、できるだけ早い段階で実行してほしい。（要望を出しても結局変わらないと思っている人がほとんどだと思う。）
- ・ 学童があることはとてもありがたいことですが、料金形態を見直して頂きたいです。子どもの人数が多い家庭には学童の費用がかなり負担になり、働いている意味がないです。保育園のように 2 人目は半額、3 人目は無料など考えて頂きたいです。東っこ学童のように学年ごとに金額を変えるとか検討をお願いします。
- ・ 学童さんには毎日お世話になっています。下校後宿題をする場所があり、友達と関わる場所があり、おやつを食べさせていただき感謝しかありません。
- ・ どういう組織なのでしょう。あまり知らない人も多いのでは？
- ・ これから年齢的にも色々お世話になると思いますが、自分自身も関心を持っていきたいです。

問 17 伊東市の福祉行政に求めるもの、期待する活動・事業はどういったものですか。また、今後住みよいまちづくり（地域福祉）を進めていくためのご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください。

- ・ 心を豊かにするための子ども育成は大切だと思います。生活が安定しなければ、助け合う心のゆとりはでないと思うので、まず、市民が安心して生活できるよう、市政の努力が必要だと考えます。
- ・ 子育て支援が充実すれば、少子化問題が少しでも良くなるのではないかな。
- ・ 民生委員の教育が必要。各委員の自覚に差がありすぎる。
- ・ 市民農園を作ってほしい。
- ・ 行政発信をたくさん行ってください。
- ・ 地域住民が気軽に参加できる交流型の学習の場を提供してほしい（参加してお得と感ずるもの）。話を聞くだけでは苦痛、つまらない。
- ・ 子どもが楽しく過ごせるような場所を考えてほしいです。
- ・ 行政の前向きで強力なリーダーシップを期待
- ・ 何をするにも人材が不足している気がします。人手を増やす取り組みが今後より必要ではないでしょうか？
- ・ ボランティア、サポーターとの交流、協力など
- ・ みんなで拾い上げ、すくい上げる努力。一人を大切にできること。
- ・ 障がい者（成人）に対するガイドヘルパーの養成
- ・ 年齢関係なく楽しめるイベント
- ・ 交通費を必要とすることが多いので、バス代を無料にしてもらいたい。
- ・ 鎌田幼稚園など使用されていない場所を老人、子供の居場所として考えてほしい。
- ・ 1 行や 2 行では語れない問題ばかりでしょう。
- ・ 引きこもりの人は何がきっかけで外に出てくれるのか。家族の理解を得るよう働きかけることが必要と思われる。
- ・ 色々なことを広報などで広めてほしい。孫たちと色々参加したいと思います。
- ・ 老人が多くなるので、老人のための色々なことを計画してほしい。
- ・ 専門家が知識を笠にやろうとする内容ではなく、参加する高齢者のモチベーションが上がるやり方を工夫してほしい。
- ・ 母子（父子）家庭への協力・支援
- ・ 無縁社会、相談者のいない人たちが騙されたり途方に暮れたときに相談できる機関のようなもの。
- ・ 子育てサロンひよこの実施日が少なくなってしまう残念です。日曜日など未就園児以外の兄弟、友人と一緒にいけるようになるといいなと思います。
- ・ 自分が退職して時間ができたら毎日外に出ることが大切だと痛感しています。そういう人の力を埋もれさせないように生きがいと共に自分の衰え防止強化が必要と考えます。
- ・ 若い人（中高生）の参加、協力、関心を持ってもらいたい。
- ・ 各スポーツクラブの交流会等のイベントの開催

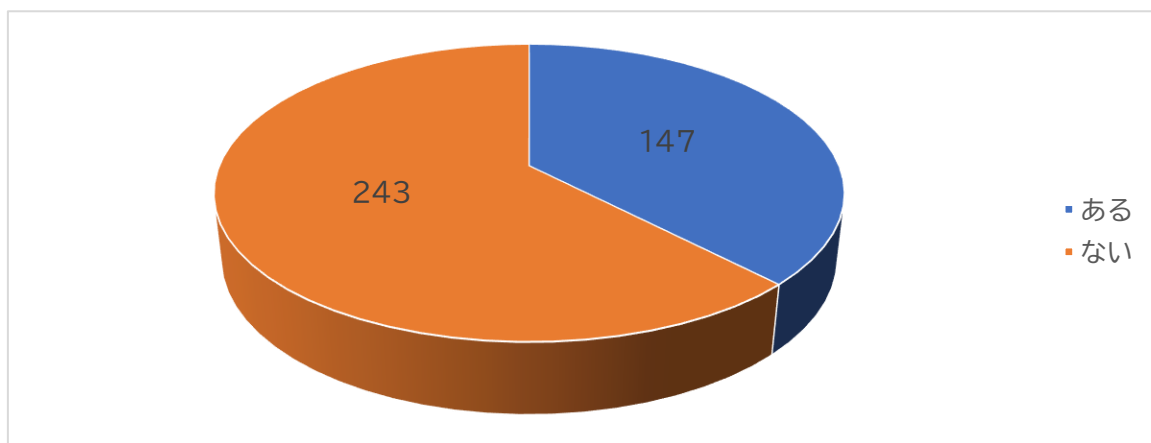
- ・ 空地、空き家をなくす取組
- ・ 子育ての援助や高齢者と社会のかかわり方や諸事の対応
- ・ 都会の方では行われている「子育てママカフェ」みたいなものを伊東でもやってほしい（支援センター内で保育士に 30 分ほど子どもを預け、ママは別室でお茶やママ同士の交流やヨガ等）。
- ・ 声かけがあってもいいかと思う。
- ・ 子育て支援の環境づくりに力を入れてほしい。
- ・ 「福祉」を他人事ではなく自分の事として考えることが大事だと思います。福祉教育を通して子供や親の関心が増すような取組が必要ではないでしょうか。
- ・ 独居高齢者のための移動支援（受診、買い物等）の充実は早急に取り組むべき課題だと思います。
- ・ ワンストップの相談窓口を設けてほしい。
- ・ 子育てしやすい街になったらいいなと思います。
- ・ 体操教室に参加しているが、週 2 回くらいになると忘れないで家でも練習できるので、2 回を希望します。

2 高校生アンケート

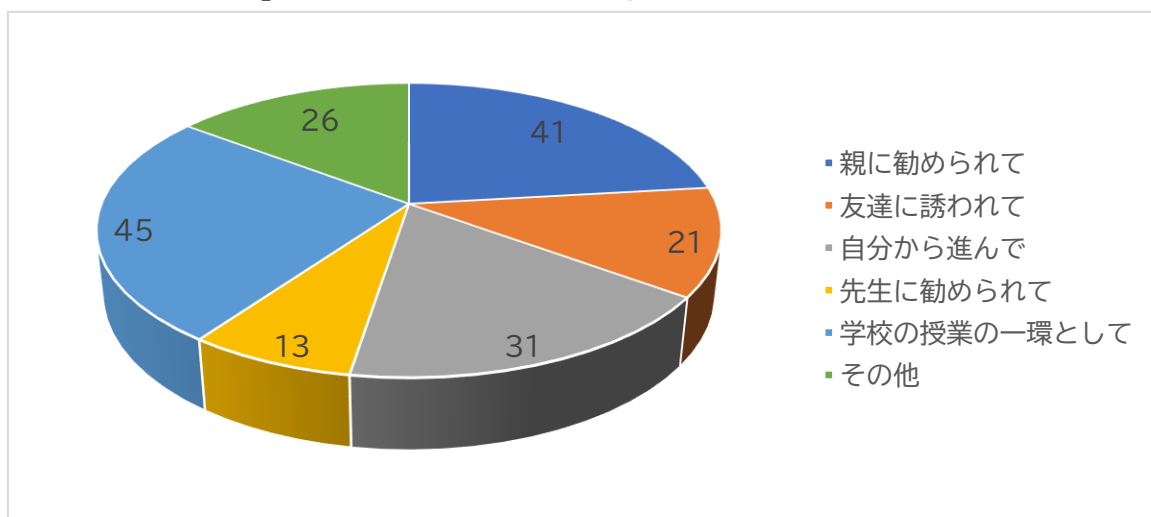
調査対象	伊豆伊東高校 2 年生及び 3 年生（令和 5 年 6 月実施）
回答数	2 年生 192 人・3 年生 198 人

ボランティア活動についてお聞きします

問1 あなたはボランティア活動をしたことがありますか？



問2 問1で「ある」と答えた人にお聞きします。きっかけは何ですか？

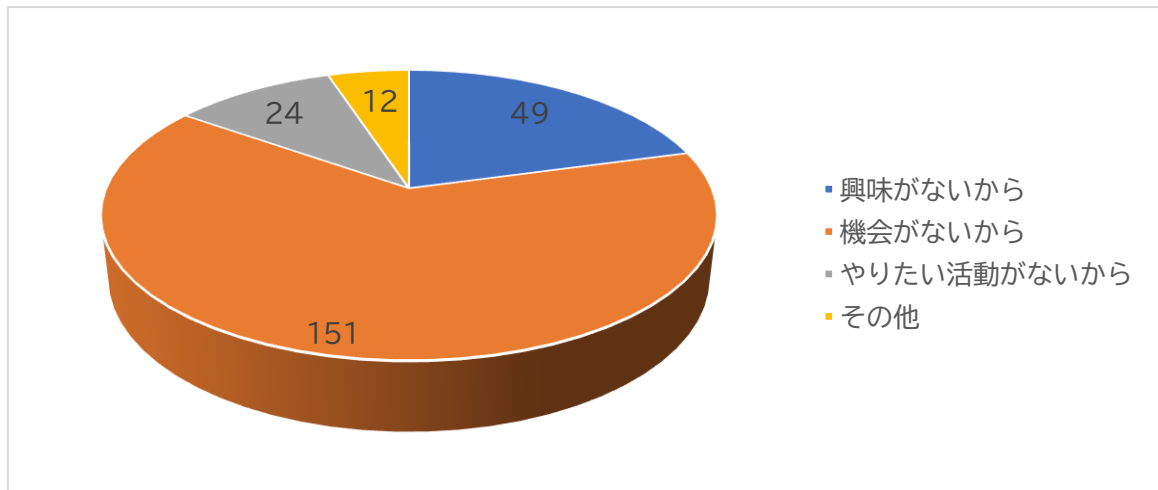


問3 問1で「ある」と答えた人にお聞きします。あなたが体験したボランティア活動は何ですか？

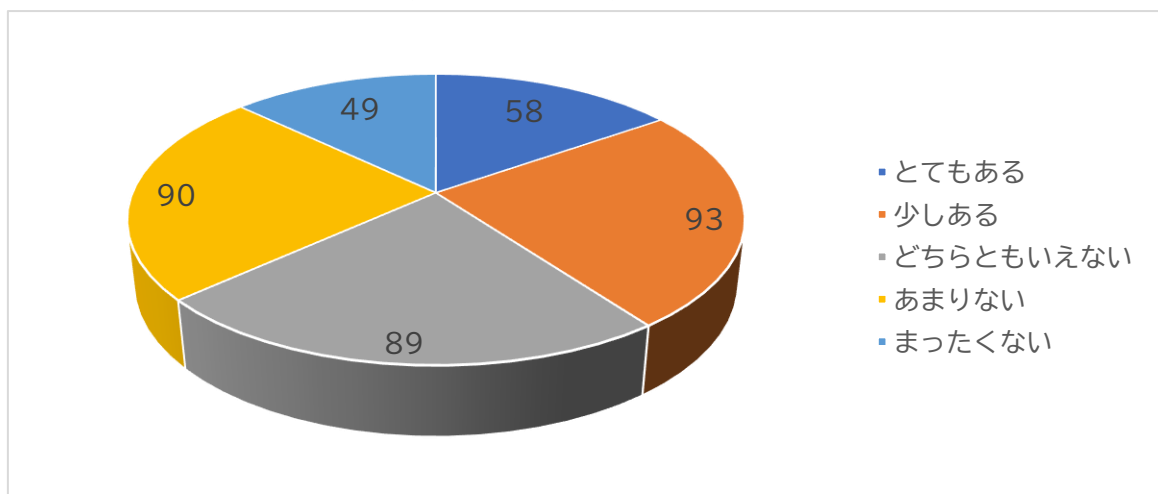
また、今後体験してみたいボランティア活動はありますか？

体験した活動	地域の清掃、海（海岸）の清掃、介護・福祉施設での体験活動、保育園・幼稚園での体験活動、トライアスロン大会、募金、あいさつ運動、災害ボランティア、地域の伝統行事継承、草刈り、シャッターアート、花壇の整備、神社清掃、老人ホームの生け花、ふるさと教室、廃品回収、一碧湖のゴミ拾い、地域イベント、たけのこ採り PC プログラミング、国際交流フェスタ、学童の手伝い、夢チャレンジクラブ、献血活動、図書館での手伝い、ふれあい学習活動、按針像磨き、特別支援の手伝い
今後、体験してみたい活動	地域の清掃、手話、介護体験、観光ボランティア、観光イベント、読み聞かせ、災害ボランティア、災害派遣、国際交流フェスタ

問4 問1で「ない」と答えた人にお聞きします。その理由は何ですか？

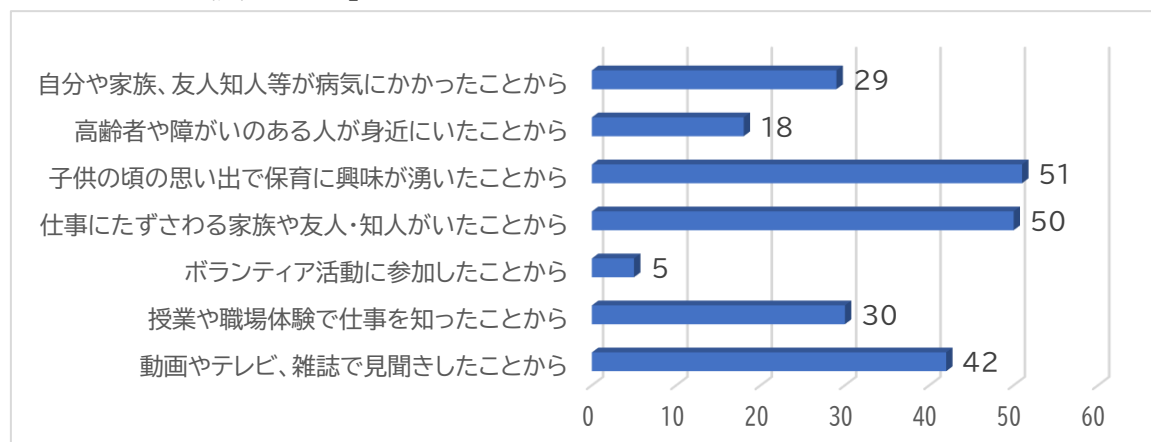


問5 あなたは「医療」「福祉（介護・障害福祉）」「保育」の仕事に関心はありますか？

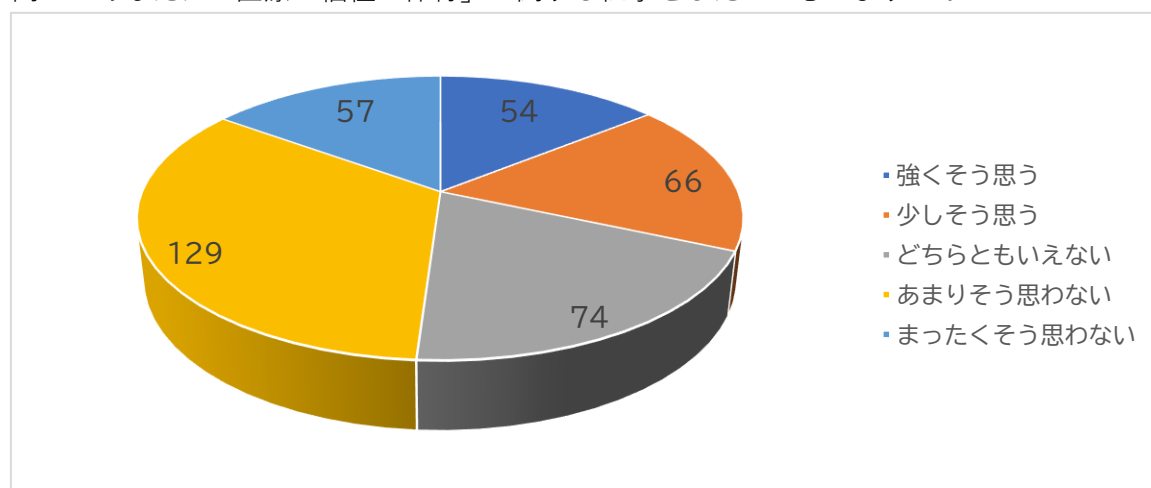


問6 問5で「とてもある」「少しある」と答えた人にお聞きします。

「医療・福祉・保育」の仕事に関心を持ったきっかけは何ですか？

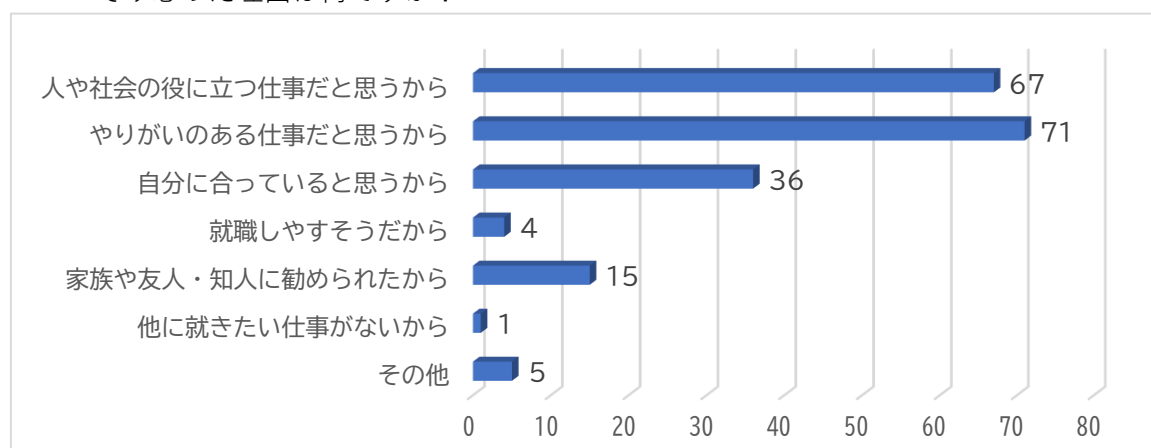


問7 あなたは「医療・福祉・保育」に関する仕事をしたいと思いますか？



問8 問7で「強くそう思う」「少しそう思う」と答えた人にお聞きします。

そう思った理由は何ですか？

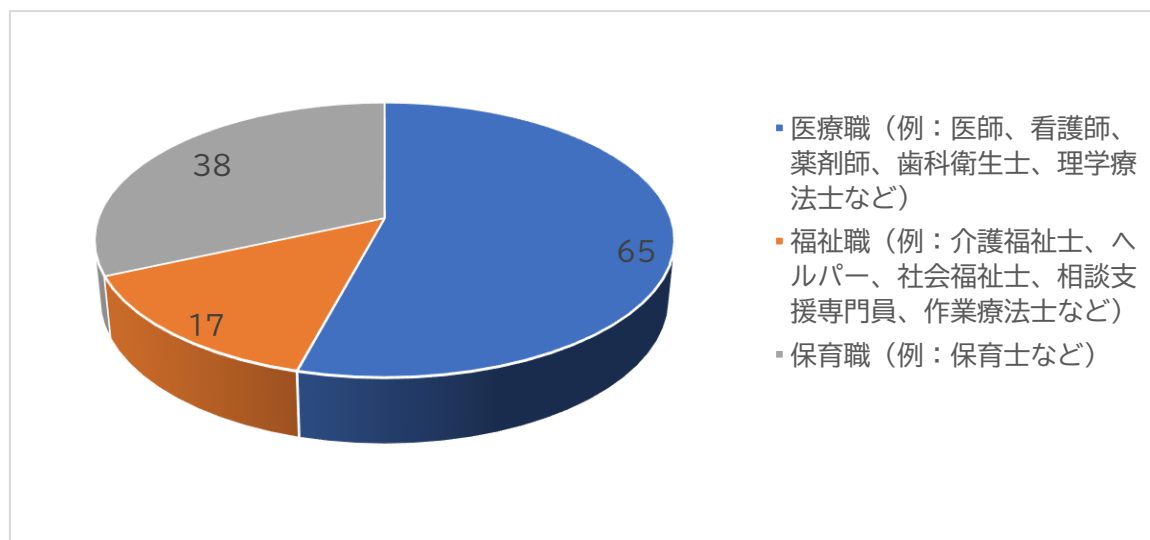


「その他」の意見

子供が好きだから、保育園の先生がすごく優しくかったから

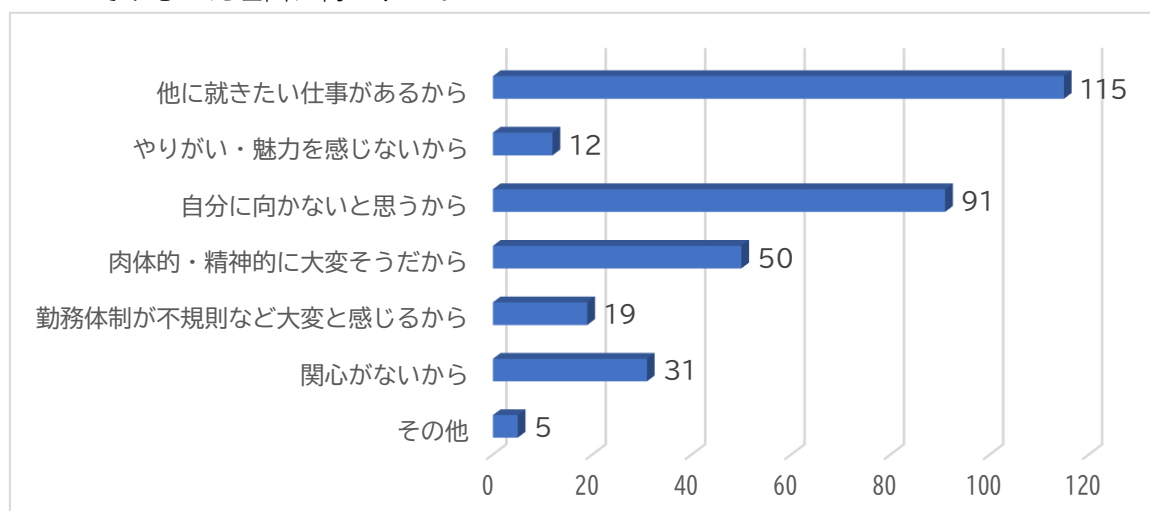
問9 問7で「強くそう思う」「少しそう思う」と答えた人にお聞きします。

働きたいと思う職種は何ですか？



問10 問7で「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」と答えた人にお聞きします。

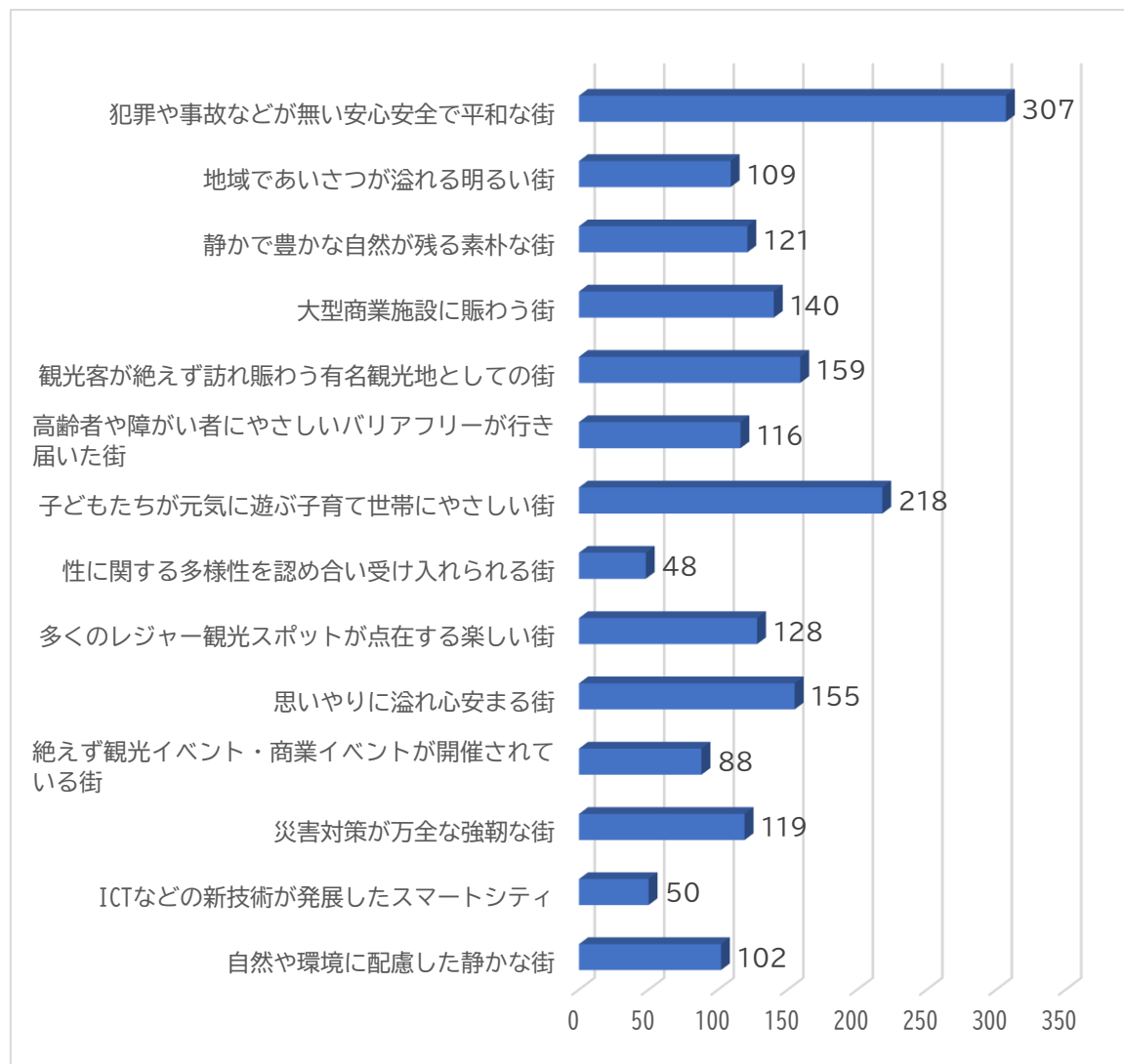
そう思った理由は何ですか？



「その他」の意見

将来の夢は決まっているから、上下関係が厳しいと聞いたから、給料が安い、命は預けれない、奥が深いため

問 11 あなたは、伊東市がどんな「まち」になったら良いと思いますか？また、どんな「まち」であってほしいと思いますか？



3 市民満足度調査抜粋

◇ 伊東市のまちづくりに対する「満足度」・「重要度」について

問4 市が行っている取組について、どのくらい満足していますか。（回答は1つ）
 （「満足」「おおむね満足」「やや満足」「やや不満」「かなり不満」「不満」の6段階にて評価）

項目		令和5年度		令和4年度		
		満足度※	順位	満足度※	増減	順位
1	危機管理体制の充実（自然災害等からの危機管理体制）	64.5%	11	58.0%	6.5	23
2	総合治水対策の強化（水害や土砂災害対策等）	60.3%	23	64.6%	-4.3	12
3	災害に強い建築物や公共施設の整備（耐震性等の安全性の確保）	56.8%	31	—	—	
4	生活安全の推進	75.3%	2	63.6%	11.7	15
5	消防・救急体制の強化	74.9%	5	74.6%	0.3	3
6	地域医療の充実	53.8%	32	46.4%	7.4	35
7	健康づくり支援	75.3%	2	65.7%	9.6	10
8	出産・子育て支援の充実	57.1%	30	53.0%	4.1	31
9	保育及び幼児教育の充実	60.8%	21	—	—	
10	高齢者福祉の充実	61.9%	17	60.4%	1.5	22
11	障がい者福祉の充実	66.3%	9	63.9%	2.4	14
12	地域内の助け合いなどの地域福祉の充実	64.1%	13	62.4%	1.7	19
13	お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現	62.0%	16	54.6%	7.4	29
14	自然との共生社会の推進	71.9%	6	61.9%	10.0	20
15	循環型社会の推進	63.4%	15	77.2%	-13.8	2
16	生活排水対策の充実	61.9%	17	62.8%	-0.9	16
17	安全でおいしい水の安定供給	85.4%	1	86.7%	-1.3	1
18	海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成	59.5%	25	54.2%	5.3	30
19	バス・鉄道などの公共交通対策の充実	30.1%	41	33.6%	-3.5	43
20	道路環境の整備	41.8%	39	44.4%	-2.6	39
21	教育環境の整備	58.6%	29	68.5%	-9.9	8
22	未来を創る教育の充実（小・中学校）	53.2%	33	68.4%	-15.2	9
23	生涯学習活動の推進	61.4%	20	69.4%	-8.0	6
24	青少年の健全な育成	64.2%	12	62.5%	1.7	18
25	市民スポーツ活動の支援	68.2%	7	68.7%	-0.5	7
26	芸術・文化に触れる機会の充実	61.9%	17	57.8%	4.1	25
27	史跡・郷土芸能の保存	75.0%	4	70.7%	4.3	5
28	郷土愛の醸成	65.6%	10	—	—	
29	観光の振興	48.3%	34	47.6%	0.7	34
30	広域連携による誘客の拡充	47.5%	36	44.6%	2.9	38
31	商工業の振興	41.8%	39	42.8%	-1.0	41
32	農林業の振興	59.3%	28	45.1%	14.2	37
33	水産業の振興	63.9%	14	52.8%	11.1	32
34	移住定住の促進・関係人口の拡大	46.2%	37	—	—	
35	国際交流機会の充実	59.5%	25	65.4%	-5.9	11
36	市民の声をうかがう機会の充実	46.0%	38	46.0%	0.0	36
37	市民活動などの地域活動の推進	59.8%	24	57.9%	1.9	24
38	男女共同参画社会の推進	60.8%	21	56.4%	4.4	26
39	市民に対する市職員の対応	67.6%	8	64.2%	3.4	13
40	市の財政の健全な運営	47.6%	35	49.4%	-1.8	33
41	市からの情報提供	59.4%	27	55.5%	3.9	27

※「満足度」は、「満足」「おおむね満足」「やや満足」と答えた人の割合

※質問項目3、28、34は、令和5年度から新たに追加したため令和4年度はデータ無し

※質問項目9は、令和4年度までの設問を統合したため、データ無し

問4 市が行っている取組について、どのくらい重要だと思いますか。（回答は1つ）
 （「重要」「やや重要」「あまり重要でない」「重要でない」の4段階にて評価）

項目		令和5年度		令和4年度		
		重要度※	順位	重要度※	増減	順位
1	危機管理体制の充実（自然災害等からの危機管理体制）	98.2%	1	98.4%	-0.2	1
2	総合治水対策の強化（水害や土砂災害対策等）	97.6%	3	93.3%	4.3	13
3	災害に強い建築物や公共施設の整備（耐震性等の安全性の確保）	94.5%	10	—	—	
4	生活安全の推進	96.4%	7	94.8%	1.6	8
5	消防・救急体制の強化	97.9%	2	96.9%	1.0	3
6	地域医療の充実	96.9%	6	97.9%	-1.0	2
7	健康づくり支援	83.2%	32	90.7%	-7.5	25
8	出産・子育て支援の充実	91.9%	19	92.8%	-0.9	15
9	保育及び幼児教育の充実	90.7%	24	—	—	
10	高齢者福祉の充実	90.9%	22	91.8%	-0.9	21
11	障がい者福祉の充実	91.5%	21	92.1%	-0.6	17
12	地域内の助け合いなどの地域福祉の充実	86.2%	29	85.5%	0.7	34
13	お互いの個性と多様性を認め合う社会の実現	78.4%	36	83.4%	-5.0	36
14	自然との共生社会の推進	84.4%	31	93.6%	-9.2	12
15	循環型社会の推進	89.7%	26	95.1%	-5.4	6
16	生活排水対策の充実	93.5%	12	95.0%	-1.5	7
17	安全でおいしい水の安定供給	97.0%	5	95.4%	1.6	5
18	海岸・高原・住宅地及び市街地の街並みなどの良好な景観の形成	86.6%	28	86.9%	-0.3	31
19	バス・鉄道などの公共交通対策の充実	94.6%	9	93.9%	0.7	11
20	道路環境の整備	94.2%	11	94.5%	-0.3	10
21	教育環境の整備	93.3%	13	91.9%	1.4	20
22	未来を創る教育の充実（小・中学校）	93.2%	14	91.6%	1.6	23
23	生涯学習活動の推進	82.0%	33	76.8%	5.2	40
24	青少年の健全な育成	90.8%	23	87.4%	3.4	30
25	市民スポーツ活動の支援	71.9%	40	71.6%	0.3	43
26	芸術・文化に触れる機会の充実	75.5%	38	73.1%	2.4	42
27	史跡・郷土芸能の保存	80.9%	34	76.7%	4.2	41
28	郷土愛の醸成	75.3%	39	—	—	
29	観光の振興	92.3%	16	92.1%	0.2	17
30	広域連携による誘客の拡充	88.0%	27	84.9%	3.1	35
31	商工業の振興	92.2%	18	88.9%	3.3	28
32	農林業の振興	89.8%	25	87.6%	2.2	29
33	水産業の振興	92.3%	16	92.1%	0.2	17
34	移住定住の促進・関係人口の拡大	86.0%	30	—	—	
35	国際交流機会の充実	70.6%	41	66.8%	3.8	44
36	市民の声をうかがう機会の充実	93.2%	14	91.3%	1.9	24
37	市民活動などの地域活動の推進	79.1%	35	82.0%	-2.9	37
38	男女共同参画社会の推進	78.2%	37	78.3%	-0.1	39
39	市民に対する市職員の対応	91.6%	20	89.5%	2.1	27
40	市の財政の健全な運営	97.6%	3	96.5%	1.1	4
41	市からの情報提供	96.2%	8	94.7%	1.5	9

※「重要度」は、「重要」「やや重要」と評価した人の割合

※質問項目3、28、34は、令和5年度から新たに追加したため令和4年度はデータ無し

※質問項目9は、令和4年度までの設問を統合したため、データ無し

4 策定経過

(1) 計画策定までの流れ

実施期間	実施内容
令和5年3月～4月	計画策定に向けた社会福祉協議会との事前協議
令和5年5月～6月	地域福祉計画策定のための市民アンケート・高校生アンケートの実施
令和5年7月6日	庁内関係課との協議
令和5年9月6日	第1回 策定委員会
令和5年9月25日	第1回 市民懇話会
令和5年10月18日	第2回 市民懇話会
令和5年11月20日	第3回 市民懇話会
令和5年12月21日	第2回 策定委員会
令和5年12月28日～ 令和6年1月29日	パブリックコメントによる意見募集
令和6年2月6日	パブリックコメントの結果報告
令和6年3月	第4次伊東市地域福祉計画策定

(2) 第4次伊東市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会 委員名簿

役職	氏 名	所属団体・組織名等
会長	高橋 祥仁	伊東市民生委員児童委員協議会
副会長	大川美津江	伊東市ボランティア協会
委員	露木 義則	伊東市社会福祉協議会
委員	中川 道子	伊東市女性連盟
委員	真鍋 洋子	伊東市手をつなぐ育成会
委員	平澤 幸子	社会福祉法人伊東つくし会
委員	山口 弘文	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里
委員	瀧 朱美	社会福祉法人クープ
委員	工藤 和正	有限会社悠悠
委員	山下 静代	公募

(3) 第4次伊東市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

役 職	所 属	氏 名
委員長	健康福祉部長	松下 義己
副委員長	企画課長	菊地 貴臣
委 員	社会福祉課長	石川 秀大
委 員	高齢者福祉課長	齋藤 修
委 員	子育て支援課長	石井 弘樹
委 員	健康推進課長	大川 貴生
委 員	幼児教育課長	鈴木 慎一

(4) その他

作業部会員					
課名	職名	氏名	課名	職名	氏名
企画課	課長補佐	鈴木 綾子	子育て支援課	係長	佐藤 美樹
社会福祉課	課長補佐	稲葉 豊彦	健康推進課	課長補佐	富岡 明浩
社会福祉課	課長補佐	秋山 泰徳	健康推進課	主幹	稲葉 淳子
高齢者福祉課	課長補佐	有田 和弘	幼児教育課	課長補佐	青木 美月
子育て支援課	課長補佐	庄子 高弘			
事務局					
社会福祉課	課長	石川 秀大	社会福祉課	主幹	小嶋さつき
社会福祉課	課長補佐	日吉 朋也			

第 4 次伊東市地域福祉計画 第 4 次伊東市地域福祉活動計画

発行：伊東市健康福祉部社会福祉課

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

編集：伊東市健康福祉部社会福祉課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目 1 番 1 号 TEL：0557-32-1531

社会福祉法人伊東市社会福祉協議会

〒414-0013 静岡県伊東市桜木町二丁目 2 番 3 号 TEL：0557-36-5512

発行年月：令和 6 年 3 月